

石川町住生活基本計画

【資料編】

石川町住生活基本計画

【資料編】

目 次

第1章 住生活に関する統計データ.....	1
1-1. 人口.....	1
(1) 人口・世帯.....	1
(2) 人口動態.....	2
(3) 年齢別転入出者数の推移	3
(4) 年齢構成の推移	4
(5) 世帯構成.....	5
1-2. 住宅	7
(1) 住宅ストックの状況	7
(2) 建築の時期.....	8
(3) 住宅の種類.....	8
(4) 住宅の所有関係の推移	9
(5) 中古住宅市場の状況(住宅の取得方法).....	9
(6) 住宅の規模.....	10
(7) 空き家	12
(8) 住宅機能の状況	14
第2章 住生活基本計画策定に向けたアンケート調査.....	18
2-1. 調査の概要.....	18
2-2. 調査結果.....	21
2-3. クロス集計	44
第3章 令和3年度空家等の所有者に対するアンケート調査	60
3-1. 調査の概要.....	60
3-2. 調査結果.....	61
第4章 空家等対策の推進に関する特別措置法.....	69
4-1. 第一章 総則(第一条—第八条).....	69
4-2. 第二章 空家等の調査(第九条—第十一条)	73
4-3. 第三章 空家等の適切な管理に係る措置(第十二条—第十四条)	74
4-4. 第四章 空家等の活用に係る措置(第十五条—第二十一条).....	75
4-5. 第五章 特定空家等に対する措置(第二十二条)	77
4-6. 第六章 空家等管理活用支援法人(第二十三条—第二十八条)	78
4-7. 第七章 雑則(第二十九条).....	80
4-8. 第八章 罰則(第三十条).....	80

第1章 住生活に関する統計データ

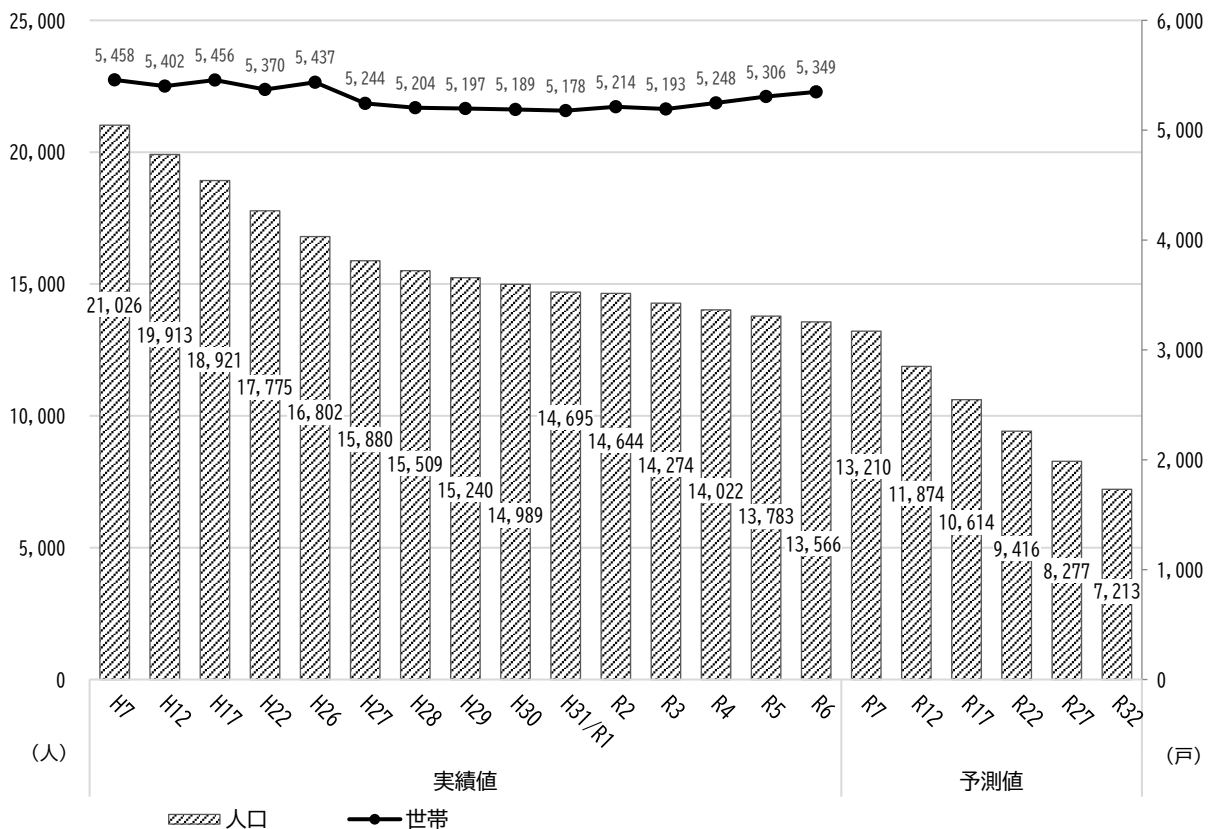
1-1. 人口

(1) 人口・世帯

福島県の現住人口調査月報によると、石川町の人口は令和 6(2024)年で 13,566人、世帯数は 5,349 世帯となっています。

人口は平成 7 年より減少傾向が続いており、ここ 10 年ほどで 3,000 人減となっています。国立社会保障・人口問題研究所の将来予測によると、引き続き人口減少が進むとされており、10 年後の令和 17(2035)年には約 10,000 人、25 年後の令和 32(2050)年には約 7,000 人と令和 6 年時点の人口の半分ほどの人口になると予測されています。

世帯数は、平成 26(2014)年以降減少傾向にありましたが、令和元年より増加に転じています。

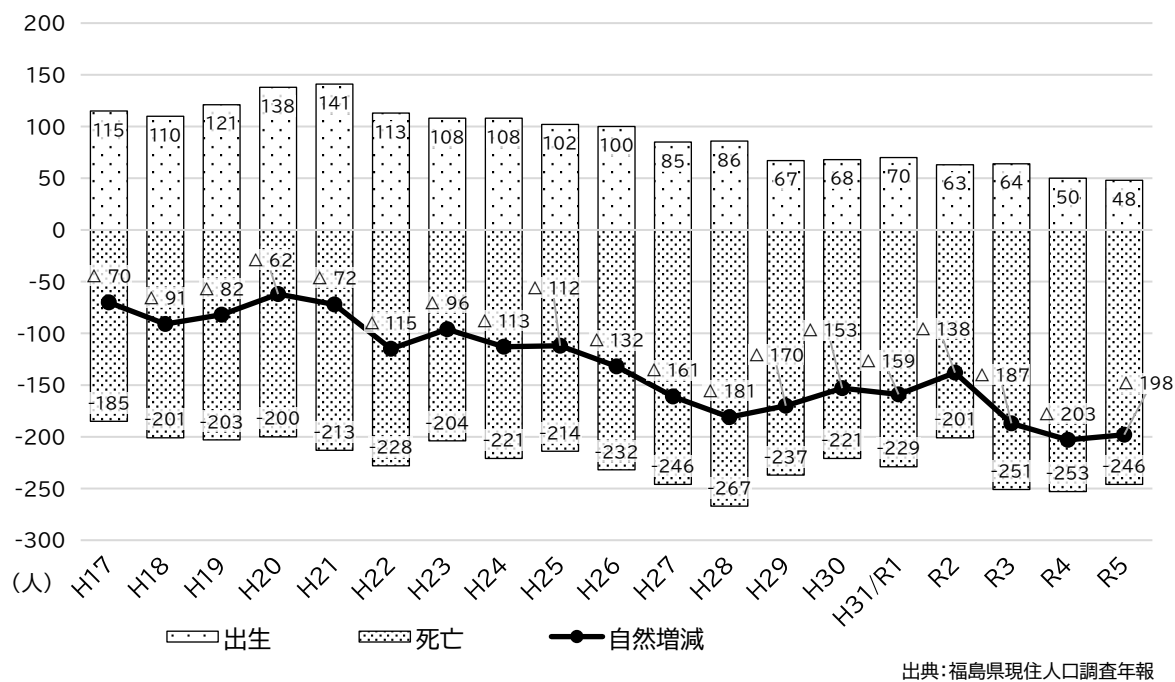


出典：福島県の推計人口(福島県現住人口調査月報)
国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(令和5年集計)

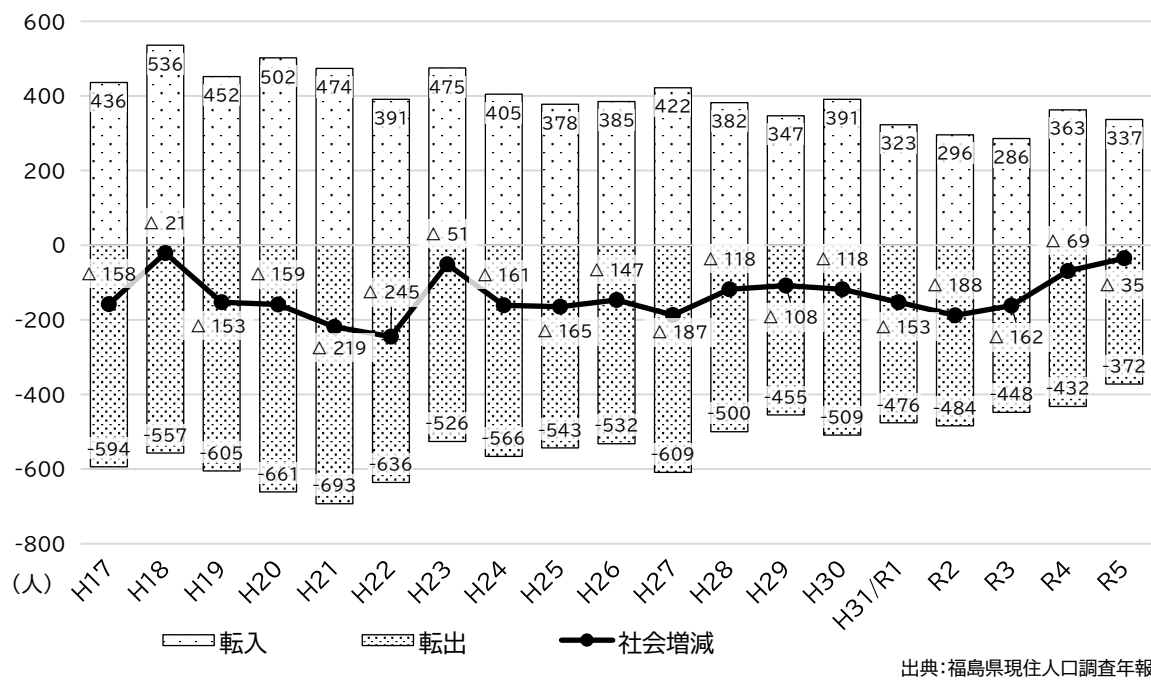
図表 1-1-(1)-1 人口・世帯数の推移と将来予測

(2) 人口動態

石川町の人口動態をみると、死亡者数が出生数を上回る自然減が続いており、その幅は年々広がっています。一方で、社会増減は転出超過が続いているものの、横ばいを保っており、令和 5(2023)年には転出超過が 35 人と少なくなっています。



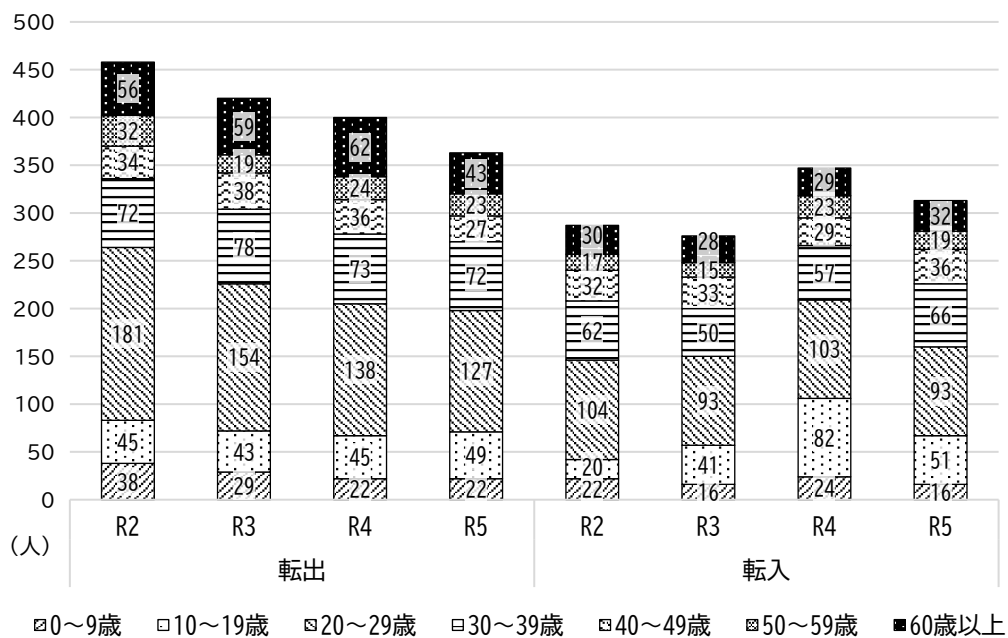
図表 1-1-(2)-1 人口における自然増減の推移



図表 1-1-(2)-2 人口における社会増減の推移

(3) 年齢別転入出者数の推移

人口の社会増減を年齢別に見ると 20 歳代で転入・転出の流動が大きいことがわかります。令和 4 (2022)年、令和 5(2023)年では 10 歳代で転入超過が続いています。



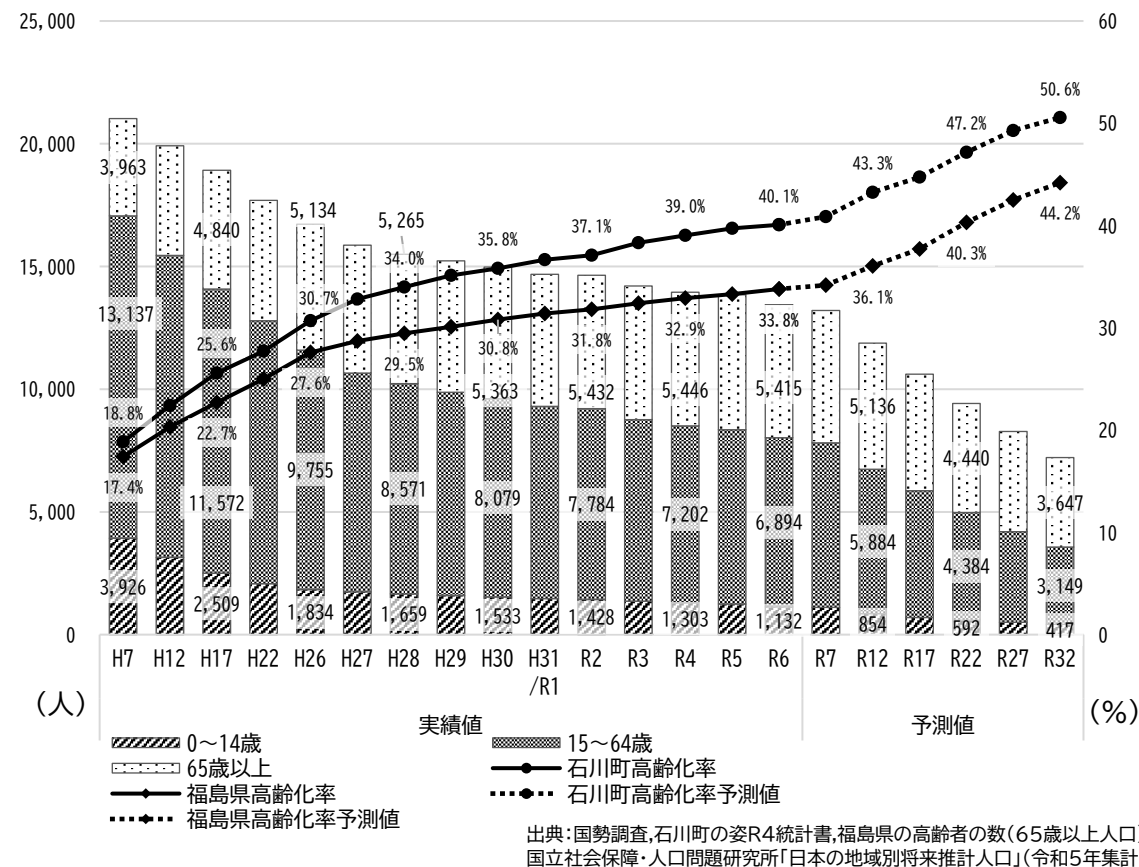
出典：住民基本台帳人口移動報告 2023年報

図表 1-1-(3)-1 年齢別転入出者数の推移

(4) 年齢構成の推移

石川町の年齢構成の推移をみると、0～14 歳の年少人口が大幅に減少していることがわかります。また、15 歳～64 歳の生産人口においても減少が進み、令和 32(2050)年には 65 歳以上の老年人口と同等の人口になると予測されています。

高齢化率は、平成 7(1995)年以降上昇が続いており、令和 6(2024)年では 40.1%となっています。今後の予測では、福島県の高齢化率よりも 7%ほど高い水準を推移していくとされています。



図表 1-1-(4)-1 年齢構成の推移

(5) 世帯構成

① 家族類型別にみた高齢者世帯、子育て世帯

令和 2(2020)年の国勢調査による家族類型をみると、核家族世帯が 50%、核家族以外が 24.5%となっています。単独世帯、夫婦と子供から成る世帯、夫婦のみの世帯が多く、20%前後の高い構成比となっています。

65歳以上の世帯員がいる世帯は総世帯数の約65%で、65歳以上のみの世帯割合は26%、また、単独世帯の約半数は高齢者のみの世帯となっています。

18歳未満の子供がいる子育て世帯は総世帯数の約20%となっています。

図表 1-1-(5)-1 家族類型別にみた高齢者世帯、子育て世帯の状況

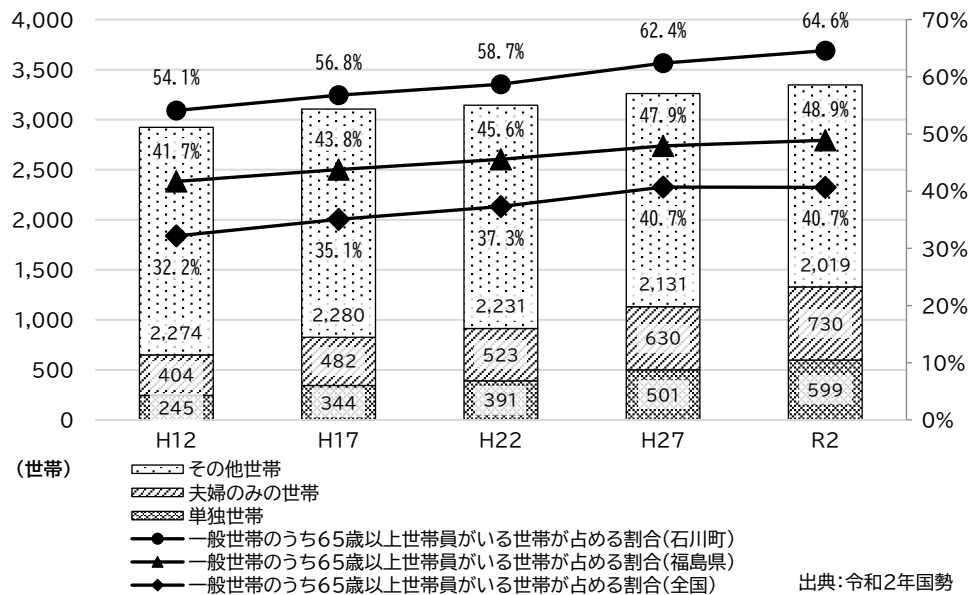
区分		世帯数	構成比	うち65歳以上 世帯員がいる世帯	高齢者世帯割合	うち65歳以上 世帯員のみの世帯	高齢者のみの 世帯割合	うち18歳未満の 子供がいる子育て世帯	子育て世帯の割合
総数		5,185	100%	3,348	64.6%	1,348	26.0%	990	19.1%
核家族世帯	核家族世帯	2,591	50.0%	1,546	59.7%	645	24.9%	484	18.7%
	夫婦のみの世帯	990	19.1%	730	73.7%	610	61.6%	-	-
	夫婦と子供から成る世帯	1,011	19.5%	432	42.7%	3	0.3%	404	40.0%
	男親と子供から成る世帯	123	2.4%	88	71.5%	2	1.6%	4	3.3%
	女親と子供から成る世帯	467	9.0%	296	63.4%	30	6.4%	76	16.3%
	核家族以外の世帯		1,268	24.5%	1,190	93.8%	98	7.7%	500
核家族以外の世帯	夫婦と両親から成る世帯	87	1.7%	81	93.1%	4	4.6%	-	-
	夫婦とひとり親から成る世帯	232	4.5%	231	99.6%	70	30.2%	-	-
	夫婦、子供と両親から成る世帯	224	4.3%	210	93.8%	-	-	161	71.9%
	夫婦、子供とひとり親から成る世帯	319	6.2%	311	97.5%	-	-	126	39.5%
	夫婦と他の親族(親、子供を含まない)から成る世帯	14	0.3%	13	92.9%	2	14.3%	3	21.4%
	夫婦、子供と他の親族(親を含まない)から成る世帯	85	1.6%	74	87.1%	-	-	57	67.1%
	夫婦、親と他の親族(子供を含まない)から成る世帯	34	0.7%	32	94.1%	2	5.9%	11	32.4%
	夫婦、子供、親と他の親族から成る世帯	118	2.3%	114	96.6%	-	-	109	92.4%
	兄弟姉妹のみから成る世帯	54	1.0%	34	63.0%	18	33.3%	-	-
	他に分類されない世帯	101	1.9%	90	89.1%	2	2.0%	33	32.7%
	その他	非親族を含む世帯	26	0.5%	13	50.0%	6	23.1%	3
単独世帯		1,298	25.0%	599	46.1%	599	46.1%	3	0.2%
世帯の家族類型「不詳」		2	0.0%	-	-	-	-	-	-

出典:R2 国勢調査 第27-4表、第9-1-1表

② 高齢者世帯の推移

高齢者の夫婦のみの世帯と高齢者の単独世帯は増加傾向にあり、令和2年の国勢調査では高齢者のみの夫婦が730世帯、高齢者の単独世帯は599世帯となっています。

また、一般世帯のうち65歳以上の世帯員がいる世帯が占める割合は令和2年(2020)で64.6%と福島県や全国と比較して高い割合となっています。



図表 1-1-(5)-2 65歳以上の世帯員がいる世帯数の推移

1-2. 住宅

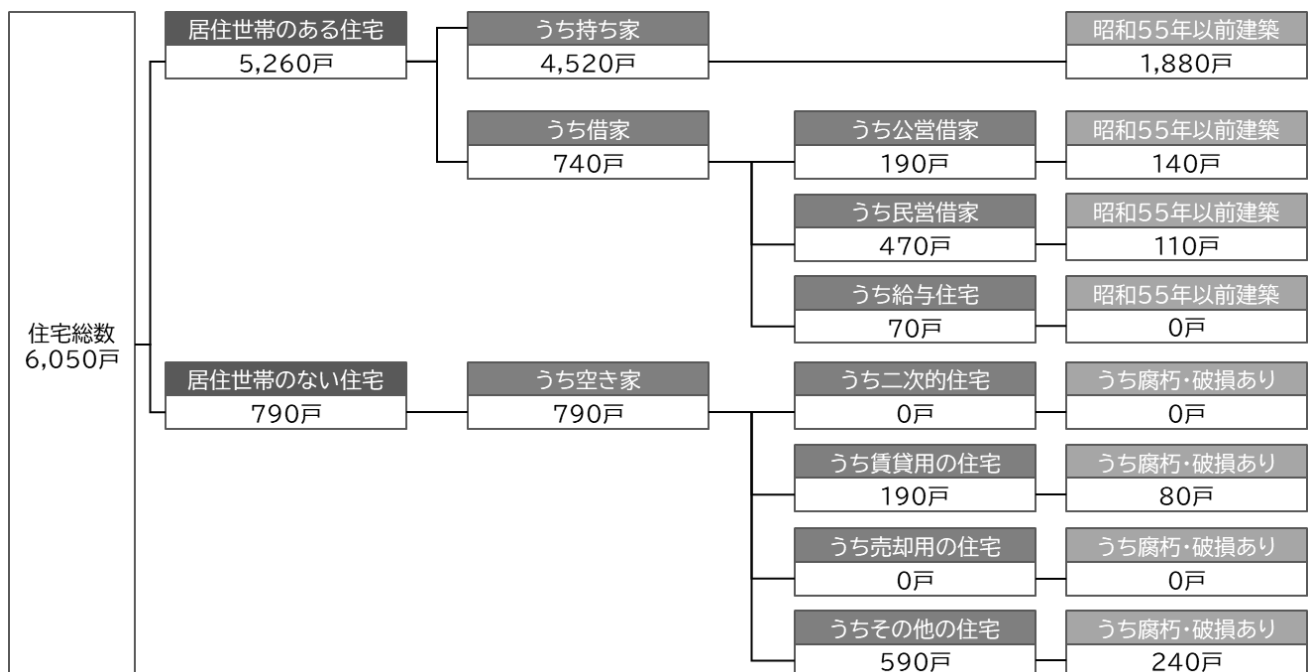
(1) 住宅ストックの状況

平成30年住宅・土地統計調査によると住宅総数 6,050 戸のうち、居住世帯のある住宅が 5,260 戸、居住世帯のない住宅が 790 戸となっています。

居住世帯のある住宅のうち持ち家は 4,520 戸、うち借家は 740 戸となっています。借家のうち公営住宅は 190 戸、民営借家は 470 戸、給与住宅は 70 戸となっており、公営借家のうちの 140 戸は昭和55(1980)年以前に建築されています。

居住世帯のない住宅のうち賃貸用の住宅は 190 戸、その他の住宅は 590 戸となっており、その他の住宅のうち、240 戸は腐朽・破損があります。

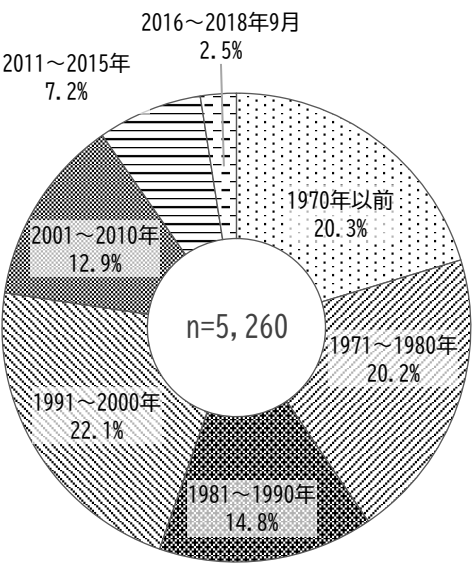
図表 1-2-(1)-1 住宅ストック状況



※その他の住宅:所有者が老人ホームなどの施設に入居していて誰も住んでいない自宅や、使用目的がなく、空き家として所有している住宅など
出典:平成30年住宅・土地統計調査第6-3表

(2) 建築の時期

建築の時期別割合を見ると、約 40%の住宅が昭和 55(1980)年以前に建築されており、そのうち約 20%は昭和 45(1970)年以前に建築されています。平成13(2001)年以降に建築された住宅は約 23%となっています。

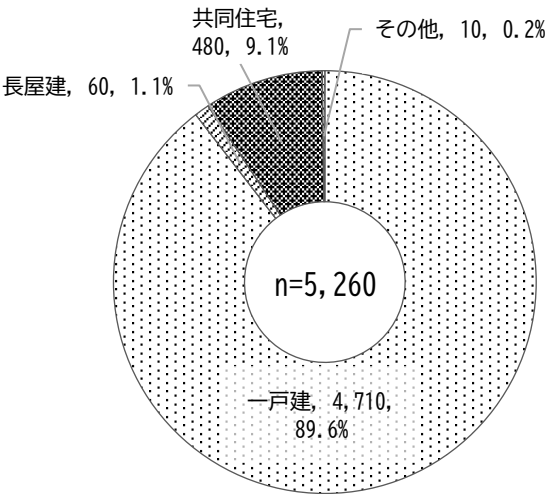
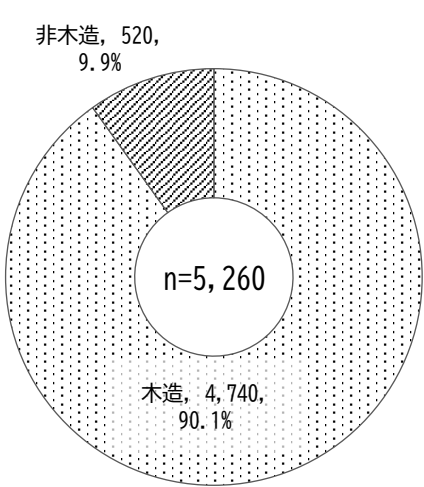


出典：平成30年住宅・土地統計調査第10-2表

図表 1-2-(2)-1 建築の時期

(3) 住宅の種類

住宅の構造は、木造が 90.1%を占めており、非木造が 9.9%となっています。
建て方は一戸建てが 89.6%を占め4,710戸、長屋建が 1.1%で 60戸、共同住宅が 9.1%で 480戸となっています。



出典：平成30年住宅・土地統計調査第10-2表

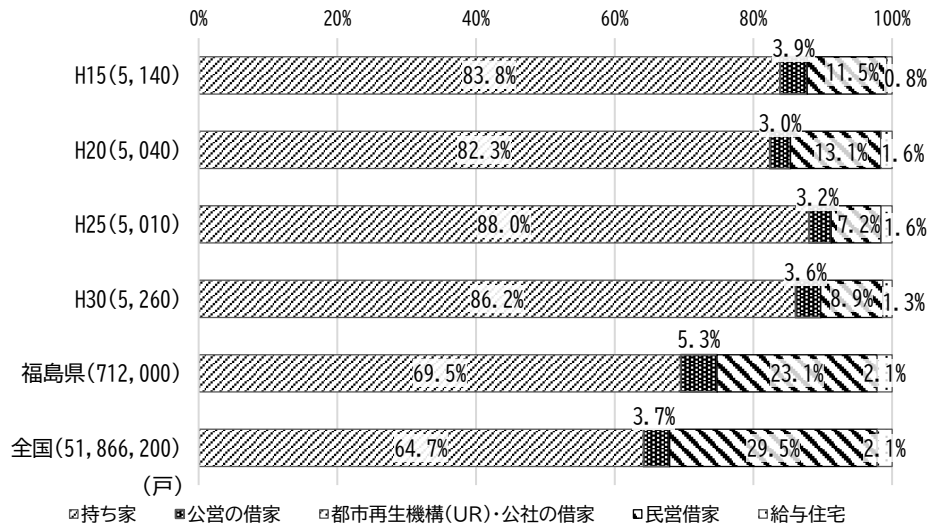
図表 1-2-(3)-1 住宅の構造

図表 1-2-(3)-2 住宅の建て方

(4) 住宅の所有関係の推移

住宅所有関係の推移をみると、平成 20(2008)年から平成 25(2013)年にかけて民間借家の割合が減っていますが、平成 30(2018)年では 86.2%が持ち家、3.6%が公営の借家、8.9%が民間借家、1.3%が給与住宅となっています。

全国や福島県と比較すると、石川町の持ち家の割合が高くなっています。

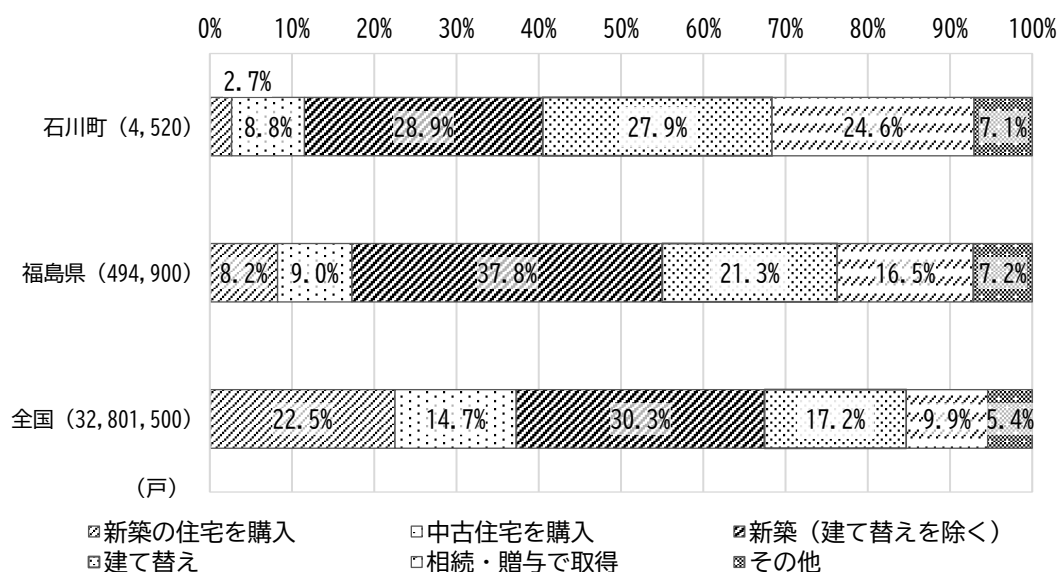


出典：住宅・土地統計調査 第6-3表

図表 1-2-(4)-1 住宅の所有関係の推移

(5) 中古住宅市場の状況(住宅の取得方法)

住宅の取得方法を見ると中古住宅を購入した割合は 8.8%にとどまっており、全国よりも低い割合となっています。一方で、新築(建て替えを除く)の割合が最も多く 28.9%、続いて建て替えの割合が 27.9%、相続や贈与で取得した割合が 24.6%となっています。



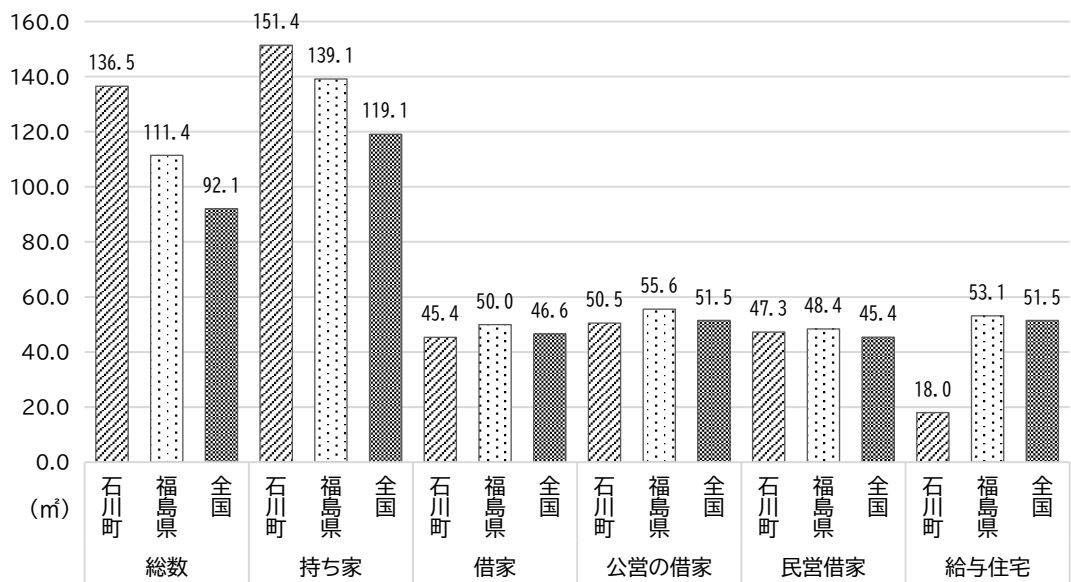
出典：平成30年住宅・土地統計調査 第101-3表

図表 1-2-(5)-1 持ち住宅の取得方法

(6) 住宅の規模

① 1 住宅当たりの延べ面積

1 住宅当たりの延べ面積は、全国や福島県と比較して広く、136.5 m²となっています。一方で、借家を見ると、全国や福島県よりも狭い、45.4 m²となっています。



出典:平成30年住宅・土地統計調査第11-2表

図表 1-2-(6)-1 1 住宅当たり延べ面積(専用住宅)の比較

② 住宅規模の比較

1 住宅当たりの居住室数は福島県や全国より多く、住宅総数で平均 6.50 室となっています。
1 人当たり居住室の畳数は総数をみると、福島県や全国よりも多く 16.30 畳となっていますが、借家を見ると、9.39 畳となっており、福島県や全国より 1 畳ほど少なくなっています。
1 室あたりの人員は持ち家、借家ともに福島県や全国より少なくなっており、住宅総数の平均は 0.44 人となっています。

住宅区分	1住宅当たり居住室数 【室】			住宅の1人当たり居住室の畳数 【畳】			1室当たり人員 【人】		
	石川町	福島県	全国	石川町	福島県	全国	石川町	福島県	全国
総数	6.50	5.12	4.40	16.30	15.05	14.06	0.44	0.49	0.53
持ち家	7.11	6.17	5.49	16.98	16.42	15.55	0.42	0.46	0.49
借家	2.80	2.77	2.57	9.39	10.33	10.27	0.65	0.66	0.68

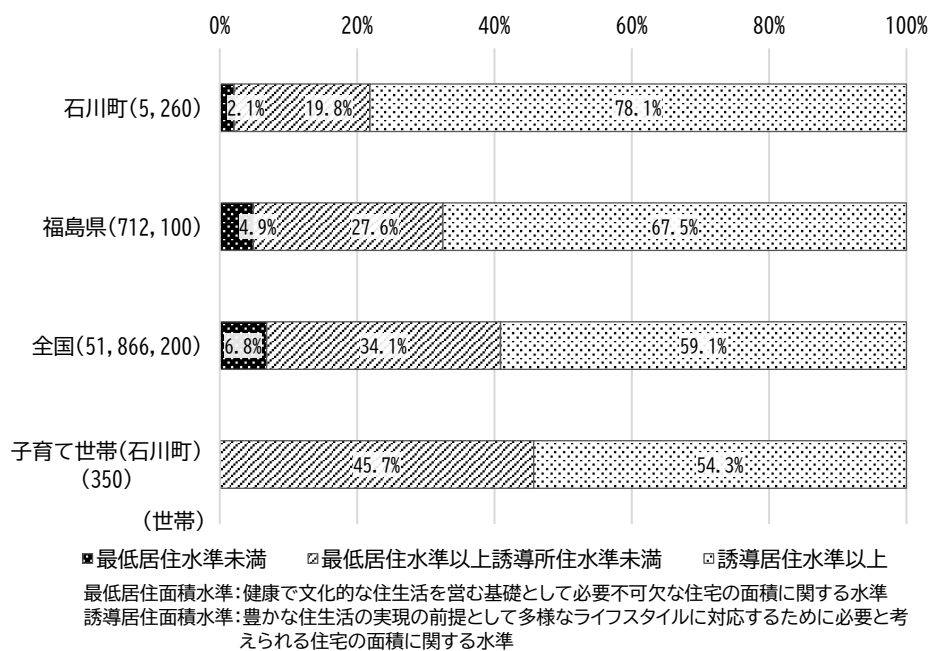
出典:平成 30 年住宅・土地統計調査第 11-2 表

図表 1-2-(6)-2 住宅規模(専用住宅)の比較

③ 最低居住面積・誘導居住面積水準

最低居住面積水準・誘導居住面積水準状況別主世帯割合を見ると、最低居住面積・誘導居住面積ともに、全国や福島県よりも高い水準となっており、最低居住面積水準未達が2.1%、最低居住面積水準以上誘導居住面積水準未達が19.8%、誘導居住面積水準以上が78.1%となっています。

また、子育て世帯の居住面積を見ると約半数が誘導居住面積水準を満たしていません。



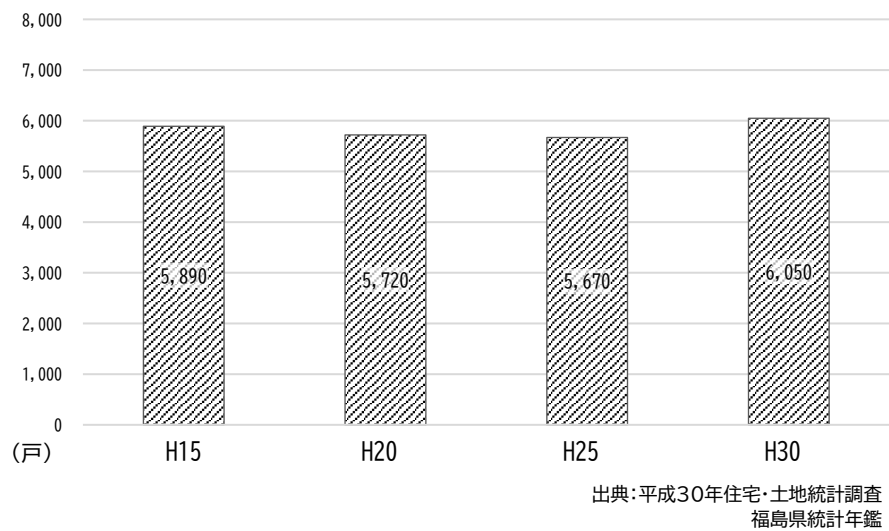
出典：平成30年住宅・土地統計調査第78-2表

図表 1-2-(6)-3 最低居住面積水準・誘導居住面積水準状況別主世帯割合

(7) 空き家

① 住宅数の推移

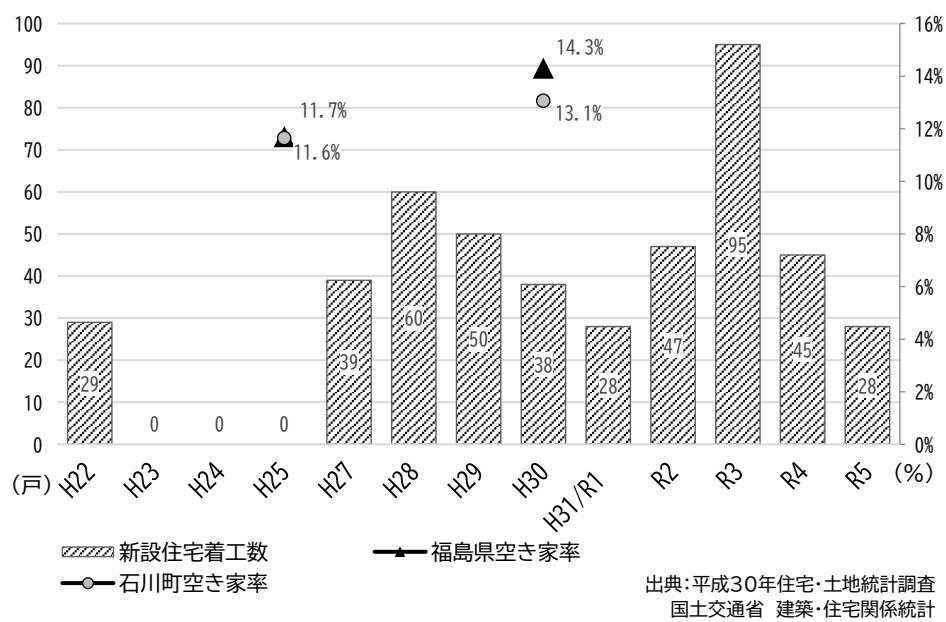
住宅の総数は平成 15(2002)年より減少していたものの、平成 25(2013)年から平成 30(2018)年にかけて増加しており、住宅総数 6,050 戸となっています。



図表 1-2-(7)-1 住宅数の推移

② 新設住宅着工数と空き家率の推移

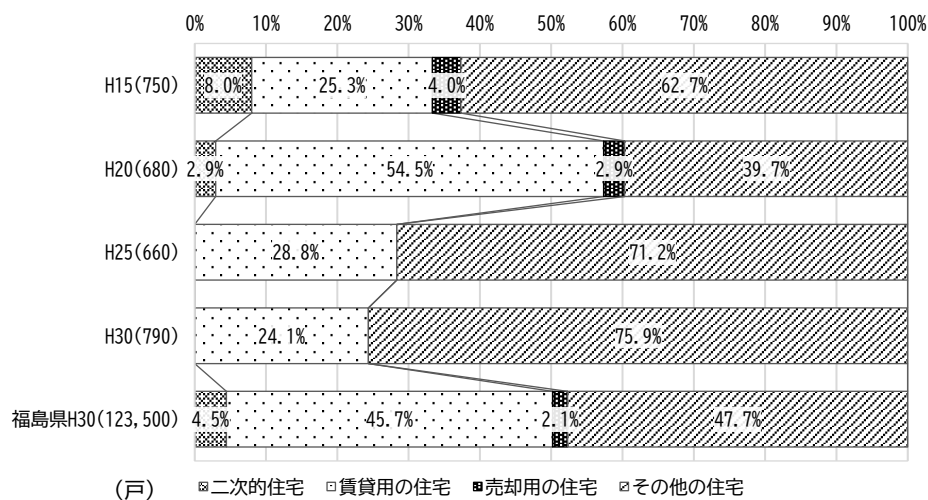
新設住宅数は増減を繰り返し、令和 5(2023)年の新設住宅数は 28 戸となっています。
また、空き家率は平成 25(2013)年の 11.6%から平成 30 年には 13.1%に上昇しています。



図表 1-2-(7)-2 新設住宅着工数と空き家率の推移

③ 種別空き家数の推移

種別別空き家数の推移をみると、平成 20(2008)年に賃貸用の住宅が約半数を占めていたものの、平成 25(2013)年以降は、その他の住宅の割合が増加し、平成 30(2018)年では 75.9%がその他の住宅となっています。



平成30年時点空き家総数 石川町：790戸 福島県：123,500戸

※その他の住宅：所有者が老人ホームなどの施設に入居していて誰も住んでいない自宅や、使用目的がなく、空き家として所有している住宅など

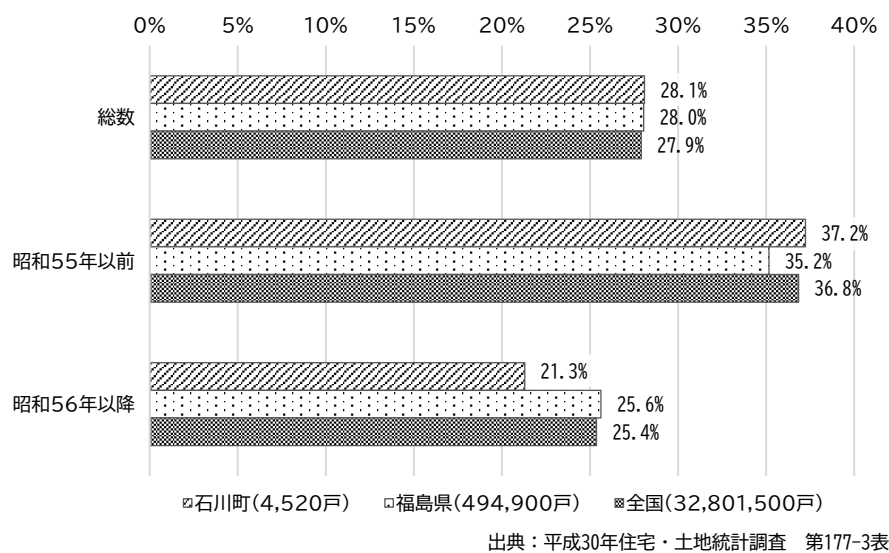
出典：平成30年住宅・土地統計調査第1-2表

図表 1-2-(7)-3 種別別空き家数の推移

(8) 住宅機能の状況

① 住宅のリフォーム工事状況

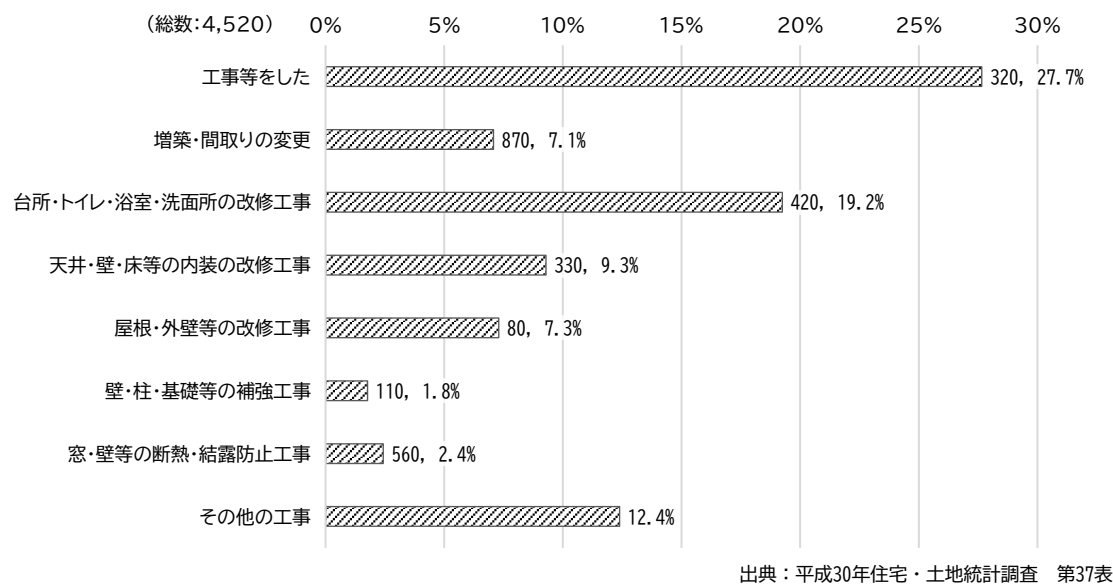
住宅のリフォーム状況を見ると、28.1%の住宅でリフォーム工事が行われており、その割合は福島県や全国とほぼ同率となっています。一方で、建築の時期別に見ると、昭和 56(1981)年以降の住宅でリフォーム工事をした割合は 21.3%と福島県や全国と比較して低くなっています。



図表 1-2-(8)-1 住宅のリフォーム工事状況

② 住宅の増改築・改修工事等の状況

平成 26(2014)年以降の住宅の増改築・改修工事等の状況を見ると、工事等をした割合が 27.7%となっています。改修をした箇所別では、台所・トイレ・浴室・洗面所の改修工事をした割合が最も高く 19.2%となっています。

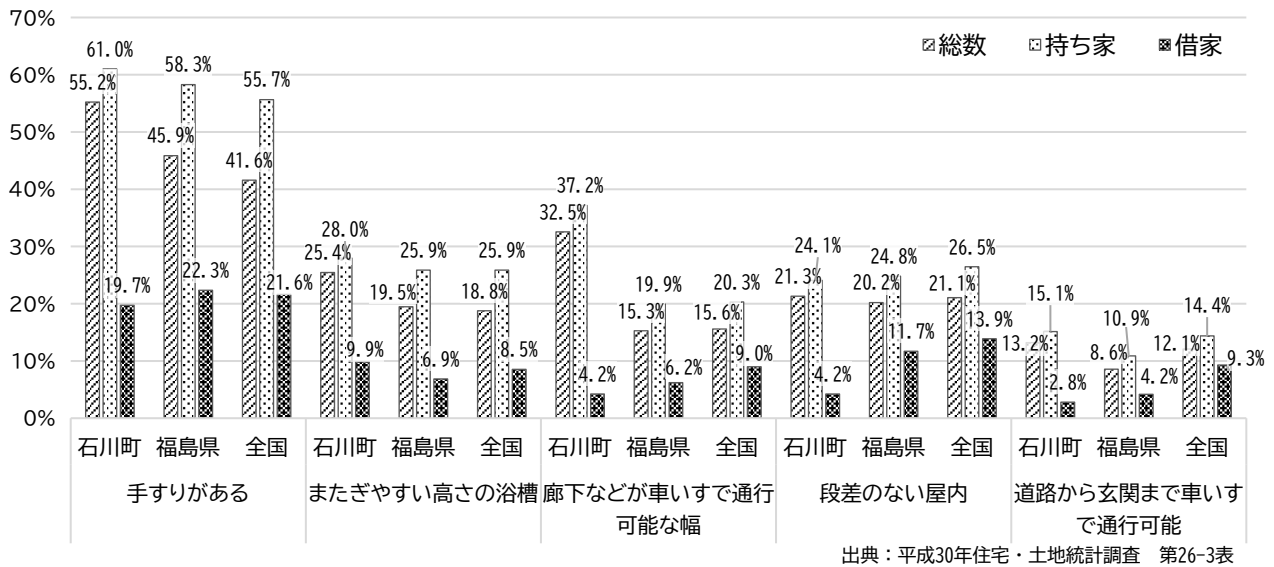


図表 1-2-(8)-2 住宅の増改築・改修工事状況

③ 高齢者のための設備状況

高齢者のための設備状況は、総数や持ち家で見ると全国や福島県と比較して高い割合で設備が整っています。手すりがある持ち家の割合は 61.0%と高くなっており、廊下などが車いすで通行可能な幅がある住宅も 37.2%と高くなっています。

一方で、借家では、またぎやすい高さの浴槽以外の項目で福島県や全国と比較して低い割合となっています。

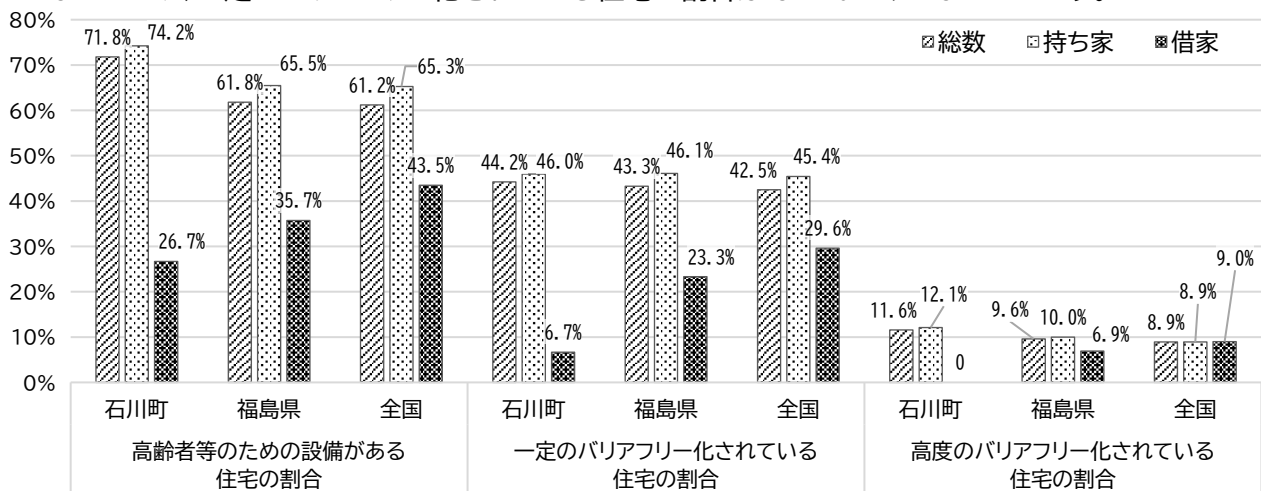


図表 1-2-(8)-3 高齢者等のための設備状況

④ 高齢者のいる世帯のバリアフリー化状況

高齢者のいる世帯のバリアフリー化状況を見ると、総数と持ち家については、福島県や全国と比較して高い割合となっており、高齢者等のための設備がある住宅の割合は持ち家で 74.2%となっています。一定のバリアフリー化されている住宅の割合や高度のバリアフリー化されている住宅の割合は総数と持ち家ともに福島県や全国と同等の割合となっています。

一方、借家における高齢者のいる世帯のバリアフリー化状況は福島県や全国と比較して低い割合となっており、一定のバリアフリー化されている住宅の割合は 6.7%のみとなっています。



一定のバリアフリー化：2箇所以上の手すり設置、または屋内の段差解消に該当する住宅

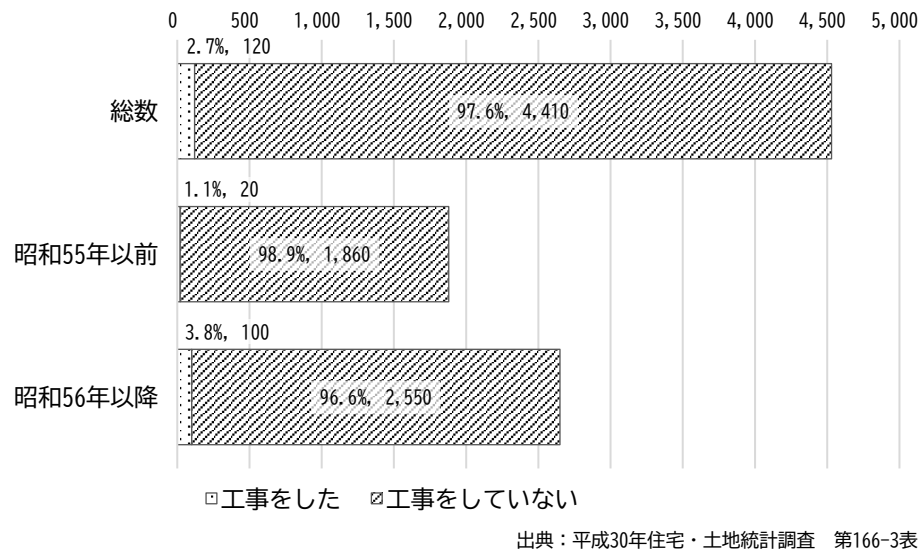
高度のバリアフリー化：2箇所以上の「手すりの設置」、「段差のない屋内」及び「廊下などが車いすで通行可能な幅」がいずれもある住宅

出典：平成30年住宅・土地統計調査 第231-4表

図表 1-2-(8)-4 高齢者のいる世帯のバリアフリー化状況

⑤ 耐震改修工事の状況

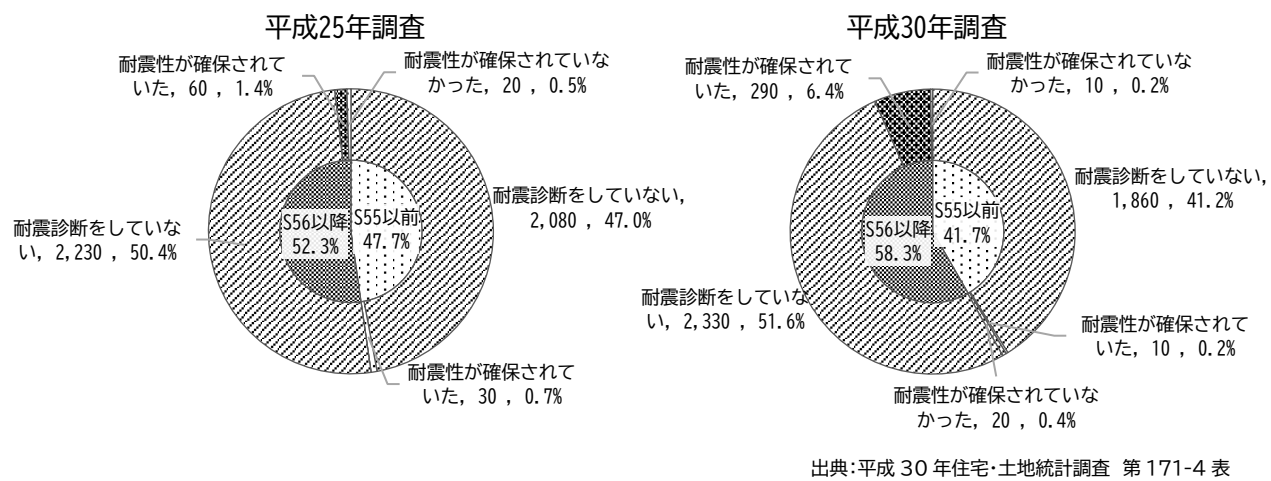
耐震改修工事の状況は、昭和 55(1980)年以前に建築された住宅で1%にあたる 20 戸、昭和 56(1981)年以降に建築された住宅で 4%にあたる 100 戸で耐震改修工事が実施されています。



図表 1-2-(8)-5 耐震改修工事の状況

⑥ 耐震診断の実施状況

耐震診断の実施状況をみると、平成 30 年の調査で約 93%の住宅で耐震診断が実施されています。また、耐震診断を実施し耐震性が確保されていた割合は、昭和 55(1980)年以前建築の住宅で 0.0%(10 戸)、昭和 56(1981)以降の住宅で 6.4%(290 戸)となっています。

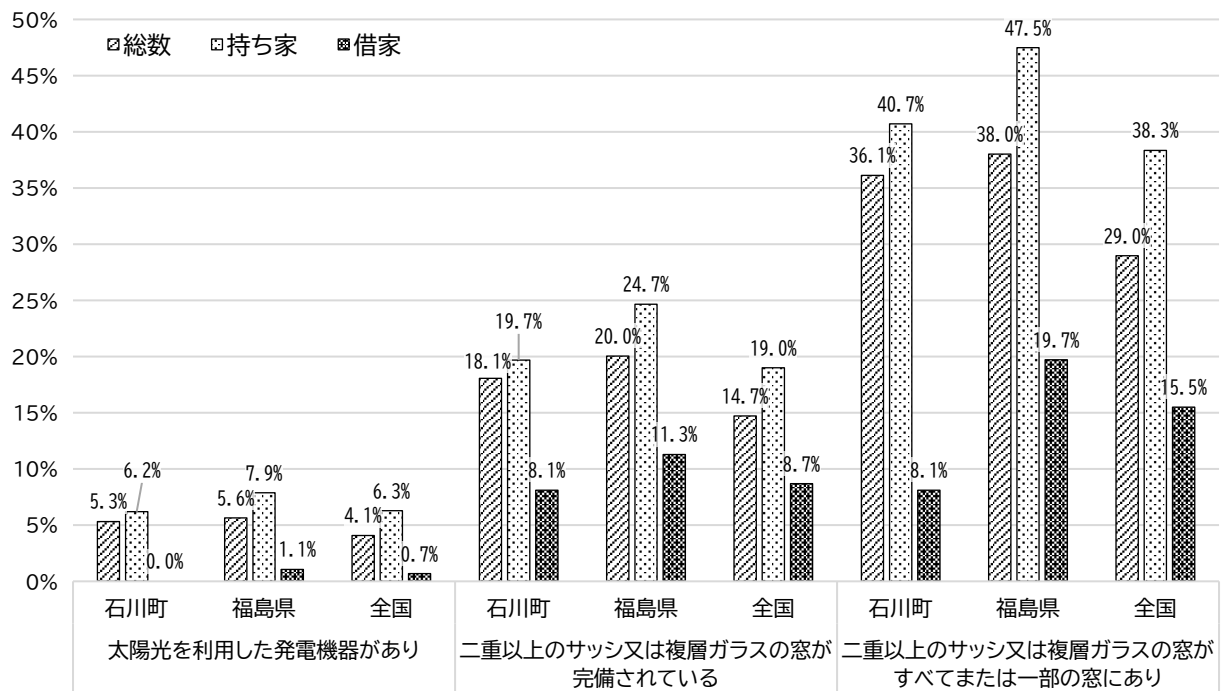


図表 1-2-(8)-6 住宅の耐震化状況

⑦ 省エネルギー設備

省エネルギー設備状況を見ると、太陽光を利用した発電機がある住宅は5.3%となっており、福島県や全国の平均とおおむね同率の割合となっていますが、借家においては0.0%となっています。

二重以上のサッシ又は複層ガラスの窓が完備されている住宅は総数と持ち家では全国平均より高いものの、福島県の平均より低く約20%となっています。また、二重以上のサッシ又は複層ガラスの窓がすべてまたは一部の窓にある住宅は総数で36.1%、持ち家で40.7%と全国平均と比較して高くなっていますが、借家では8.1%と福島県と全国と比較して低くなっています。



出典：平成30年住宅・土地統計調査 第31-2表

図表 1-2-(8)-7 省エネルギー設備の状況

第2章 住生活基本計画策定に向けたアンケート調査

2-1. 調査の概要

■調査目的

石川町住生活基本計画を策定するにあたり、石川町の住宅・住環境に対する満足度や住宅に関する取り組みの方向性などに関するご意見をうかがうことを目的とした市民アンケート調査を実施しました。

■アンケート調査対象者及び概要

調査対象	石川町内に住所を有する、令和 6 年 4 月 1 日時点で 18 歳以上の町民 (※住民種別が外国人の者、行政区が更生園、桜が丘学園、特別養護老人ホーム さくら荘の者は除く)
対象人数	1,000 人 (人口 13,783 人に対し統計上必要なサンプルは 374、回答率4%を想定)
調査方法	郵送による配布、郵送または WEBによる回収
調査期間	令和 6 年 10 月 24 日発送～ 令和 6 年 11 月 8 日締切 (11 月 15 日消印まで集計)

■回収結果

発送数	回収数			回収率
	紙	WEB	合計	
1,000 通	372 通	61 通	433 通	43%

■集計おける留意事項

- ・各項目に示している総数は該当項目での必要回答数を示しています。
- ・不当な分岐に関しては、無効回答として扱っています。
- ・複数回答で指定の選択数より、多く回答している場合は無効回答として扱っています。
- ・無回答や不適切な回答であっても、前後の設問回答より明確に答えがわかる場合は、回答を加工しています。

■調査対象者抽出方法

調査対象は、「石川町内に住所を有する、令和6年4月1日時点で18歳以上の者」(※住民種別が外国人の者、行政区が更生園、桜が丘学園、特別養護老人ホームさくら荘の者は除く)とし、各世代から均等に調査対象を選ぶために、まず世代ごとの抽出数を決めました。その後、地区ごとの割合に基づいて抽出数を計算し、最終的にその数に従ってランダムに対象を選びました。

【地区別】

地区別(行政区ごとに旧町村に振り分け:石川地区、沢田地区、山橋地区、中谷地区、母畑地区、野木沢地区)の調査対象の人口比率により按分率を算出

地区名	令和6年9月9日時点 調査対象人数	按分率(%)
石川地区	4,357	36.6%
沢田地区	1,454	12.2%
山橋地区	1,050	8.8%
中谷地区	2,270	19.0%
母畑地区	834	7.0%
野木沢地区	1,953	16.4%
合計	11,918	100%

【世代別】

調査対象人数1,000人を18-29歳、30-39歳、40-49歳、50-59歳、60-69歳、70-79歳、80歳以上の、18歳以上の7世代の人数が均等になるよう142人ずつ配分(18-29歳は端数分を寄せ、148人を配分)

【抽出】

配布対象者は下表の人数に基づきランダムに抽出しました。ただし、同一世帯員が抽出された場合は、別世帯の者をランダムに抽出する操作を行いました。

地区	按分率	18-29	30-39	40-49	50-59	60-69	70-79	80以上	合計
石川地区	36.6%	55	52	52	52	52	52	52	367
沢田地区	12.2%	18	17	17	17	17	17	17	120
山橋地区	8.8%	13	13	13	13	13	13	13	91
中谷地区	19.0%	28	27	27	27	27	27	27	190
母畑地区	7.0%	10	10	10	10	10	10	10	70
野木沢地区	16.4%	24	23	23	23	23	23	23	162
合計	100%	148	142	142	142	142	142	142	1,000

■調査項目

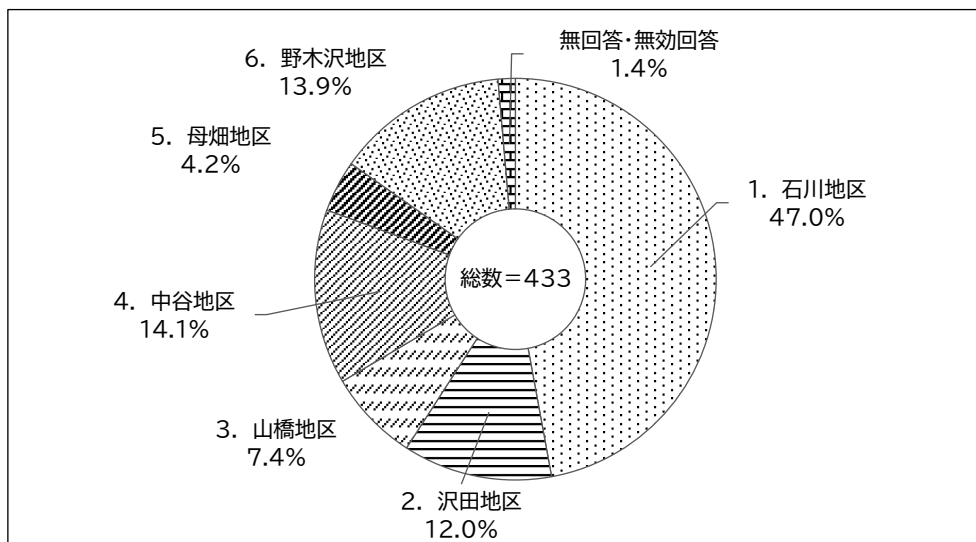
分類	設問 番号	設問	回答対象者	回答方式
基本情報について	問 1	居住地区	全員	単一回答
	問 2	年齢(令和 6 年 10 月 1 日現在)		
	問 3	性別		
	問 4	勤め先/通学先		
	問 5	家族構成		
	問 6	家族の世帯人数<数字をご記入ください>	全員	数字回答
	問 7	家族の構成員<あてはまるものすべて>	該当者	複数回答
現在の住まいについて	問 8	居住形態	全員	単一回答
	問 9	建築年数	問8で「1、2」を 選択した方	
	問 10	建て替えやリフォーム・増築の予定		
	問 11	建て替え、リフォーム・増築の目的	問 10 で「1～3」 を選択した方	複数回答
	問 12	家の継承者の有無	問8で「1、2」を 選択した方	単一回答
	問 13	家の将来についての考え	問 12 で「4」を 選択した方	
	問 14	家の所有者、或いは家を借りている方(名義人)との関係性	全員	
	問 15	住まいについて		
	問 16	住まいの周辺の環境について		
	問 17	住まいやまわりの環境についての不安事項		
問 18	住まいの居住意向			
これからの住まいについて	問 19	住み続ける理由	問 18 で「1」を 選択した方	複数回答
	問 20	住み替える目的	問 18 で「2～5」 を選択した方	
	問 21	二地域居住(二拠点生活)の検討	問 18 で「2～5」 を選択した方	単一回答
	問 22	住み替える場合の居住形態		
	問 23	持ち家を購入する場合の住宅形態	問 22 で「1、2」 を選択した方	
	問 24	子育て家庭が住居や居住環境に求める点 <子育て家庭の方対象>	該当者	複数回答
	問 25	町に期待する取り組み	全員	
	問 26	今後実現してみたい暮らし方		
		住まいに関するご意見やご要望	全員	自由記述

2-2. 調査結果

■問 1. あなたが現在お住まいの地区はどれですか。

お住まいの地区について、「1.石川地区」が最も高く、47.0%となっています。次いで、「3.中谷地区」が14.1%、「6.野木沢地区」が13.9%となっています。

選択肢	発送数	回答数	回答率	割合
1. 石川地区	367	204	55.6%	47.0%
2. 沢田地区	120	52	43.3%	12.0%
3. 山橋地区	91	32	35.2%	7.4%
4. 中谷地区	190	61	32.1%	14.1%
5. 母畑地区	70	18	25.7%	4.2%
6. 野木沢地区	162	60	37.0%	13.9%
無回答・無効回答		6		1.4%
合計	1,000	433		100%



■問 2. あなたの年齢を教えてください。(令和 6 年 10 月 1 日現在)

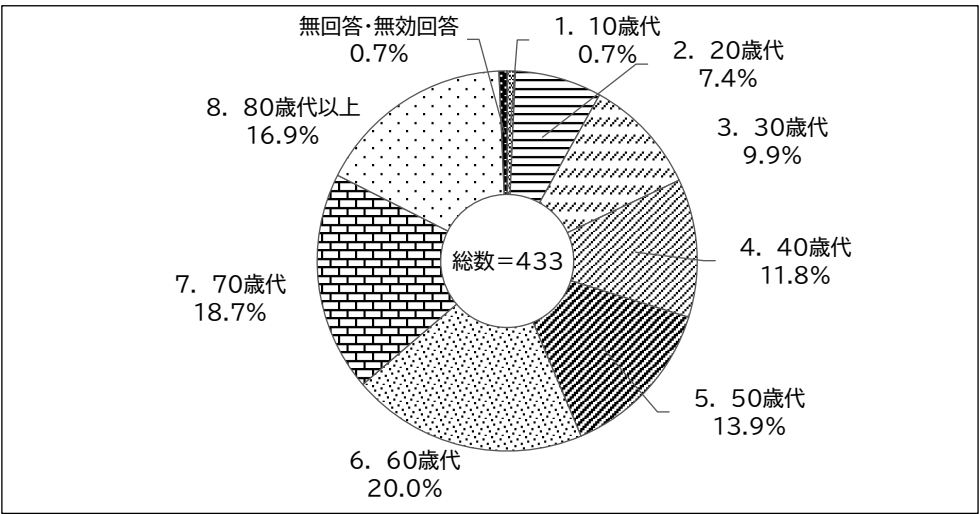
配布に対する年代別の回答率は、「60 歳代(60-69 歳)」が最も高く、61.3%となっています。

年齢	発送数	回収数	回収率 (回収数/発送数)
10・20 歳代(18-29 歳)	148	35	23.6%
30 歳代(30-39 歳)	142	43	30.3%
40 歳代(40-49 歳)	142	51	35.9%
50 歳代(50-59 歳)	142	60	42.3%
60 歳代(60-69 歳)	142	87	61.3%
70 歳代(70-79 歳)	142	81	57.0%
80 歳代以上(80 歳以上)	142	73	51.4%
合計	1,000	433	43.3%

回答総数に対する各年齢が占める割合は、「6.60 歳代」が最も高く、20.0%となっています。次いで、「7.70 歳代」が 18.7%、「8.80 歳代以上」が 16.9%となっています。

※10 歳代(18-19 歳)は発送数が少ないため割合が低くなっています。

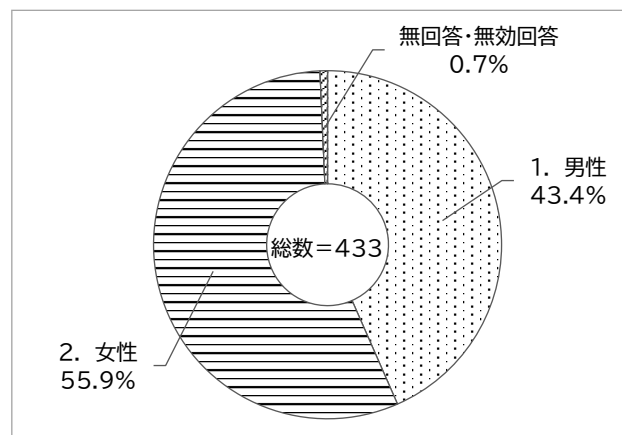
選択肢	回答数	割合 (回答数/合計)
1. 10 歳代	3	0.7%
2. 20 歳代	32	7.4%
3. 30 歳代	43	9.9%
4. 40 歳代	51	11.8%
5. 50 歳代	60	13.9%
6. 60 歳代	87	20.0%
7. 70 歳代	81	18.7%
8. 80 歳代以上	73	16.9%
無回答・無効回答	3	0.7%
合計	433	100%



■問3. あなたの性別を教えてください。

性別について、「1.男性」が43.4%、「2.女性」が55.9%となっています。

選択肢	回答数	割合
1. 男性	188	43.4%
2. 女性	242	55.9%
3. 未回答	0	0.0%
無回答・無効回答	3	0.7%
合計	433	100%



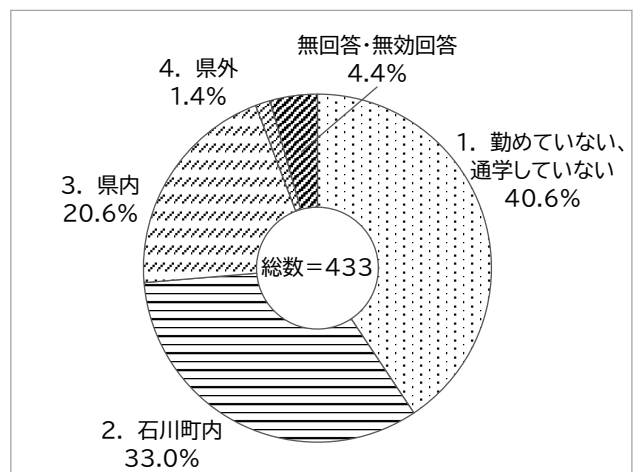
■問4. あなたの勤め先/通学先を教えてください。

勤め先/通学先について、「1.勤めていない、通学していない」が最も高く、40.6%となっています。

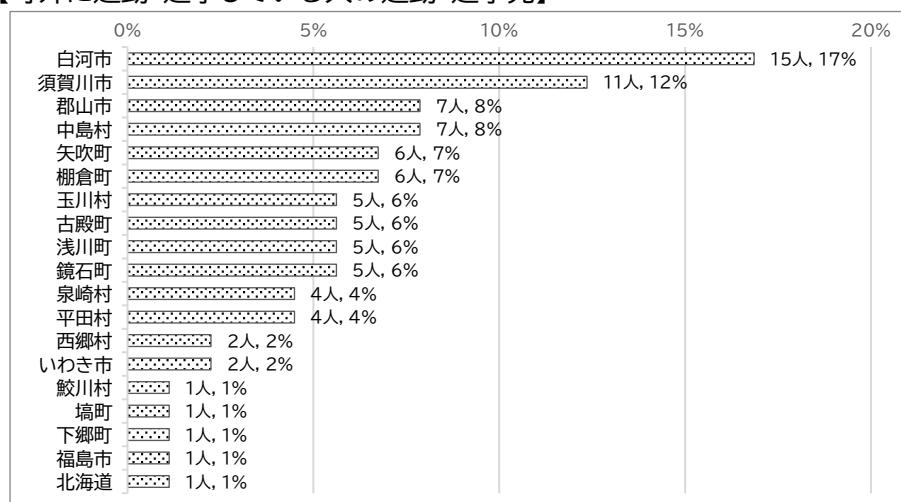
次いで、「2.石川町内」が33.0%、「3.県内」が20.6%となっています。

町外に通勤・通学している人の通勤・通学先として最も多いのは白河市で15人です。

選択肢	回答数	割合
1. 勤めていない、 通学していない	176	40.6%
2. 石川町内	143	33.0%
3. 県内	89	20.6%
4. 県外	6	1.4%
無回答・無効回答	19	4.4%
合計	433	100%



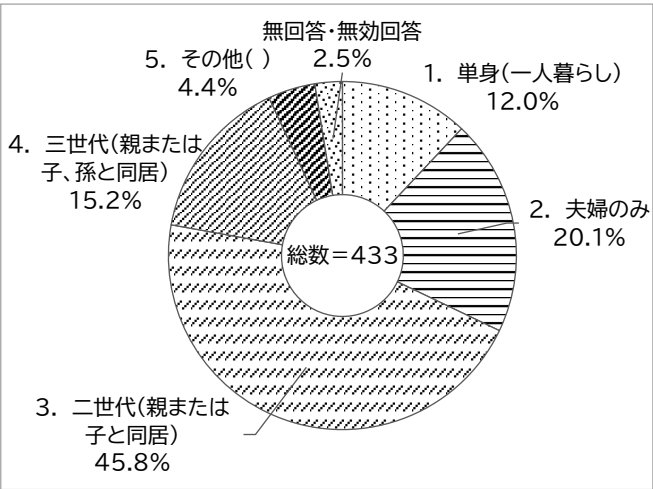
【町外に通勤・通学している人の通勤・通学先】



■問 5. 一緒に住んでいるご家族の構成を教えてください。

「3.二世代」が最も高く、45.8%となっています。次いで、「2.夫婦のみ」が 20.1%となっています。

選択肢	回答数	割合
1. 単身(一人暮らし)	52	12.0%
2. 夫婦のみ	87	20.1%
3. 二世代 (親または子と同居)	198	45.8%
4. 三世代 (親または子、孫と同居)	66	15.2%
5. その他()	19	4.4%
無回答・無効回答	11	2.5%
合計	433	100%



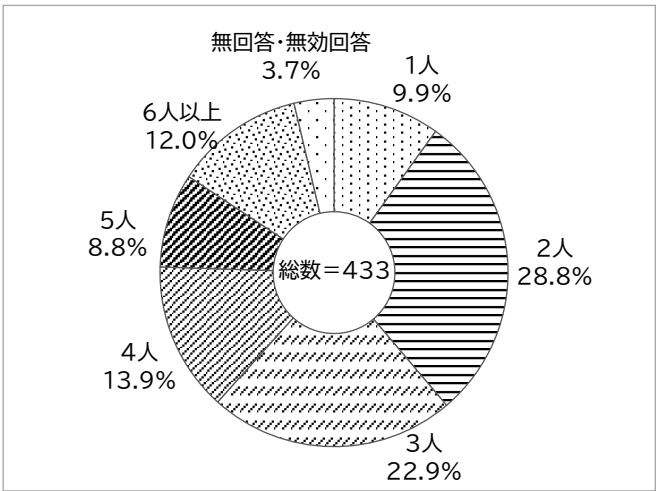
その他の内訳

選択肢	回答数
彼女と同棲	1
四世代	7
兄弟姉妹	5
祖父母と孫	2
その他親戚	2
その他	2

■問 6. あなた自身も含めて一緒に住んでいるご家族の世帯人数は何人ですか。

家族の世帯人数は、「2 人」と答えた方が最も多く 28.8%となっています。一方で、「一人」の割合は 9.9%となっています。

選択肢	回答数	割合
1 人	43	9.9%
2 人	125	28.8%
3 人	99	22.9%
4 人	60	13.9%
5 人	38	8.8%
6 人以上	52	12.0%
無回答・無効回答	16	3.7%
合計	433	100%



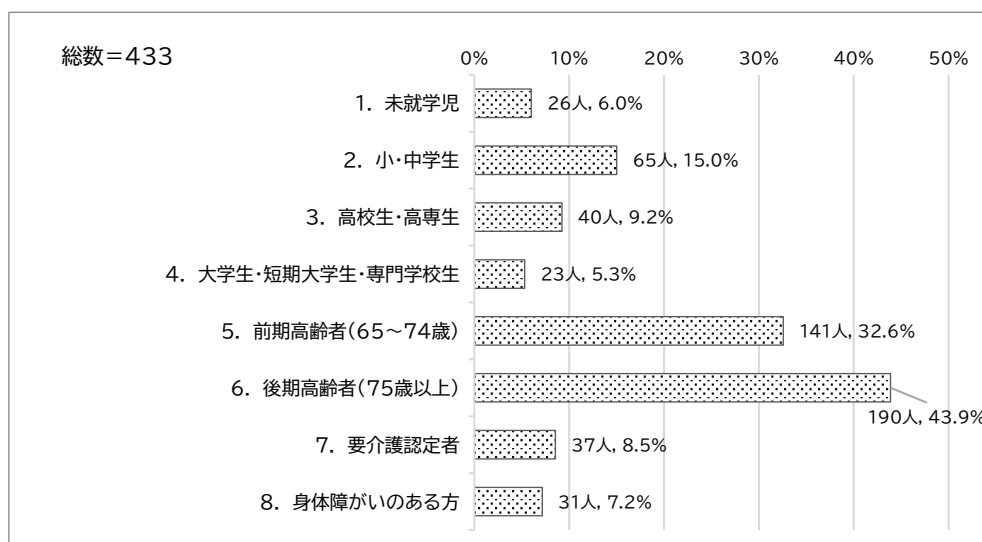
■問 7. あなたのご家族の中に次の方はいらっしゃいますか。あなた自身も含めてお答えください。

【複数回答】

「6.後期高齢者(75 歳以上)」が最も高く、43.9%となっています。

一方で、「4.大学生・短期大学生・専門学校生」が 5.3%となっています。

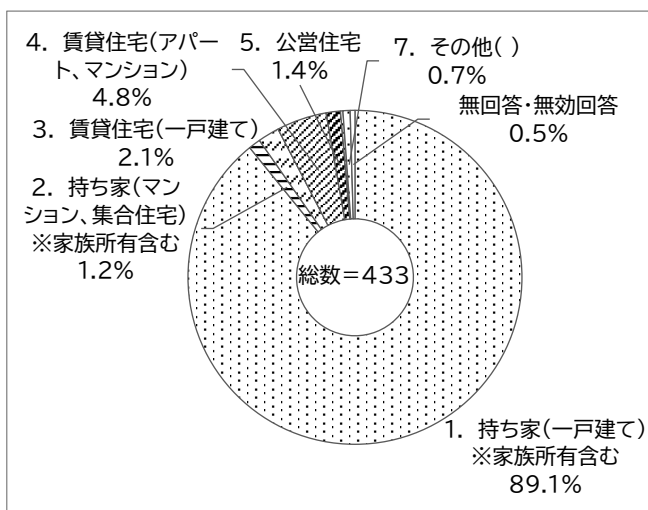
選択肢	回答数	割合
1. 未就学児	26	6.0%
2. 小・中学生	65	15.0%
3. 高校生・高専生	40	9.2%
4. 大学生・短期大学生・ 専門学校生	23	5.3%
5. 前期高齢者 (65～74 歳)	141	32.6%
6. 後期高齢者 (75 歳以上)	190	43.9%
7. 要介護認定者	37	8.5%
8. 身体障がいのある方	31	7.2%
回答者数	347	
合計	494	



■問 8. あなたの居住形態を教えてください。

「1.持ち家(一戸建て)」が最も高く、89.1%となっています。次いで、「4.賃貸住宅(アパート、マンション)」が4.8%、「3.賃貸住宅(一戸建て)」が2.1%、「5.公営住宅」が、1.4%となっています。

選択肢	回答数	割合
1. 持ち家(一戸建て) ※家族所有含む	386	89.1%
2. 持ち家(マンション、 集合住宅) ※家族所有含む	5	1.2%
3. 賃貸住宅(一戸建て)	9	2.1%
4. 賃貸住宅(アパート、 マンション)	21	4.8%
5. 公営住宅	6	1.4%
6. 社宅・寮	1	0.2%
7. その他()	3	0.7%
無回答・無効回答	2	0.5%
合計	433	100%



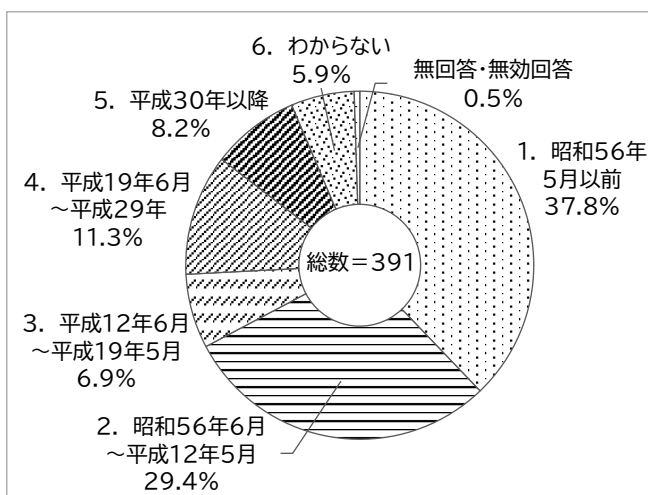
■問 9. 現在お住まいの家はいつ頃に建てられましたか。

【問 8 で 1,2 の持ち家と回答した人のみ】

「1.昭和 56 年 5 月以前」が最も高く、37.8%となっています。次いで「2.昭和 56 年 6 月～平成 12 年 5 月」が 29.4%となっています。

建築年数の長い住宅にお住まいの方が多い傾向にあります。

選択肢	回答数	割合
1. 昭和 56 年 5 月以前	148	37.8%
2. 昭和 56 年 6 月 ～平成 12 年 5 月	115	29.4%
3. 平成 12 年 6 月 ～平成 19 年 5 月	27	6.9%
4. 平成 19 年 6 月 ～平成 29 年	44	11.3%
5. 平成 30 年以降	32	8.2%
6. わからない	23	5.9%
無回答・無効回答	2	0.5%
合計	391	100%

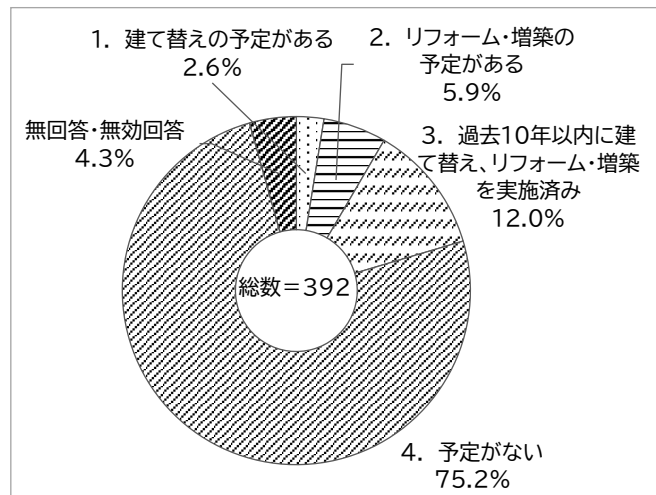


■問 10. 今後、建て替えやリフォーム・増築の予定はありますか。

【問 8 で 1, 2 の持ち家と回答した人のみ】

持ち家を所有されている方のうち、建て替えやリフォーム・増築の「4. 予定がない」が最も高く、75.2%となっています。次いで、「3. 過去 10 年以内に建て替え、リフォーム・増築を実施済み」が 12.0%、「2. リフォーム・増築の予定がある」が 5.9%、「1. 建て替えの予定がある」が 2.6%となっています。

選択肢	回答数	割合
1. 建て替えの予定がある	10	2.6%
2. リフォーム・増築の予定がある	23	5.9%
3. 過去 10 年以内に建て替え、リフォーム・増築を実施済み	47	12.0%
4. 予定がない	295	75.2%
無回答・無効回答	17	4.3%
	392	100%

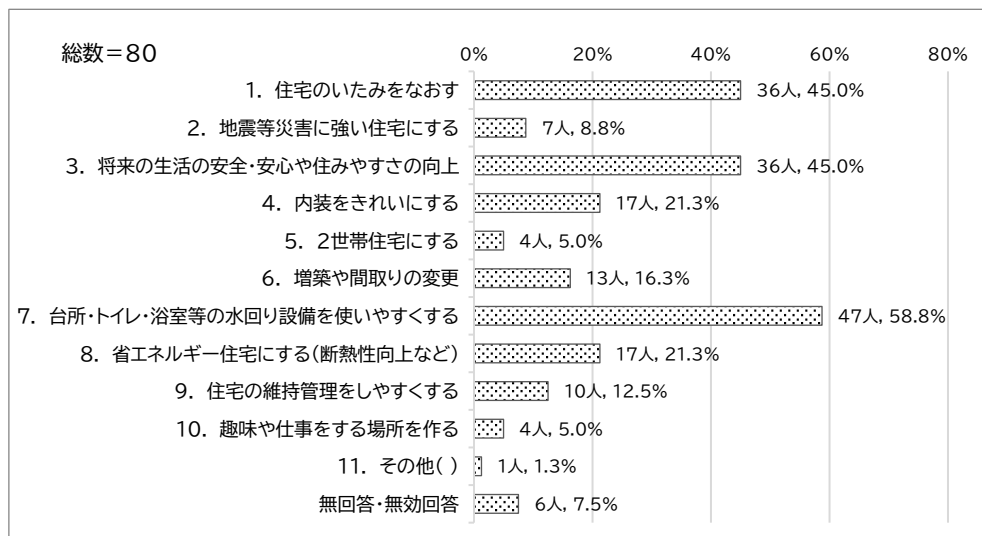


■問 11. 建て替え、リフォーム・増築を行う目的は何ですか。【複数回答】

【問 10 で 1,2,3 と回答した人のみ】

建て替え、リフォーム・増築を行う目的として、「7. 台所・トイレ・浴室等の水回り設備を使いやすくする」が最も高く、58.8%となっています。次いで、「1. 住宅のいたみをなおす」「3. 将来の生活の安全・安心や住みやすさの向上」が 45.0%、「4. 内装をきれいにする」「8. 省エネルギー住宅にする(断熱性向上など)」が 21.3%、「6. 増築や間取りの変更」が 16.3%となっています。

選択肢	回答数	割合
1. 住宅のいたみをなおす	36	45.0%
2. 地震等災害に強い住宅にする	7	8.8%
3. 将来の生活の安全・安心や住みやすさの向上	36	45.0%
4. 内装をきれいにする	17	21.3%
5. 2世帯住宅にする	4	5.0%
6. 増築や間取りの変更	13	16.3%
7. 台所・トイレ・浴室等の水回り設備を使いやすくする	47	58.8%
8. 省エネルギー住宅にする(断熱性向上など)	17	21.3%
9. 住宅の維持管理をしやすくする	10	12.5%
10. 趣味や仕事をする場所を作る	4	5.0%
11. その他()	1	1.3%
無回答・無効回答	6	7.5%
必要回答数	80	



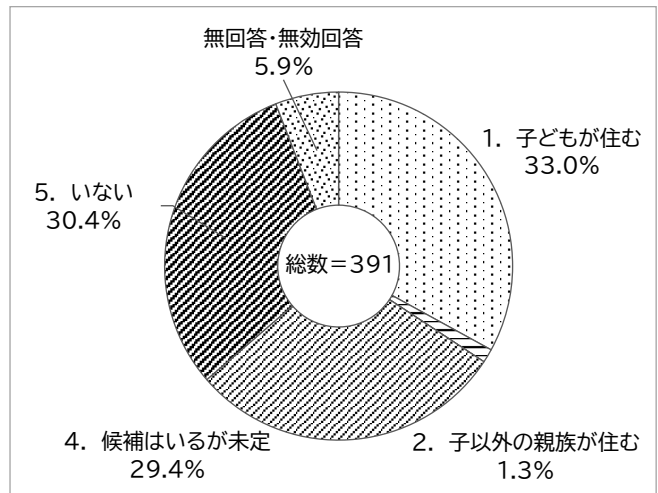
■問12.現在、住まわれている家の継承者はいますか。

【問8で1.持ち家と回答した人のみ】

持ち家所有の方のうち、継承者の候補として、「1.子どもが住む」が最も高く、33.0%となっています。

一方で、継承者が定まっていない方の割合が「5.いない」が30.4%、「4.候補はいるが未定」が29.4%となっています。

選択肢	回答数	割合
1. 子どもが住む	129	33.0%
2. 子以外の親族が住む	5	1.3%
3. その他知人等	0	0.0%
4. 候補はいるが未定	115	29.4%
5. いない	119	30.4%
無回答・無効回答	23	5.9%
合計	391	100%



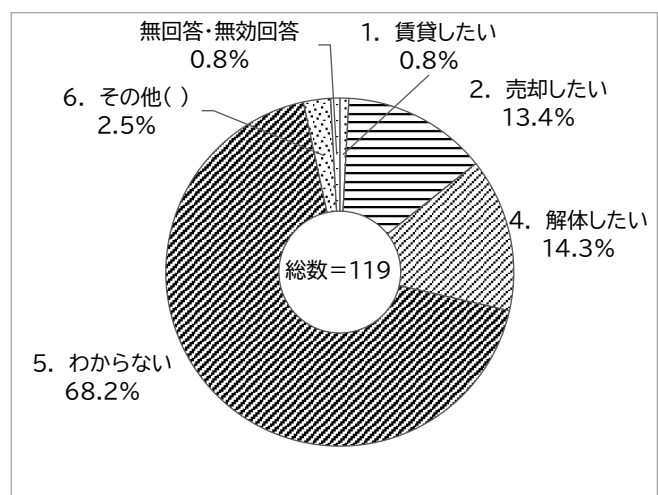
■問13 現在、住まわれている家の将来についてどうお考えですか。

【問12で5.いないと答えた人のみ】

持ち家所有の方で継承者が「5.いない」と回答された方のうち、家の将来については「5.わからない」が最も高く、68.2%となっています。

一方で、「4.解体したい」が14.3%、「2.売却したい」が13.4%となっています。

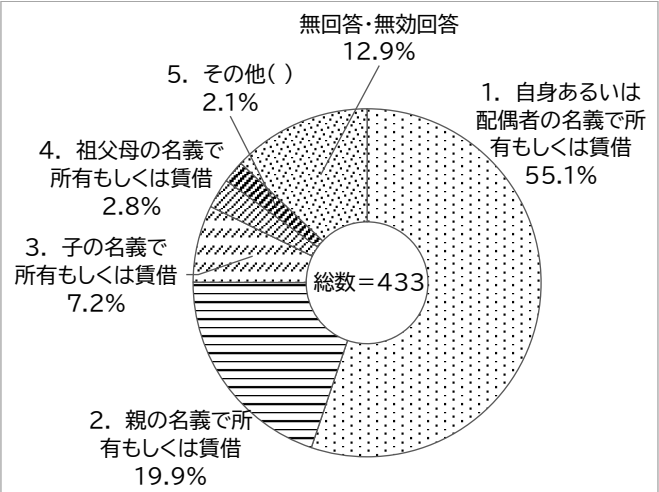
選択肢	回答数	割合
1. 賃貸したい	1	0.8%
2. 売却したい	16	13.4%
3. ほかの用途で利用したい	0	0.0%
4. 解体したい	17	14.3%
5. わからない	81	68.2%
6. その他()	3	2.5%
無回答・無効回答	1	0.8%
合計	119	100%



■問 14.住まわれている家の所有者、或いは家を借りている方(名義人)との関係性を教えてください。

「1.自身あるいは配偶者の名義で所有もしくは賃借」が最も高く、55.1%となっています。次いで、「2.親の名義で所有もしくは賃借」が 19.9%、「3.子の名義で所有もしくは賃借」が 7.2%となっています。

選択肢	回答数	割合
1. 自身あるいは配偶者の名義で所有もしくは賃借	239	55.1%
2. 親の名義で所有もしくは賃借	86	19.9%
3. 子の名義で所有もしくは賃借	31	7.2%
4. 祖父母の名義で所有もしくは賃借	12	2.8%
5. その他()	9	2.1%
無回答・無効回答	56	12.9%
合計	433	100%



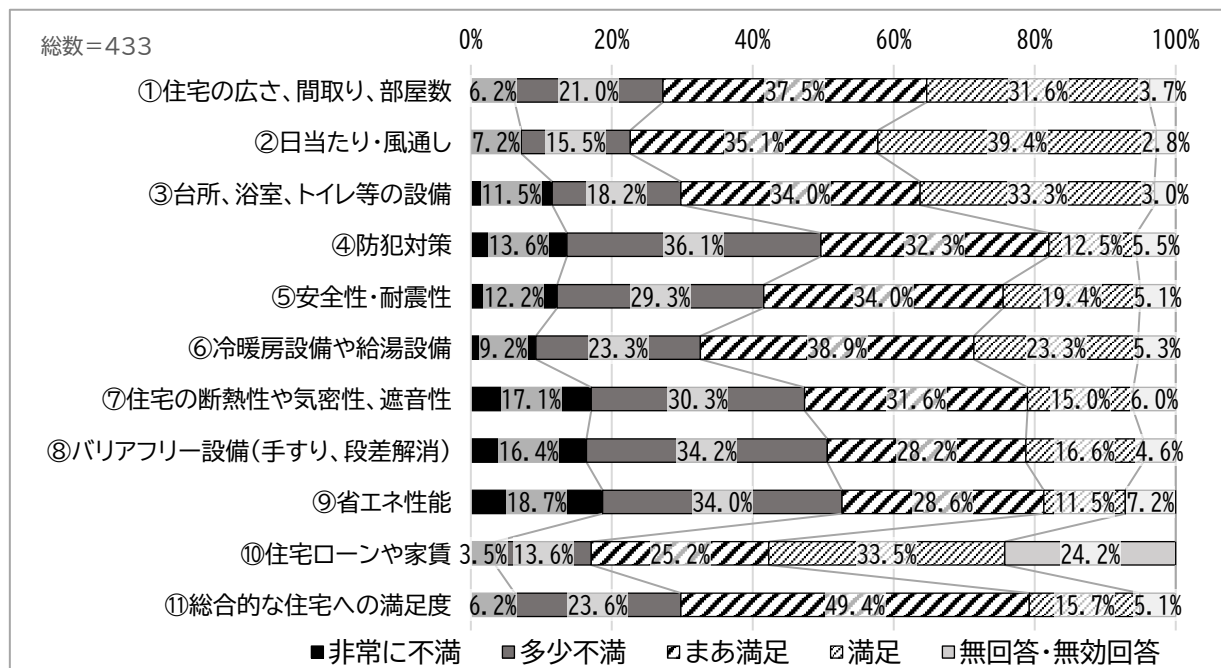
その他の内訳

選択肢	回答数
その他	1
グループホーム	1
兄弟姉妹	4
その他親戚	2
3 人の名義	1

■問15.現在のお住まいについて、どのように感じていますか。

現在のお住まいに関する満足度について、「満足」「まあ満足」を合わせると「②日当たり・風通し」が最も高く、74.5%となっています。次いで「①住宅の広さ、間取り、部屋数」が69.1%、「③台所、浴室、トイレ等の設備」が67.3%となっています。一方で、「④防犯対策」や「⑧バリアフリー設備(手すり、段差解消)」、「⑨省エネ性能」では「非常に不満」「多少不満」の合計が50%前後と満足度が低くなっています。

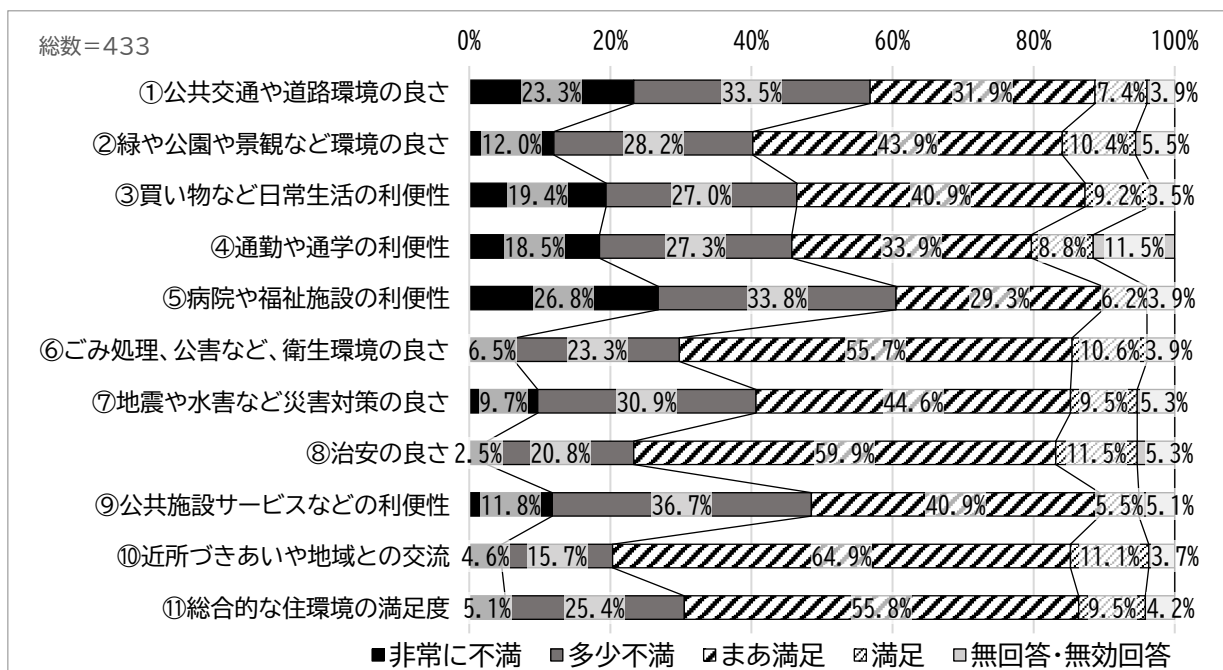
選択肢	回答数	非常に 不満	多少不満	まあ満足	満足	無回答・ 無効回答	計
	割合						
①住宅の広さ、間取り、部屋数	回答数	27	91	162	137	16	433
	割合	6.2%	21.0%	37.5%	31.6%	3.7%	100%
②日当たり・風通し	回答数	31	67	152	171	12	433
	割合	7.2%	15.5%	35.1%	39.4%	2.8%	100%
③台所、浴室、トイレ等の設備	回答数	50	79	147	144	13	433
	割合	11.5%	18.2%	34.0%	33.3%	3.0%	100%
④防犯対策	回答数	59	156	140	54	24	433
	割合	13.6%	36.1%	32.3%	12.5%	5.5%	100%
⑤安全性・耐震性	回答数	53	127	147	84	22	433
	割合	12.2%	29.3%	34.0%	19.4%	5.1%	100%
⑥冷暖房設備や給湯設備	回答数	40	101	168	101	23	433
	割合	9.2%	23.3%	38.9%	23.3%	5.3%	100%
⑦住宅の断熱性や気密性、遮音性	回答数	74	131	137	65	26	433
	割合	17.1%	30.3%	31.6%	15.0%	6.0%	100%
⑧バリアフリー設備(手すり、段差解消)	回答数	71	148	122	72	20	433
	割合	16.4%	34.2%	28.2%	16.6%	4.6%	100%
⑨省エネ性能	回答数	81	147	124	50	31	433
	割合	18.7%	34.0%	28.6%	11.5%	7.2%	100%
⑩住宅ローンや家賃	回答数	15	59	109	145	105	433
	割合	3.5%	13.6%	25.2%	33.5%	24.2%	100%
⑪総合的な住宅への満足度	回答数	27	102	214	68	22	433
	割合	6.2%	23.6%	49.4%	15.7%	5.1%	100%



■問16.現在のお住まいの周辺の環境について、どのように感じていますか。

お住まいの周辺環境に関する満足度について、「満足」「まあ満足」を合わせると「⑩近所づきあいや地域との交流」が最も高く、76.0%となっています。次いで「⑧治安の良さ」が71.4%、「⑥ごみ処理、公害など、衛生環境の良さ」が66.3%となっています。一方で、「⑤病院や福祉施設の利便性」や「①公共交通や道路環境の良さ」は「非常に不満」「多少不満」の合計がそれぞれ、60.6%、56.8%と満足度が低くなっています。

選択肢	回答数 割合	非常に 不満	多少不満	まあ満足	満足	無回答・ 無効回答	計
①公共交通や道路環境の良さ	回答数 割合	101 23.3%	145 33.5%	138 31.9%	32 7.4%	17 3.9%	433 100%
②緑や公園や景観など環境の良さ	回答数 割合	52 12.0%	122 28.2%	190 43.9%	45 10.4%	24 5.5%	433 100%
③買い物など日常生活の利便性	回答数 割合	84 19.4%	117 27.0%	177 40.9%	40 9.2%	15 3.5%	433 100%
④通勤や通学の利便性	回答数 割合	80 18.5%	118 27.3%	147 33.9%	38 8.8%	50 11.5%	433 100%
⑤病院や福祉施設の利便性	回答数 割合	116 26.8%	146 33.8%	127 29.3%	27 6.2%	17 3.9%	433 100%
⑥ごみ処理、公害など、衛生環境の良さ	回答数 割合	28 6.5%	101 23.3%	241 55.7%	46 10.6%	17 3.9%	433 100%
⑦地震や水害など災害対策の良さ	回答数 割合	42 9.7%	134 30.9%	193 44.6%	41 9.5%	23 5.3%	433 100%
⑧治安の良さ	回答数 割合	11 2.5%	90 20.8%	259 59.9%	50 11.5%	23 5.3%	433 100%
⑨公共施設サービスなどの利便性	回答数 割合	51 11.8%	159 36.7%	177 40.9%	24 5.5%	22 5.1%	433 100%
⑩近所づきあいや地域との交流	回答数 割合	20 4.6%	68 15.7%	281 64.9%	48 11.1%	16 3.7%	433 100%
⑪総合的な住環境の満足度	回答数 割合	22 5.1%	110 25.4%	242 55.8%	41 9.5%	18 4.2%	433 100%

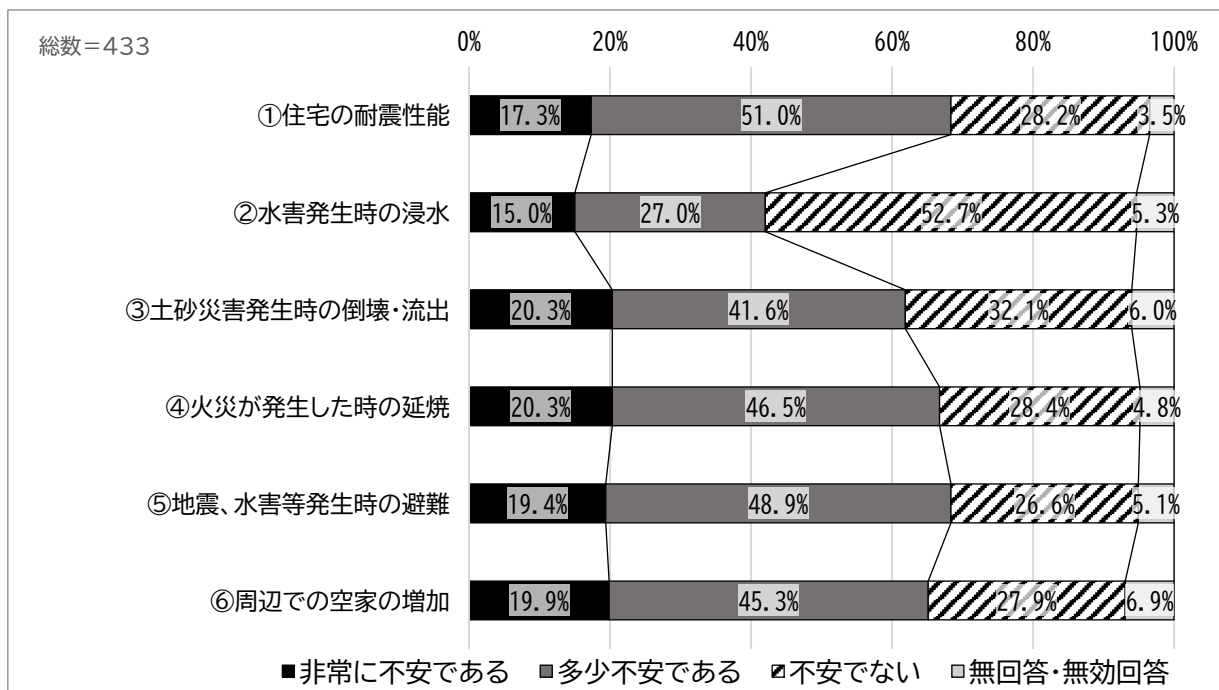


■問 17.現在のお住まいやまわりの環境について、どのような不安がありますか。

住まいや周辺環境に対する不安について、「非常に不安である」「多少不安である」を合わせると「⑤地震、水害等発生時の避難」が最も高く、68.3%となっています。次いで「①住宅の耐震性能」が68.3%、「④火災が発生した時の延焼」が66.8%となっています。

一方で、「不安でない」の割合が「②水害発生時の浸水」で最も高く、52.7%となっています。

選択肢	非常に不安である	多少不安である	不安でない	無回答・無効回答	計
①住宅の耐震性能	75 17.3%	221 51.0%	122 28.2%	15 3.5%	433 100%
②水害発生時の浸水	65 15.0%	117 27.0%	228 52.7%	23 5.3%	433 100%
③土砂災害発生時の倒壊・流出	88 20.3%	180 41.6%	139 32.1%	26 6.0%	433 100%
④火災が発生した時の延焼	88 20.3%	201 46.5%	123 28.4%	21 4.8%	433 100%
⑤地震、水害等発生時の避難	84 19.4%	212 48.9%	115 26.6%	22 5.1%	433 100%
⑥周辺での空家の増加	86 19.9%	196 45.3%	121 27.9%	30 6.9%	433 100%



■その他、住まいやまわりの環境について不安に思っている点があれば、ご入力ください。

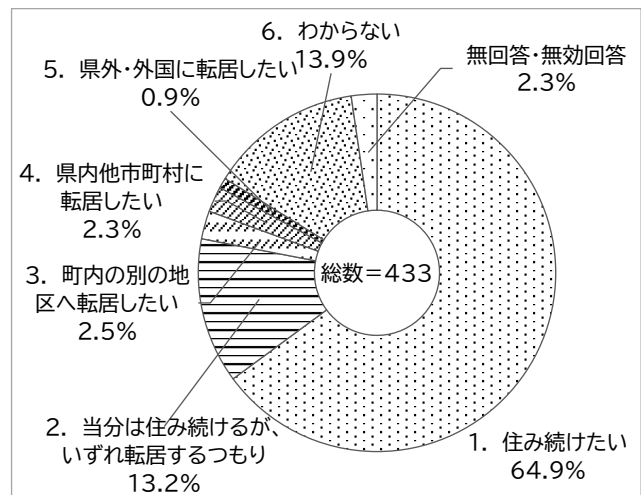
自然災害	台風 19 号により床上浸水し河川の土砂撤去工事がされたがすでに土砂が溜まっている 水害に対する町の防災意識が足りない
空き家・ 空き地	布団や家具等を処理場に持ち込みたいが業者に委託しなければならない。このまま放置することになるのが不安 空き家が増えている 荒廃農地が増えている 空き家、空き地の雑草の処理 道路への草木のはみ出しが多く、車同士のすれ違いや自転車、歩行者等の追い越しが大変危険。
人口	若い人がいない、後継者がいない家庭が多い。 旧町内での若者の人口が減り(20~40 代)消防団や祭りなど若い世代がいないと次に繋がらない 高齢者の独立・独り暮らしの増加
インフラ	高齢者のためのバスがヨークベニマル等に出ているが旧町内は循環してない 自転車通学者のための道路設備が進んでいない 地震や枯水の時の井戸枯れが不安 道路が狭い 自身で運転が出来なくなってからの買い物
周辺環境	裏山に大きな岩がある 急傾斜 山林の管理 住民に説明なく、携帯無線基地局を設置され、電磁波が心配
その他	犯罪者の増加 隣人トラブル

■問18.現在お住まいの場所に住み続けたいとお考えですか。

現在お住まいの場所に「1.住み続けたい」が最も高く、64.9%となっています。次いで、「6.わからない」が13.9%となっています。

転居を検討されている方について、「2.当分は住み続けるが、いずれ転居するつもり」が13.2%、「3.町内の別の地区へ転居したい」が2.5%、「4.県内他市町村に転居したい」が2.3%、「5.県外・外国に転居したい」が0.9%となっており、合わせて18.9%の方が転居を検討されています。

選択肢	回答数	割合
1. 住み続けたい	281	64.9%
2. 当分は住み続けるが、いずれ転居するつもり	57	13.2%
3. 町内の別の地区へ転居したい	11	2.5%
4. 県内他市町村に転居したい	10	2.3%
5. 県外・外国に転居したい	4	0.9%
6. わからない	60	13.9%
無回答・無効回答	10	2.3%
合計	433	100%



■問 19.住み続ける理由を教えてください。【複数回答】

【問 18 で「1.住み続けたい」と答えた人のみ】

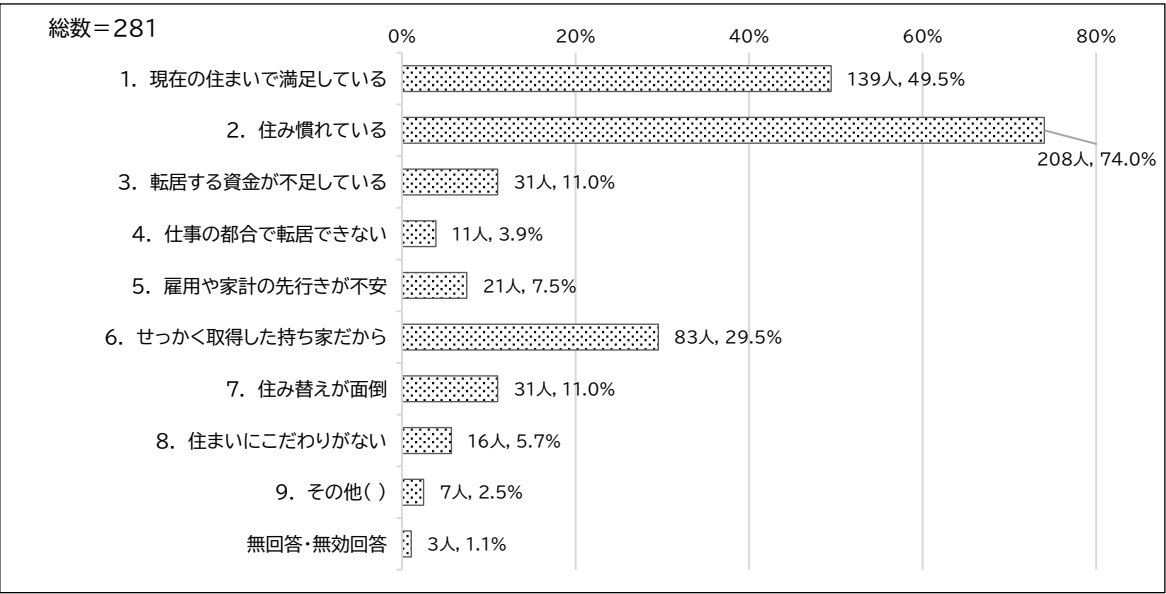
現在お住まいの場所に住み続けたい理由として、「2.住み慣れている」が最も高く、74.0%となっています。次いで、「1.現在の住まいで満足している」が 49.5%、「6. せっかく取得した持ち家だから」が 29.5%となっています。

一方で、転居を検討しつつ住み続けている方の割合が「3.転居する資金が不足している」「7.住み替えが面倒」が 11.0%となっています。

選択肢	回答数	割合
1. 現在の住まいで満足している	139	49.5%
2. 住み慣れている	208	74.0%
3. 転居する資金が不足している	31	11.0%
4. 仕事の都合で転居できない	11	3.9%
5. 雇用や家計の先行きが不安	21	7.5%
6. せっかく取得した持ち家だから	83	29.5%
7. 住み替えが面倒	31	11.0%
8. 住まいにこだわりがない	16	5.7%
9. その他()	7	2.5%
無回答・無効回答	3	1.1%
回答数	281	100%

その他の内訳

選択肢	回答数
お隣さんとの関係が良好	1
友人・知己、親族が町内にいるため	1
農地があるため	1
墓があるため	1
親戚がおり、田んぼ、畑などあるため	1
生まれ育ったから	1
親の介護があるため	1



■問 20.住み替える目的を教えてください。【複数回答】

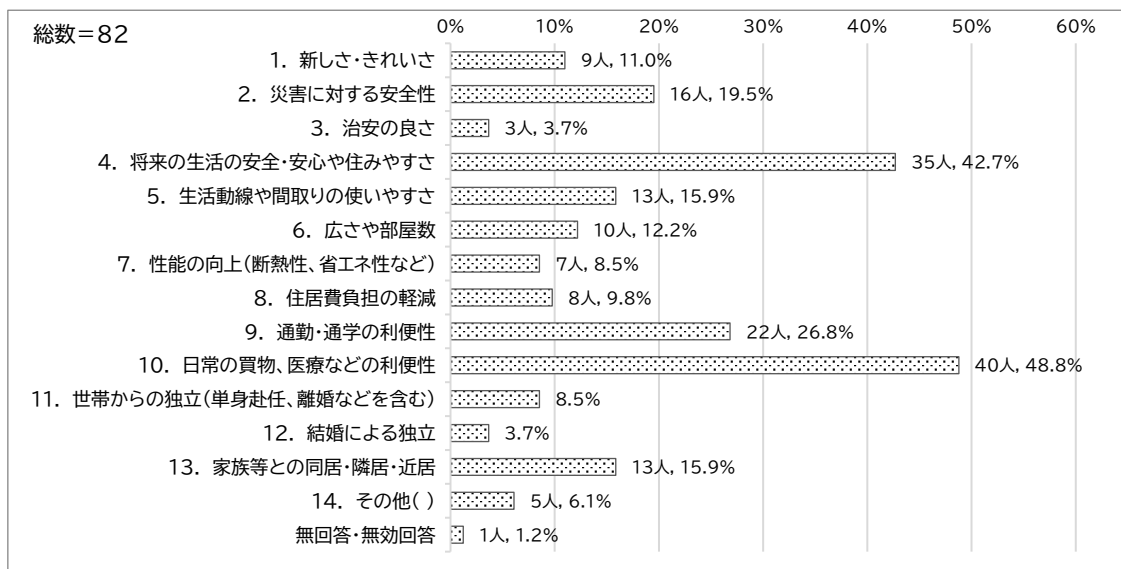
【問 18 で「2, 3, 4, 5」を答えた人のみ】

現在お住まいの場所から住み替える目的として、「10.日常の買物、医療などの利便性」が最も高く、48.8%となっています。次いで「4.将来の生活の安全・安心や住みやすさ」が42.7%、「9.通勤・通学の利便性」が26.8%、「2.災害に対する安全性」が19.5%となっており、周辺環境に関係する項目が比較的高くみられます。

選択肢	回答数	割合
1. 新しさ・きれいさ	9	11.0%
2. 災害に対する安全性	16	19.5%
3. 治安の良さ	3	3.7%
4. 将来の生活の安全・安心や住みやすさ	35	42.7%
5. 生活動線や間取りの使いやすさ	13	15.9%
6. 広さや部屋数	10	12.2%
7. 性能の向上(断熱性、省エネ性など)	7	8.5%
8. 住居費負担の軽減	8	9.8%
9. 通勤・通学の利便性	22	26.8%
10. 日常の買物、医療などの利便性	40	48.8%
11. 世帯からの独立(単身赴任、離婚などを含む)	7	8.5%
12. 結婚による独立	3	3.7%
13. 家族等との同居・隣居・近居	13	15.9%
14. その他()	5	6.1%
無回答・無効回答	1	1.2%
回答数	82	100%

その他の内訳

選択肢	回答数
仕事場にはアパートがないため	1
介護の不安	1
近隣住民の悪さ	1
石川町にあまり魅力を感じない	1
町内に条件に合う働ける場所が少ない	1



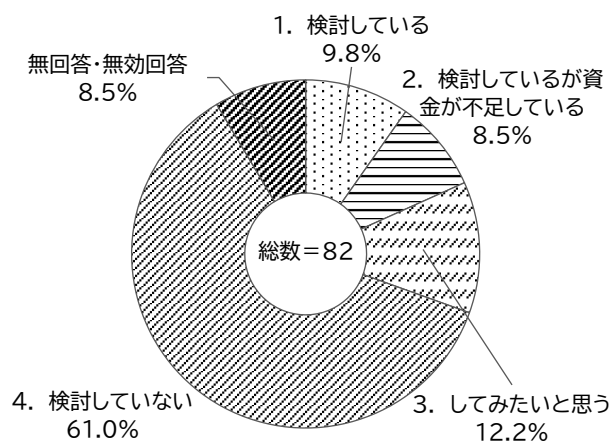
■問 21.二地域居住(二拠点生活)を検討していますか。

【問 18 で2, 3, 4, 5と答えた人のみ】

現在お住まいの場所から住み替えを検討している方について、二地域居住は「5.検討していない」が最も高く、61.0%となっています。

一方で、「3.してみたいと思う」が 12.2%、「1.検討している」が 9.8%、「2.検討しているが資金が不足している」が 8.5%となっています。

選択肢	回答数	割合
1. 検討している	8	9.8%
2. 検討しているが資金が不足している	7	8.5%
3. してみたいと思う	10	12.2%
4. 検討していない	50	61.0%
無回答・無効回答	7	8.5%
回答数	82	100%



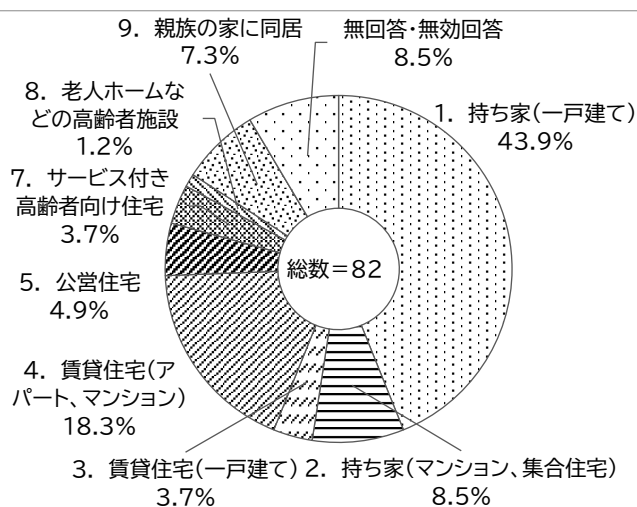
■問 22.住み替える場合、どのような住まいをお考えですか。

【問 18 で2, 3, 4, 5を答えた人のみ】

現在お住まいの場所から住み替えを検討している方について、「1. 持ち家(一戸建て)」が43.9%、「2. 持ち家(マンション、集合住宅)」が 8.5%、「5.公営住宅」を検討されている方は 4.9%となっています。

また、「9.親族の家に同居」が 7.3%、「7.サービス付き高齢者向け住宅」が 3.7%、「8.老人ホームなどの高齢者施設」が 1.2%となっており、高齢者の方が親族の家に同居や高齢者向け施設を検討されていることが推察されます。

選択肢	回答数	割合
1. 持ち家(一戸建て)	36	43.9%
2. 持ち家(マンション、集合住宅)	7	8.5%
3. 賃貸住宅(一戸建て)	3	3.7%
4. 賃貸住宅(アパート、マンション)	15	18.3%
5. 公営住宅	4	4.9%
6. 社宅・寮	0	0.0%
7. サービス付き高齢者向け住宅	3	3.7%
8. 老人ホームなどの高齢者施設	1	1.2%
9. 親族の家に同居	6	7.3%
10. その他()	0	0.0%
無回答・無効回答	7	8.5%
合計	82	100%



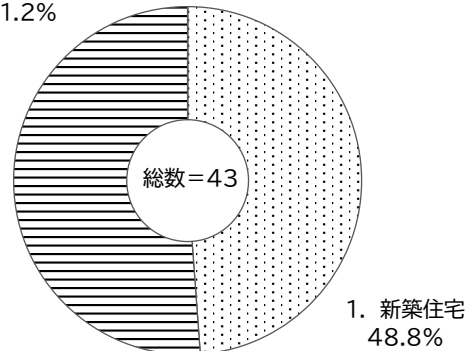
■問 23.持ち家を購入する場合、どのような住宅をお考えですか。

【問22で 1, 2 の持ち家と答えた人のみ】

転居先として持ち家を検討されている方について、「2. 中古住宅(リフォーム・リノベーションしたものを含む)」が 51.2%、「1.新築住宅」が 48.8%となっています。

選択肢	回答数	割合
1. 新築住宅	21	48.8%
2. 中古住宅 (リフォーム・リノベーションしたものを含む)	22	51.2%
無回答・無効回答	0	0.0%
合計	43	100%

2. 中古住宅(リフォーム・リノベーションしたものを含む)
51.2%



子育て家庭の方におたずねします。

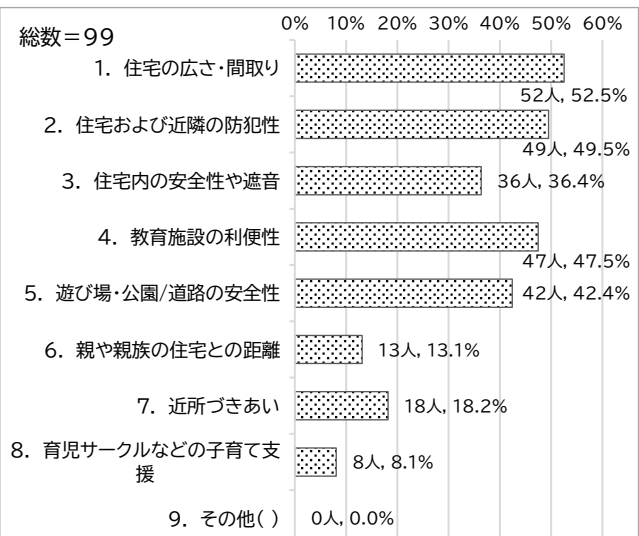
■問 24.子育て家庭にとって住居や居住環境に求める点は何ですか。【複数回答】

子育て家庭が求める点として、「1.住宅の広さ・間取り」が最も高く、52.5%となっています。次いで、「2.住宅および近隣の防犯性」が 49.5%となっています。

周辺環境や居住環境について、「4.教育施設の利便性」が 47.5%「5.遊び場・公園/道路の安全性」が 42.4%、「3.住宅内の安全性や遮音」が 36.4%となっています。

一方で、コミュニティに関する項目について「7.近所づきあい」が 18.2%、「6.親や親族の住宅との距離」が 13.1%、「8.育児サークルなどの子育て支援」が 8.1%となっています。

選択肢	回答数	割合
1. 住宅の広さ・間取り	52	52.5%
2. 住宅および近隣の防犯性	49	49.5%
3. 住宅内の安全性や遮音	36	36.4%
4. 教育施設の利便性	47	47.5%
5. 遊び場・公園/道路の安全性	42	42.4%
6. 親や親族の住宅との距離	13	13.1%
7. 近所づきあい	18	18.2%
8. 育児サークルなどの子育て支援	8	8.1%
9. その他()	0	0.0%
無回答・無効回答	0	0.0%
回答数	99	

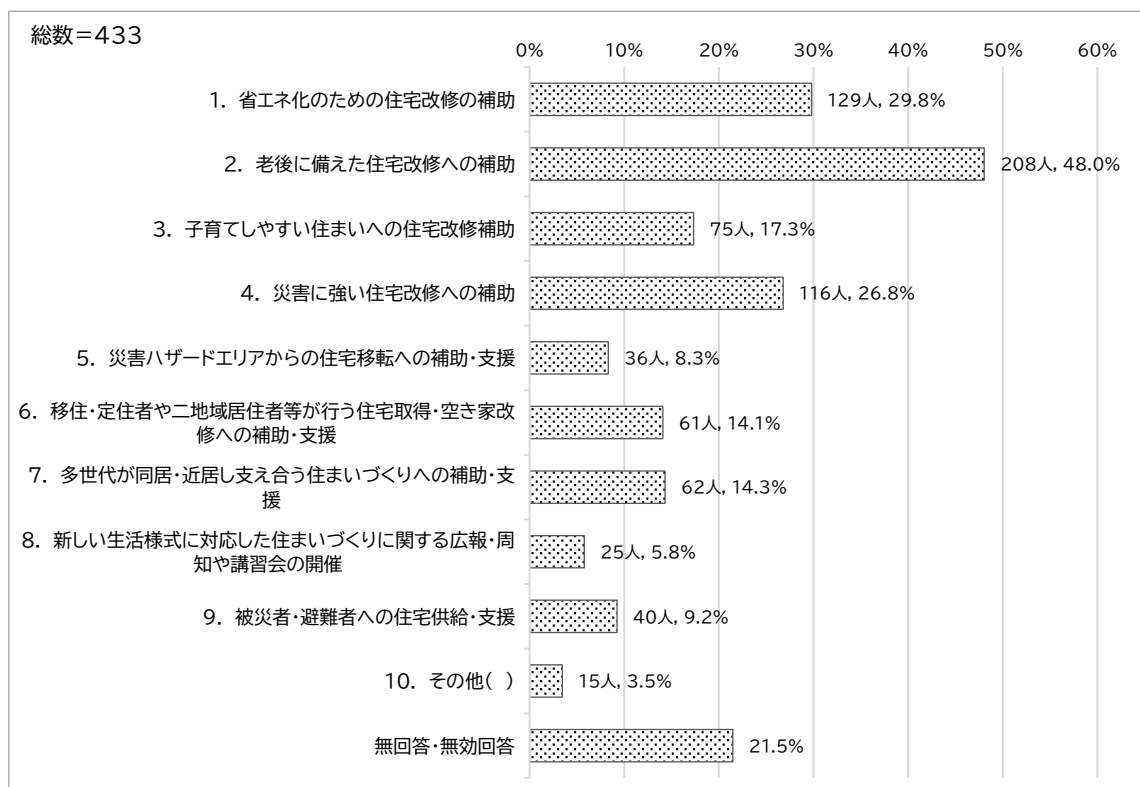


■問 25.町に期待する、取り組みはありますか。【複数回答】

町に期待する取り組みとして、「2.老後に備えた住宅改修への補助」が最も高く、48.0%となっています。次いで、「1.省エネ化のための住宅改修の補助」が 29.8%、「4.災害に強い住宅改修への補助」が 26.8%となっています。

子育てに関する住宅改修補助や空き家対策につながる取り組みについても期待していることが推測されます。

選択肢	回答数	割合
1. 省エネ化のための住宅改修の補助	129	29.8%
2. 老後に備えた住宅改修への補助	208	48.0%
3. 子育てしやすい住まいへの住宅改修補助	75	17.3%
4. 災害に強い住宅改修への補助	116	26.8%
5. 災害ハザードエリアからの住宅移転への補助・支援	36	8.3%
6. 移住・定住者や二地域居住者等が行う住宅取得・空き家改修への補助・支援	61	14.1%
7. 多世代が同居・近居し支え合う住まいづくりへの補助・支援	62	14.3%
8. 新しい生活様式に対応した住まいづくりに関する広報・周知や講習会の開催	25	5.8%
9. 被災者・避難者への住宅供給・支援	40	9.2%
10. その他()	15	3.5%
無回答・無効回答	93	21.5%
回答数	433	



その他記述内容

no.	記入内容
1	災害時の避難所の充実
2	公営住宅・団地の立て直し
3	保健センターのリフォーム及び役場やモトガッコなどとの集約化
4	建て替えへの補助
5	医療機関の充実、石川町駅の水郡線利用する時の駐車場
6	分譲住宅(新築)でのオール電化、子育ての支援
7	防犯対策(夜間)
8	泥棒や被害対策
9	免許返納後の生活形態の確立
10	固定資産税の減税
11	道路整備
12	講習会や相談会の開催
13	若者が石川町に住みたいと思えるような魅力ある町づくり
14	貸し倉庫があると賃貸アパートの人が利用すると思う
15	給水区域の拡大

■問 26. 今後実現してみたい暮らし方がありますか。【複数回答】

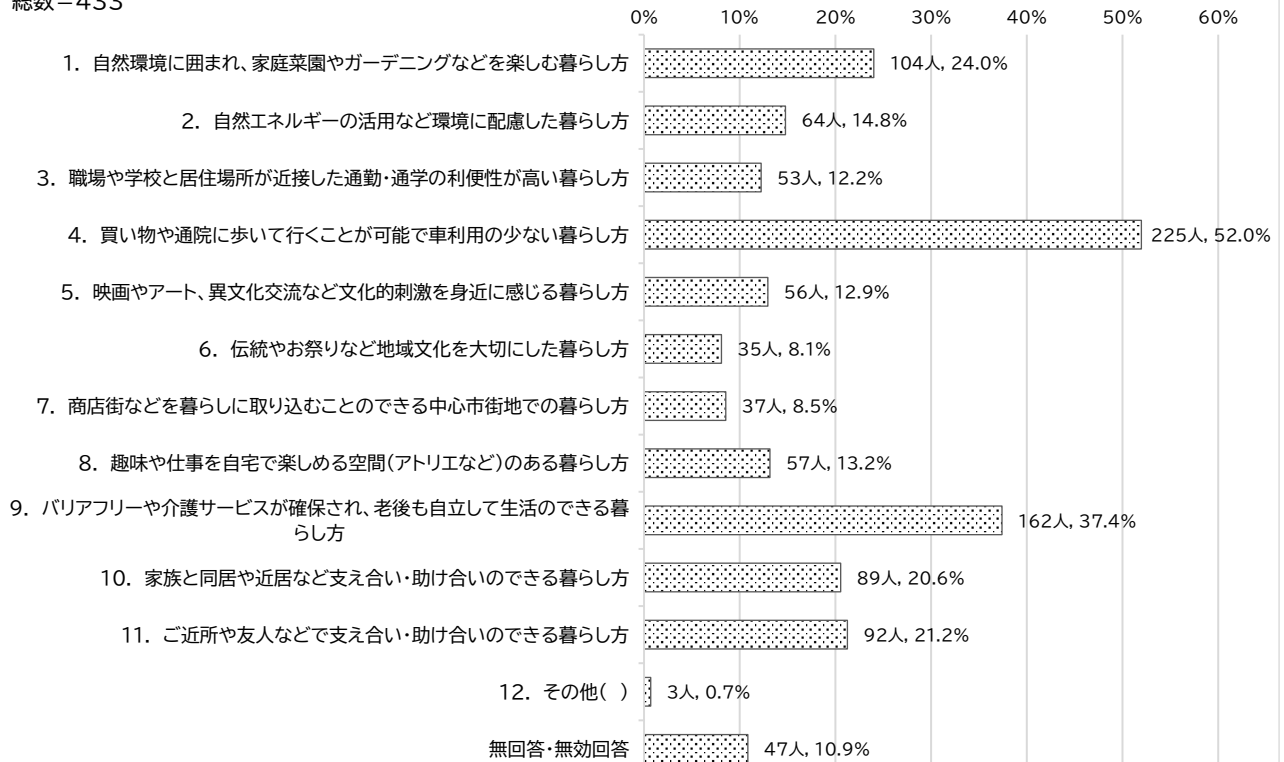
今後実現してみたい暮らし方として、「4. 買い物や通院に歩いていくことが可能で車利用の少ない暮らし方」が最も高く、52.0%となっています。次いで、「9. バリアフリーや介護サービスが確保され、老後も自立して生活のできる暮らし方」が 37.4%、「1. 自然環境に囲まれ、家庭菜園やガーデニングなどを楽しむ暮らし方」が 24.0%となっています。

選択肢	回答数	割合
1. 自然環境に囲まれ、家庭菜園やガーデニングなどを楽しむ暮らし方	104	24.0%
2. 自然エネルギーの活用など環境に配慮した暮らし方	64	14.8%
3. 職場や学校と居住場所が近接した通勤・通学の利便性が高い暮らし方	53	12.2%
4. 買い物や通院に歩いていくことが可能で車利用の少ない暮らし方	225	52.0%
5. 映画やアート、異文化交流など文化的刺激を身近に感じる暮らし方	56	12.9%
6. 伝統やお祭りなど地域文化を大切にしたい暮らし方	35	8.1%
7. 商店街などを暮らしに取り込むことのできる中心市街地での暮らし方	37	8.5%
8. 趣味や仕事を自宅で楽しめる空間(アトリエなど)のある暮らし方	57	13.2%
9. バリアフリーや介護サービスが確保され、老後も自立して生活のできる暮らし方	162	37.4%
10. 家族と同居や近居など支え合い・助け合いのできる暮らし方	89	20.6%
11. ご近所や友人などで支え合い・助け合いのできる暮らし方	92	21.2%
12. その他()	3	0.7%
無回答・無効回答	47	10.9%
回答数	433	

その他記入内容

no.	記入内容
1	車が無いと生活出来ない町なので道路を広くして欲しい
2	ゴルフ、グランドゴルフ、サイクリング、トレーニングなど
3	静かに暮らしたい

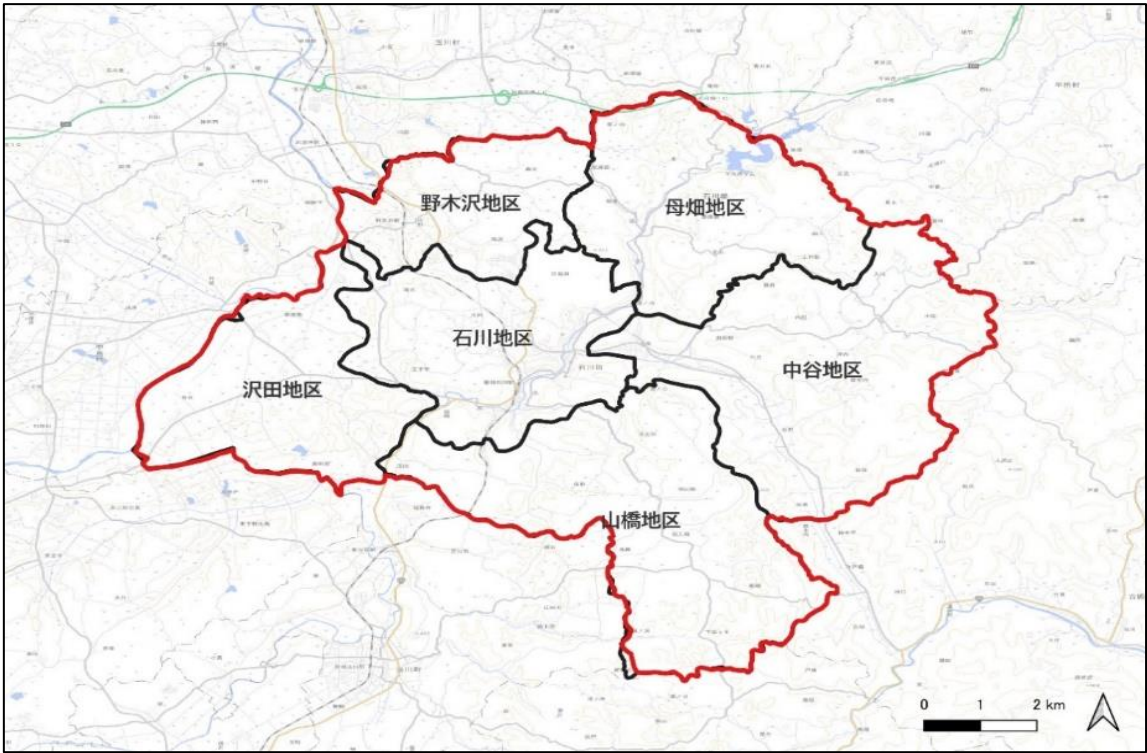
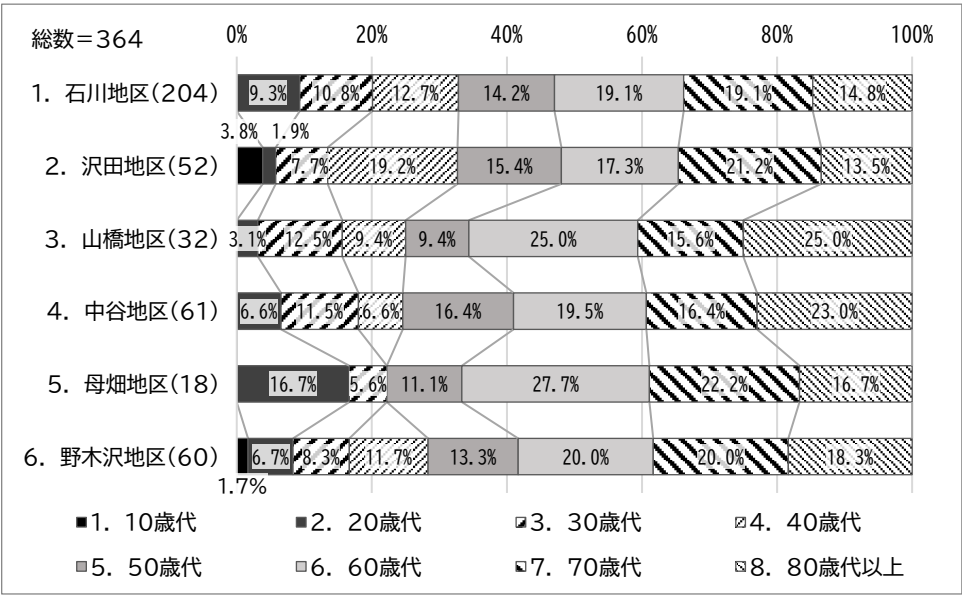
総数=433



2-3. クロス集計

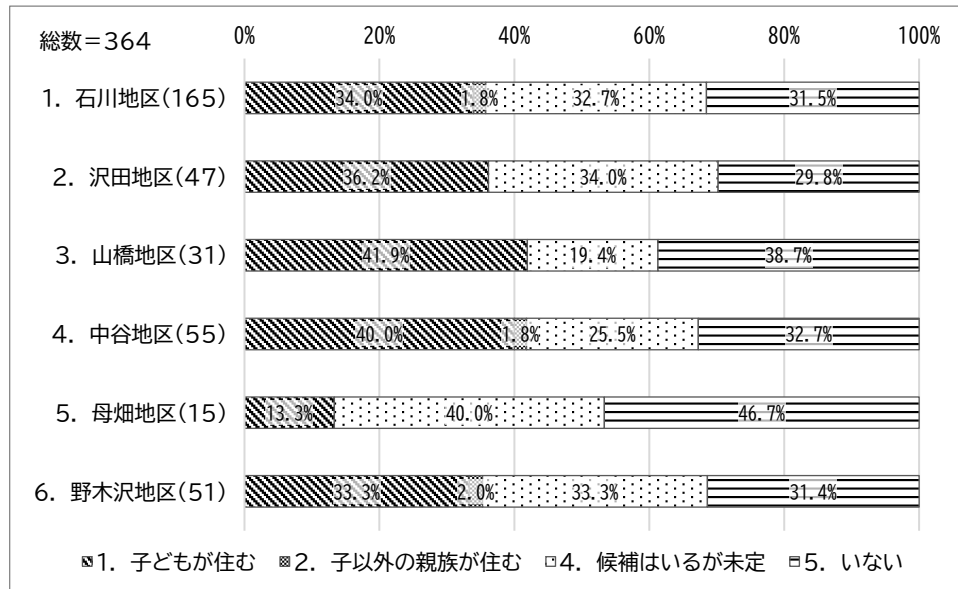
■居住地域×年齢

居住地区別回答者の年齢について、「母畑地区」の「60 歳代」が最も高く、27.7%となっています。次いで、「山橋地区」の「60 歳代」、「80 歳代」が 25.0%、「中谷地区」の「80 歳代」が 23.0%となっています。



■居住地域×住まわれている家の継承者

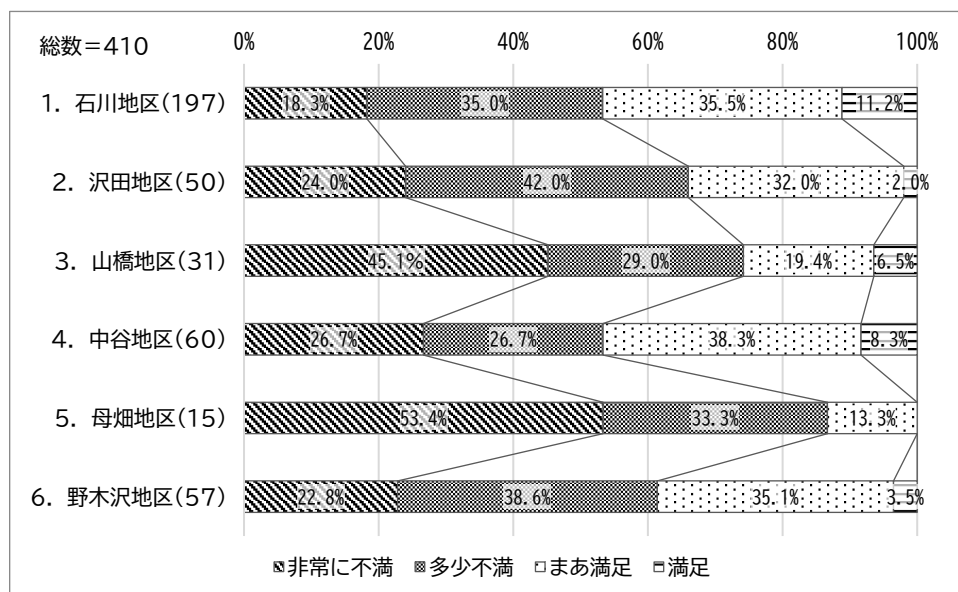
お住まいの家の継承者について、「母畑地区」の「いない」が最も高く、46.7%となっています。次いで「山橋地区」の「子どもが住む」が41.9%、「中谷地区」の「子どもが住む」、「母畑地区」の「候補はいるが未定」が40.0%となっています。



■居住地域×住まいの周辺の環境について

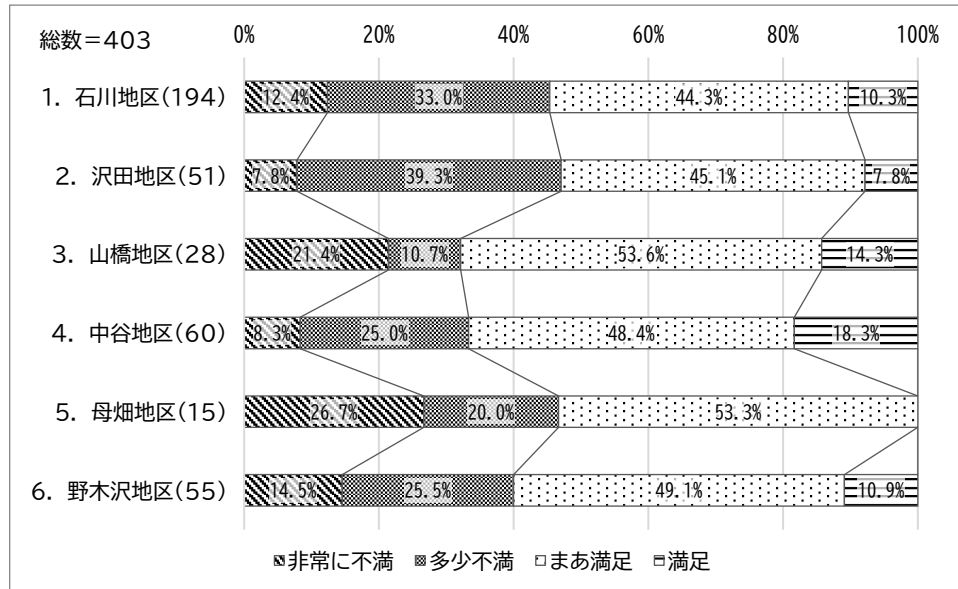
居住地域×①公共交通や道路環境の良さ

公共交通や道路環境について、「母畑地区」の「非常に不満」が最も高く53.4%となっています。次いで「山橋地区」の「非常に不満」が45.1%、「沢田地区」の「多少不満」が42.0%となっています。



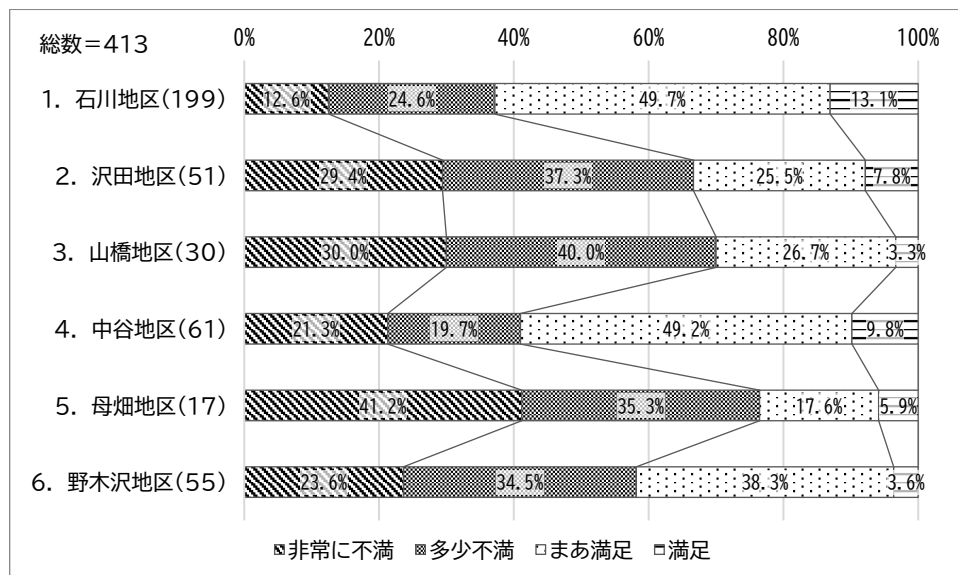
居住地域×②緑や公園や景観など環境の良さ

緑や公園や景観など環境の良さについて、「満足」「まあ満足」を合わせると「山橋地区」が最も高く、67.9%となっています。次いで、「中谷地区」が66.7%、「野木沢地区」が60.0%となっています。



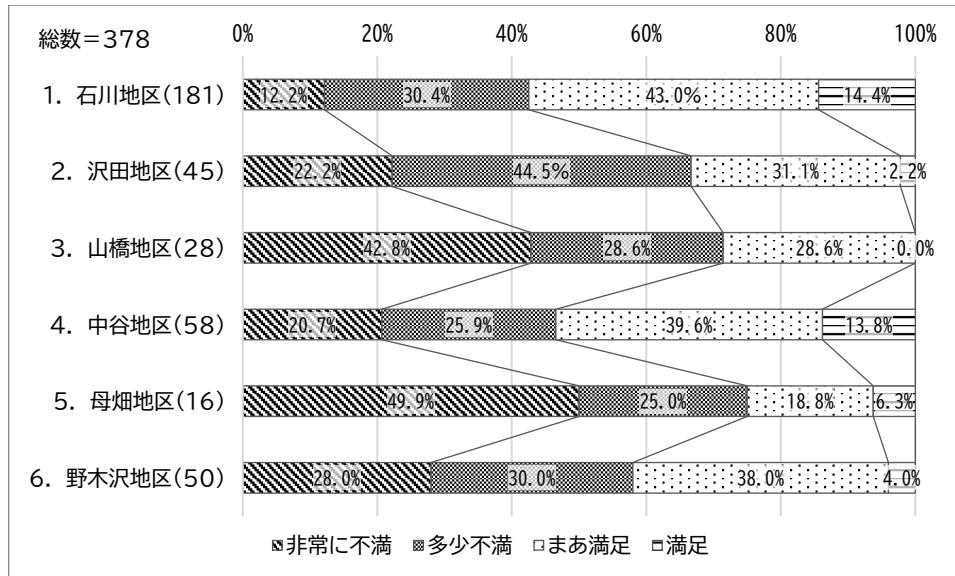
居住地域×③買い物など日常生活の利便性

買い物など日常生活の利便性について、「満足」「まあ満足」を合わせると「石川地区」が最も高く、62.8%となっています。次いで、「中谷地区」が59.0%、「野木沢地区」が41.9%となっています。



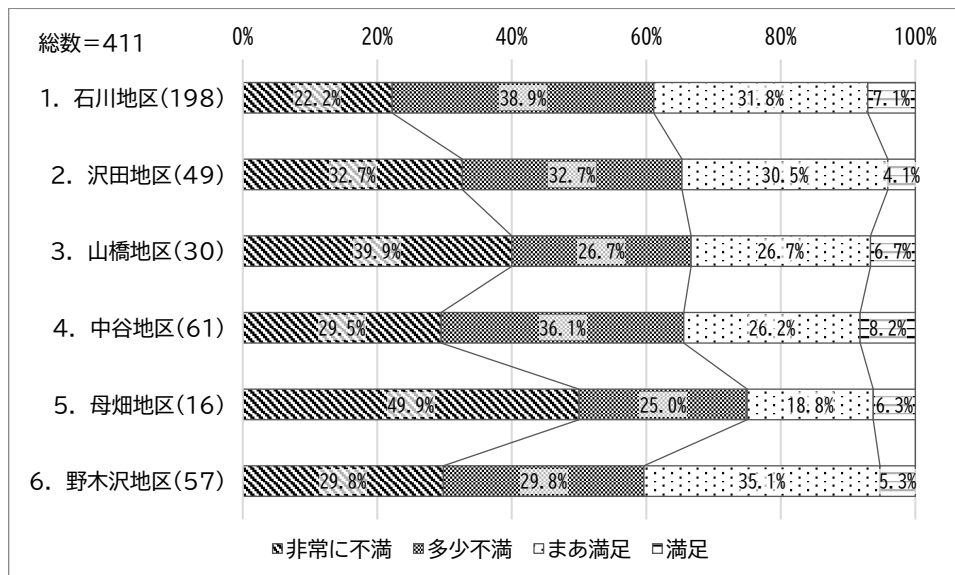
居住地域×④通勤や通学の利便性

通勤や通学の利便性について、「満足」「まあ満足」を合わせると「石川地区」が最も高く、57.4%となっています。次いで、「中谷地区」が53.4%、「野木沢地区」が42.0%となっています。



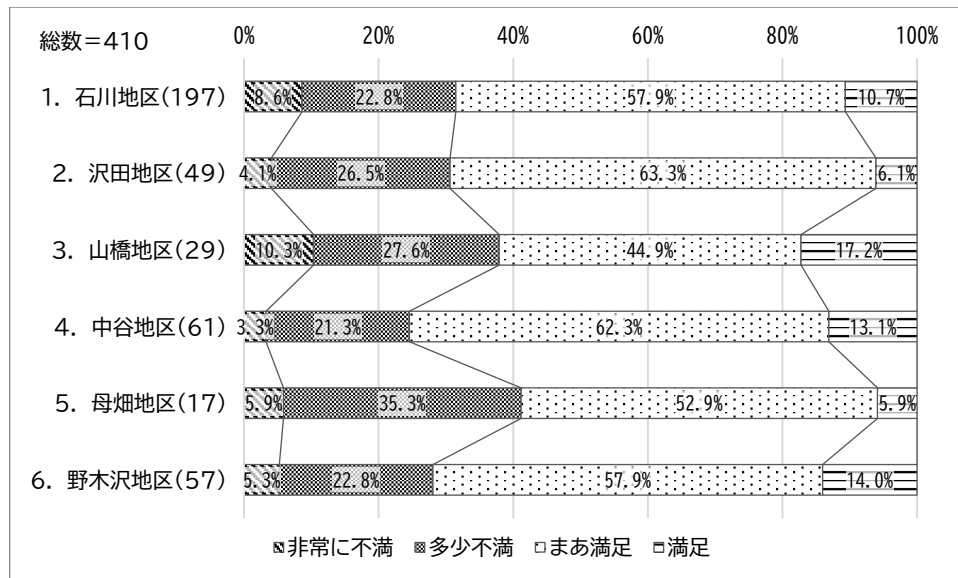
居住地域×⑤病院や福祉施設の利便性

病院や福祉施設の利便性について、「満足」「まあ満足」を合わせると「野木沢地区」が最も高く、40.4%となっています。次いで、「石川地区」が38.9%、「沢田地区」が34.6%となっています。



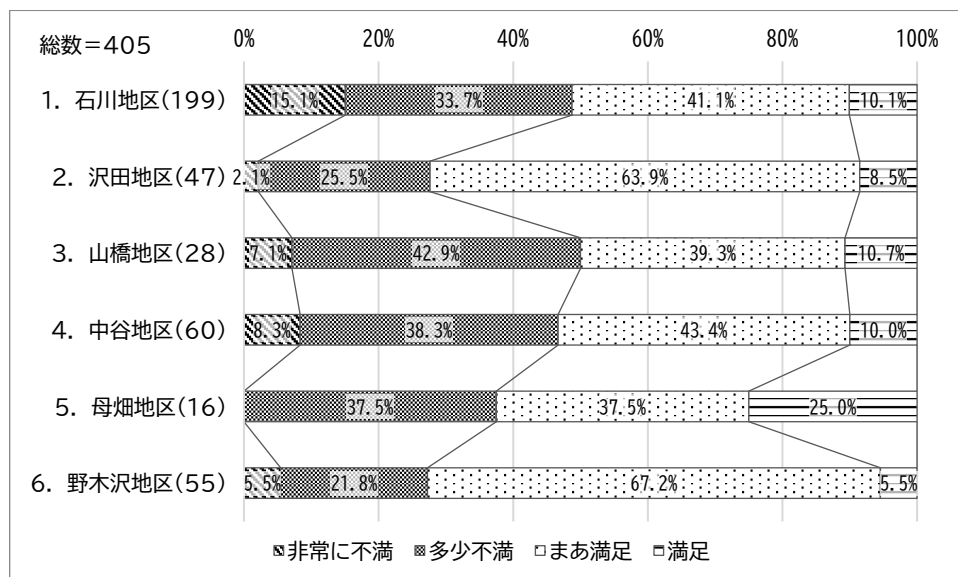
居住地域×⑥ごみ処理、公害など、衛生環境の良さ

ごみ処理、公害など、衛生環境の良さについて、「満足」「まあ満足」を合わせると、「中谷地区」が最も高く、75.4%となっています。次いで、「野木沢地区」が71.9%、「沢田地区」が69.4%となっています。



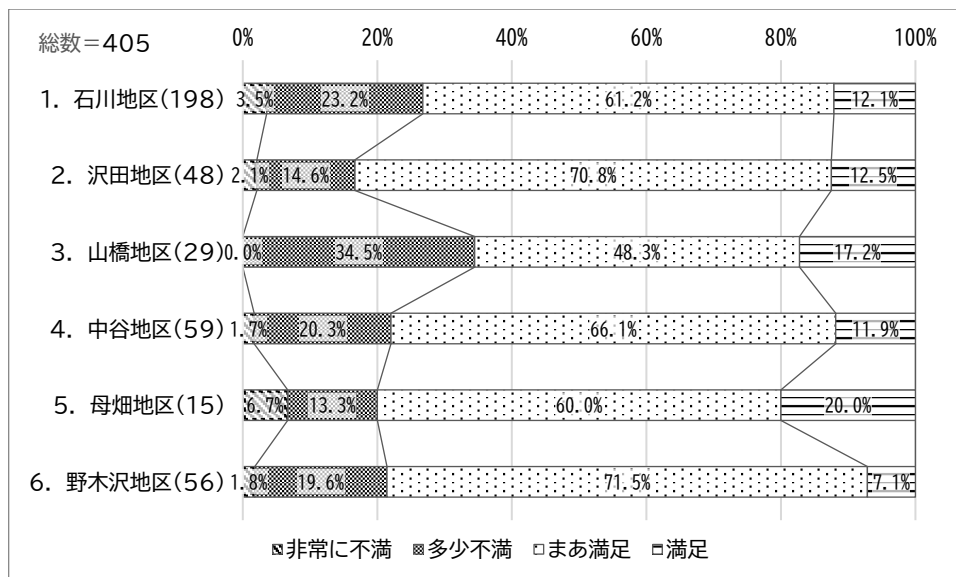
居住地域×⑦地震や水害など災害対策の良さ

地震や水害などの災害対策の良さについて、「満足」「まあ満足」を合わせると「野木沢地区」が最も高く、72.7%となっています。次いで、「沢田地区」が72.4%、「母畑地区」が62.5%となっています。



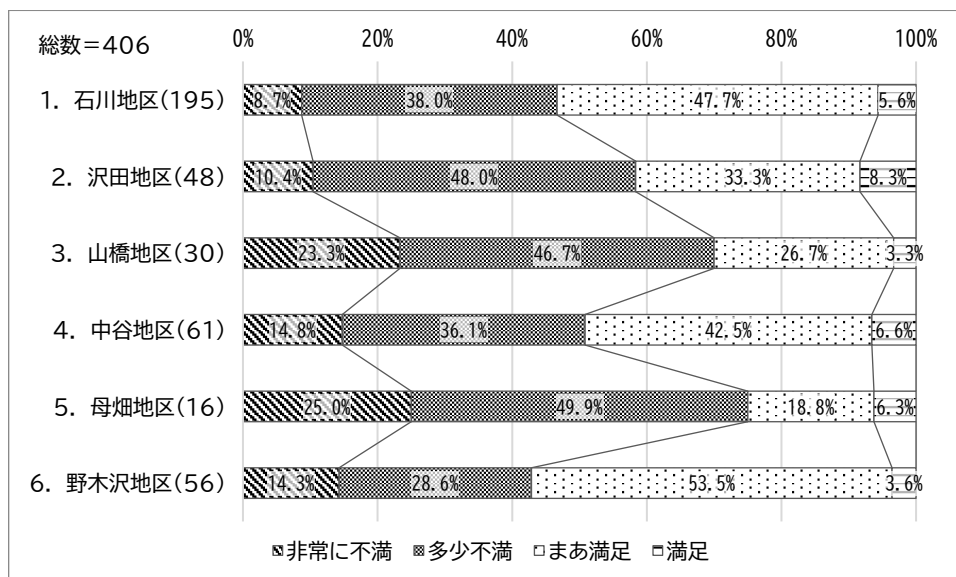
居住地域×⑧治安の良さ

治安の良さについて、「満足」「まあ満足」を合わせると「沢田地区」が最も高く、83.3%となっています。次いで、「母畑地区」が80.0%、「野木沢地区」が78.6%となっています。



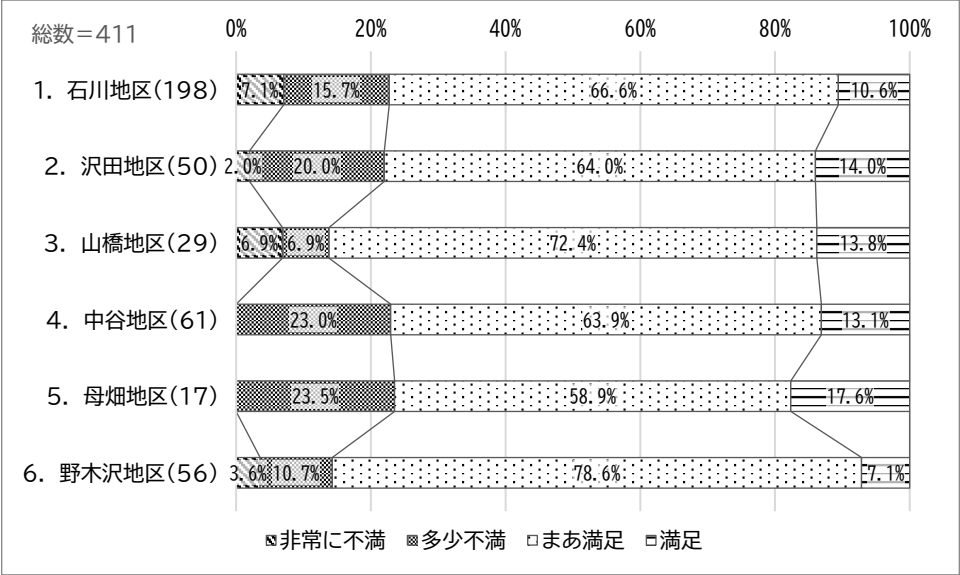
居住地域×⑨公共施設サービスなどの利便性

公共施設サービスなどの利便性について、「満足」「まあ満足」を合わせると「野木沢地区」が最も高く、57.1%となっています。次いで、「石川地区」が53.3%、「中谷地区」が49.1%となっています。



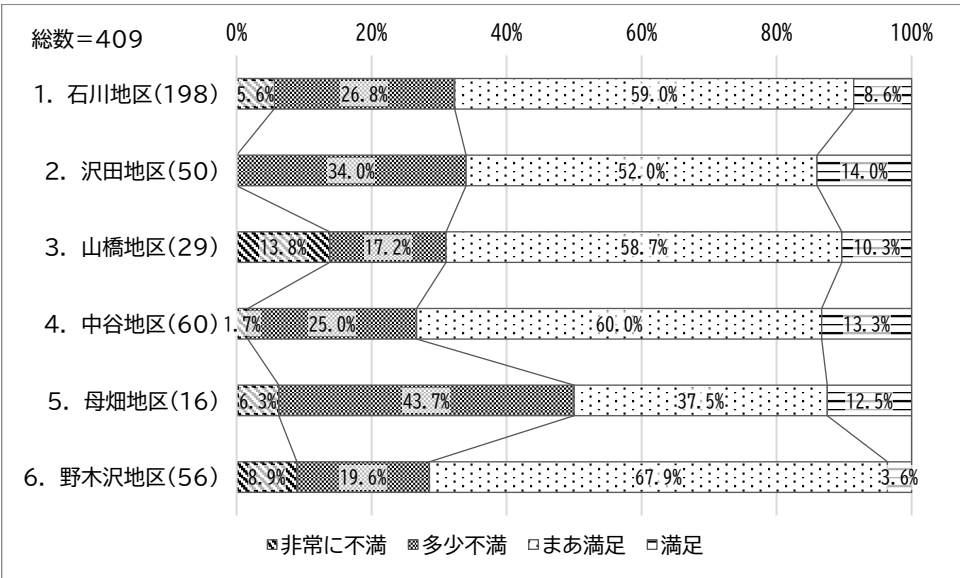
居住地域×⑩近所づきあいや地域との交流

近所づきあいや地域との交流について、「満足」「まあ満足」を合わせると「山橋地区」が最も高く、86.2%となっています。次いで、「野木沢地区」が 85.7%、「沢田地区」が 78.0%となっています。



居住地域× ⑪総合的な住環境の満足度

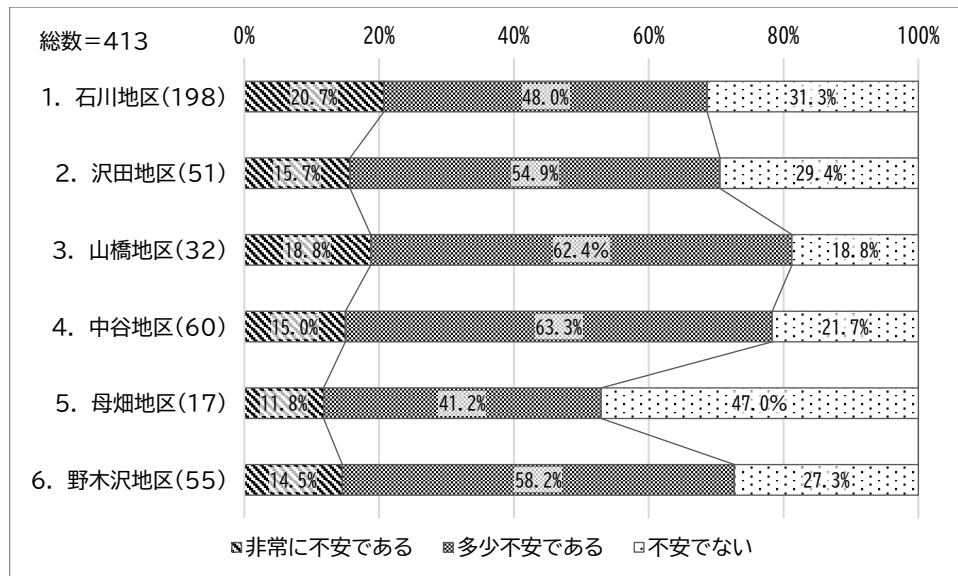
総合的な住環境の満足度について、「満足」「まあ満足」を合わせると「中谷地区」が 73.3%となっています。次いで、「野木沢地区」が 71.5%、「山橋地区」が 69.0%となっています。



■居住地域×住まいやまわりの環境の不安要素

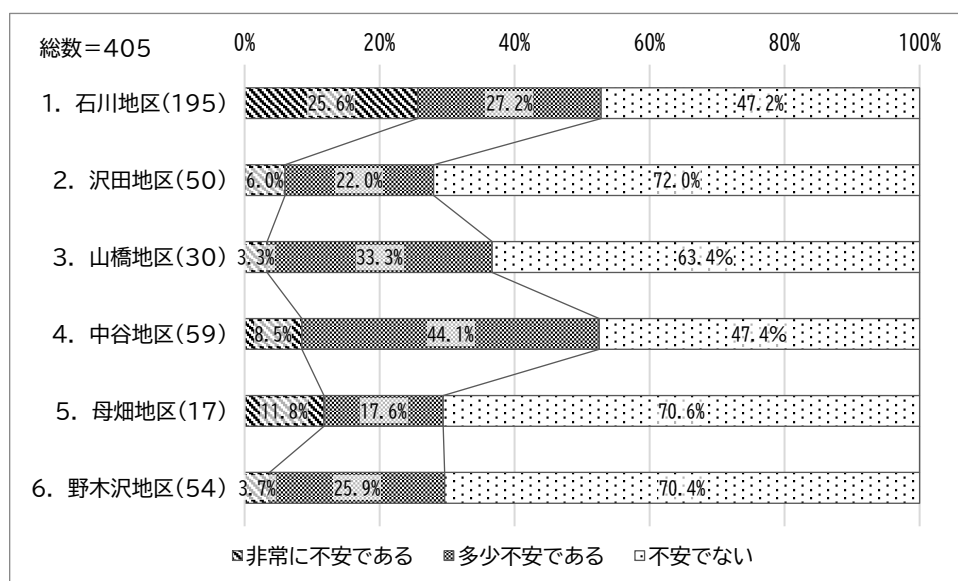
居住地域×①住宅の耐震性能

住宅の耐震性能に対する不安について、「非常に不安である」「多少不安である」を合わせると「山橋地区」が最も高く、81.2%となっています。次いで、「中谷地区」が78.3%、「野木沢地区」が72.7%となっています。



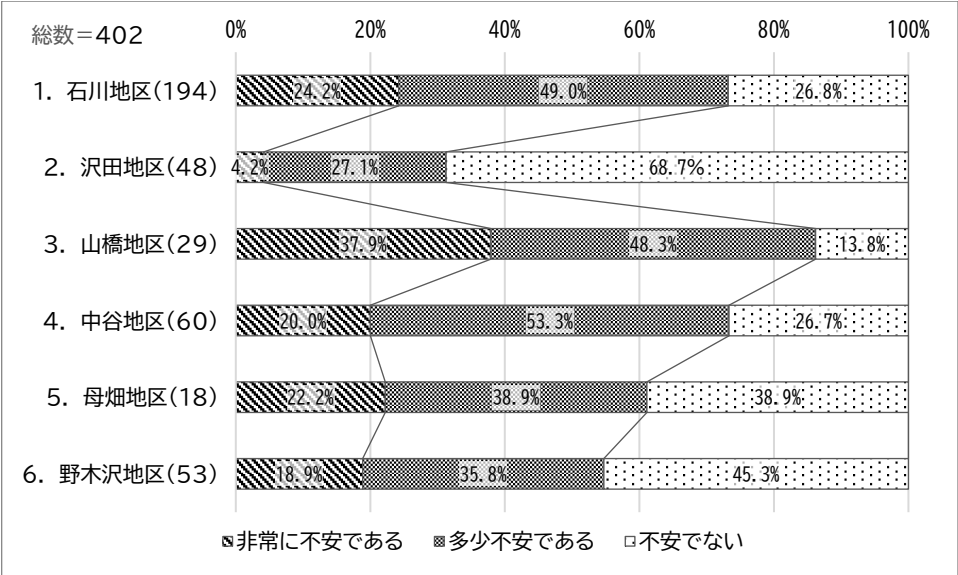
居住地域×②水害発生時の浸水

水害発生時の浸水に対する不安について、「非常に不安である」「多少不安である」を合わせると「石川地区」が最も高く、52.8%となっています。次いで、「中谷地区」が52.6%、「山橋地区」が36.6%となっています。



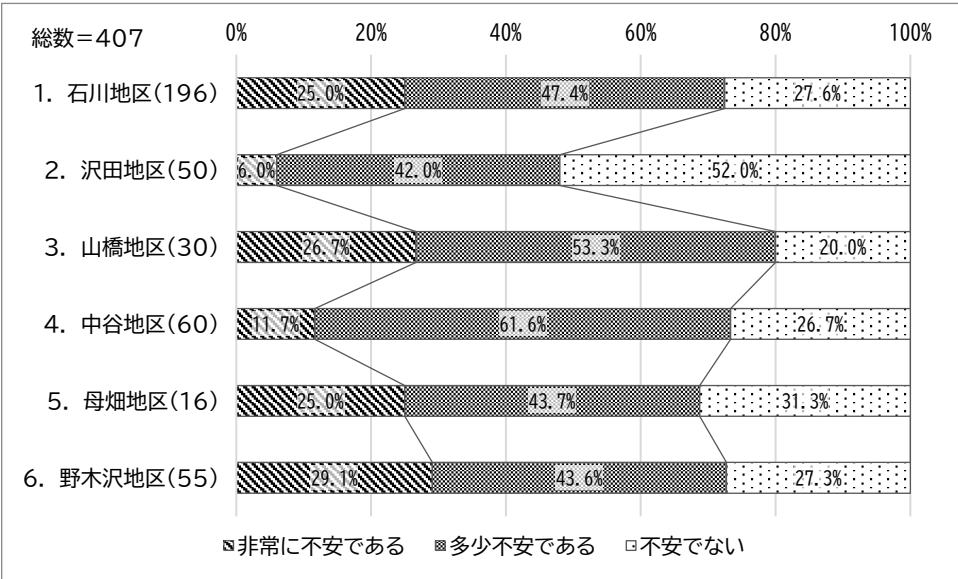
居住地域× ③土砂災害発生時の倒壊・流出

土砂災害発生時の倒壊・流出について、「非常に不安である」「多少不安である」を合わせると「山橋地区」が最も高く、86.2%となっています。次いで、「中谷地区」が 73.3%、「石川地区」が 73.2%となっています。



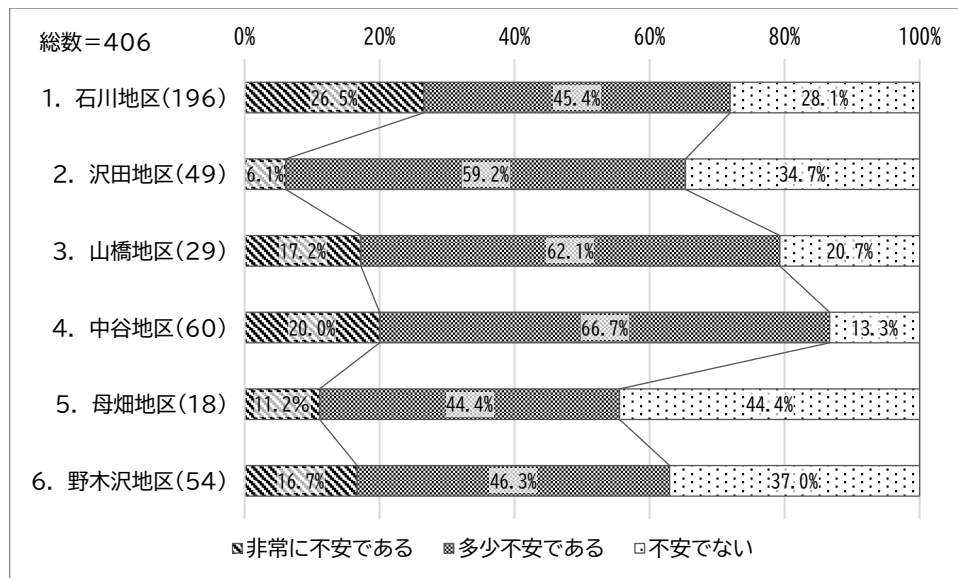
居住地域× ④火災が発生した時の延焼

火災発生が発生した時の延焼について、「非常に不安である」「多少不安である」を合わせると、「山橋地区」が最も高く、80.0%となっています。次いで、「中谷地区」が 73.3%、「野木沢地区」が 72.7%となっています。



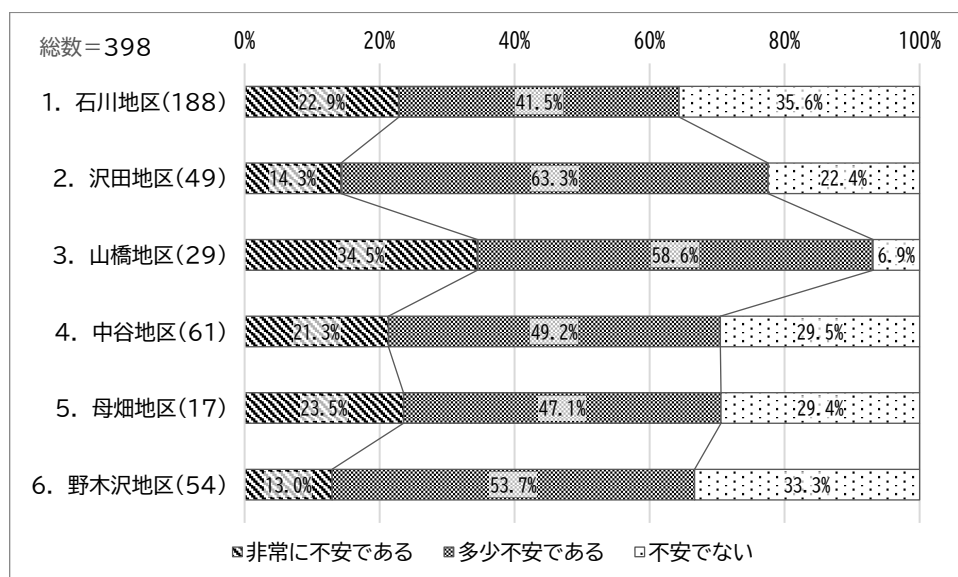
居住地域× ⑤地震、水害等発生時の避難

地震、水害等発生時の避難について、「非常に不安である」「多少不安である」を合わせると「中谷地区」が最も高く、86.7%となっています。次いで、「山橋地区」が79.3%、「石川地区」が71.9%となっています。



居住地域× ⑥周辺での空き家の増加

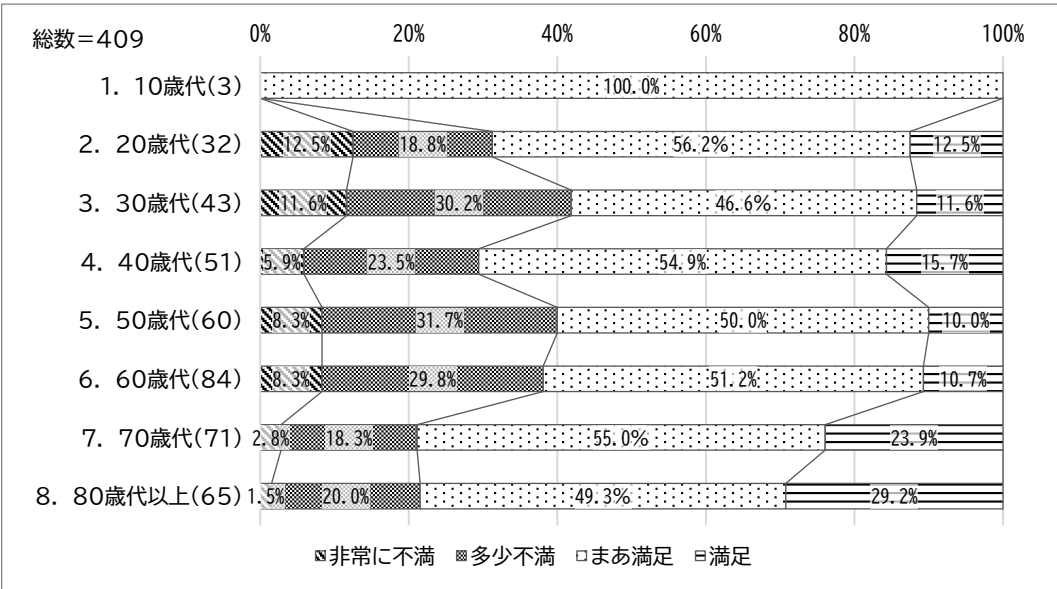
周辺での空き家の増加について、「非常に不安である」「多少不安である」を合わせると「山橋地区」が最も高く、93.1%となっています。次いで、「沢田地区」が77.6%、「母畑地区」が70.6%となっています。



■年齢×⑪総合的な住宅への満足度

総合的な住宅への満足度について、「まあ満足」「満足」を合わせると「70 歳代」が最も高く、78.9% となっています。次いで、「80 歳代」が 78.5%、「40 歳代」が 70.6%となっています。

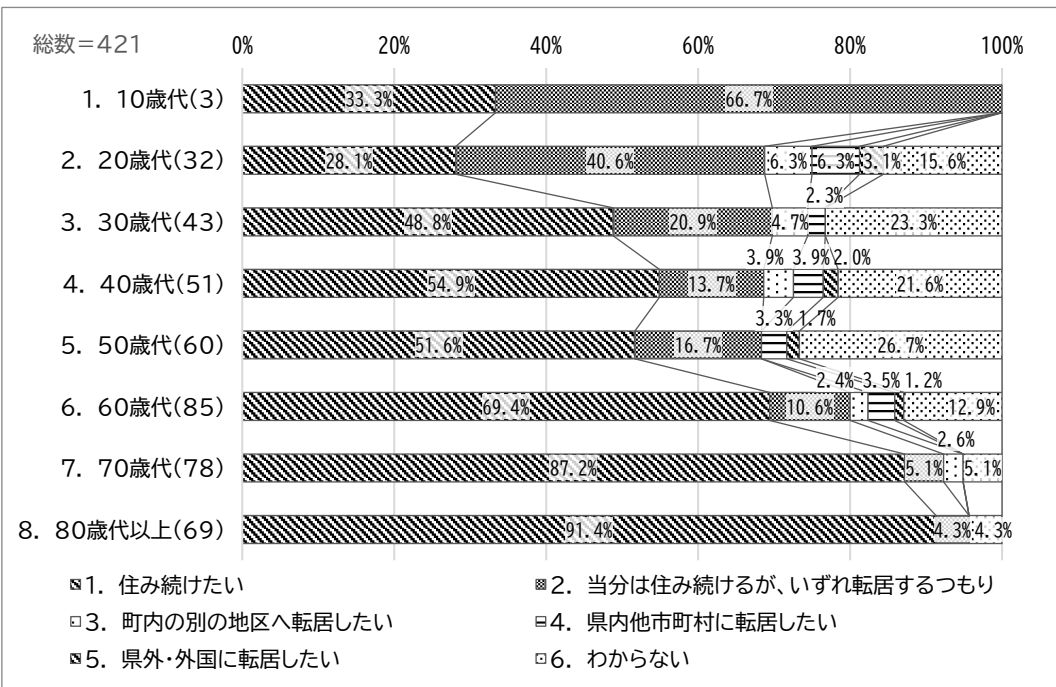
※10 歳代はサンプル数が少ないため参考程度



■年齢×居住意向

居住意向について、「住み続けたい」の「80 歳代」が最も高く、91.4%となっています。次いで、「70 歳代」が 87.2%、「60 歳代」が 69.4%となっています。

※10 歳代はサンプル数が少ないため参考程度



■年齢×期待する取り組み

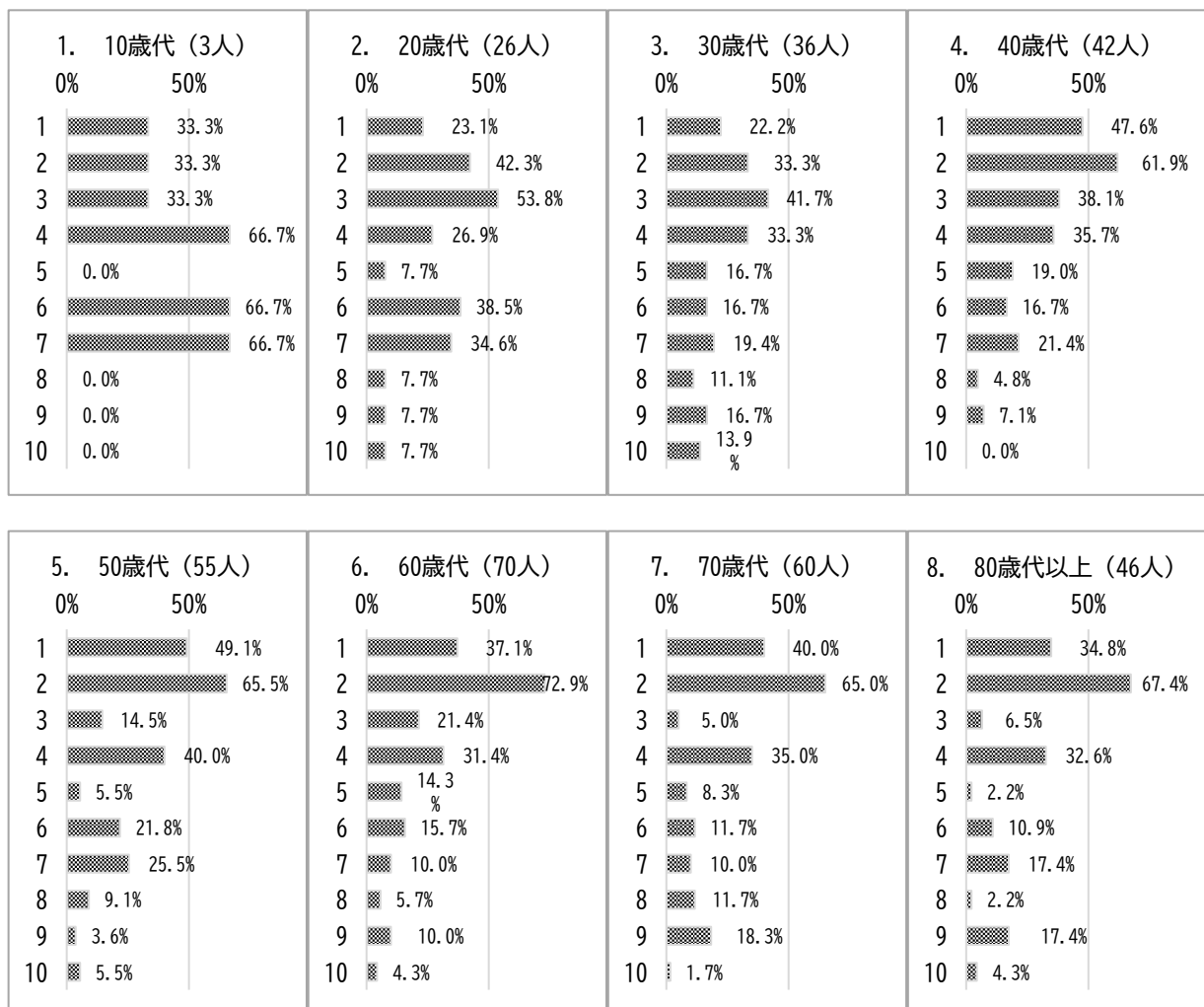
期待する取り組みについて、年代別にみると、「10 歳代」はサンプルが少ないため参考程度ですが、「4.災害に強い住宅改修への補助」、「6.移住・定住者や二地域居住者等が行う住宅取得・空き家回収への補助・支援」、「7.多世代が同居・近居し支え合う住まいづくりへの補助・支援」が最も高く、66.7%となっています。

「20 歳代」「30 歳代」は、「3.子育てしやすい住まいへの住宅改修補助」が最も高く、それぞれ53.8%、41.7%となっています。

「40 歳代～80 歳代以上」は、「2.老後に備えた住宅改修への補助」が最も高く、それぞれ 61.9%、65.5%、72.9%、65.0%、67.4%となっています。次いで、「1.省エネ化のための住宅改修の補助」が高くなっており、50 代では約半数の方が選択しています。

凡例

1. 省エネ化のための住宅改修の補助
2. 老後に備えた住宅改修への補助
3. 子育てしやすい住まいへの住宅改修補助
4. 災害に強い住宅改修への補助
5. 災害ハザードエリアからの住宅移転への補助・支援
6. 移住・定住者や二地域居住者等が行う住宅取得・空き家改修への補助・支援
7. 多世代が同居・近居し支え合う住まいづくりへの補助・支援
8. 新しい生活様式に対応した住まいづくりに関する広報・周知や講習会の開催
9. 被災者・避難者への住宅供給・支援
10. その他()



■年齢×今後実現してみたい暮らし方

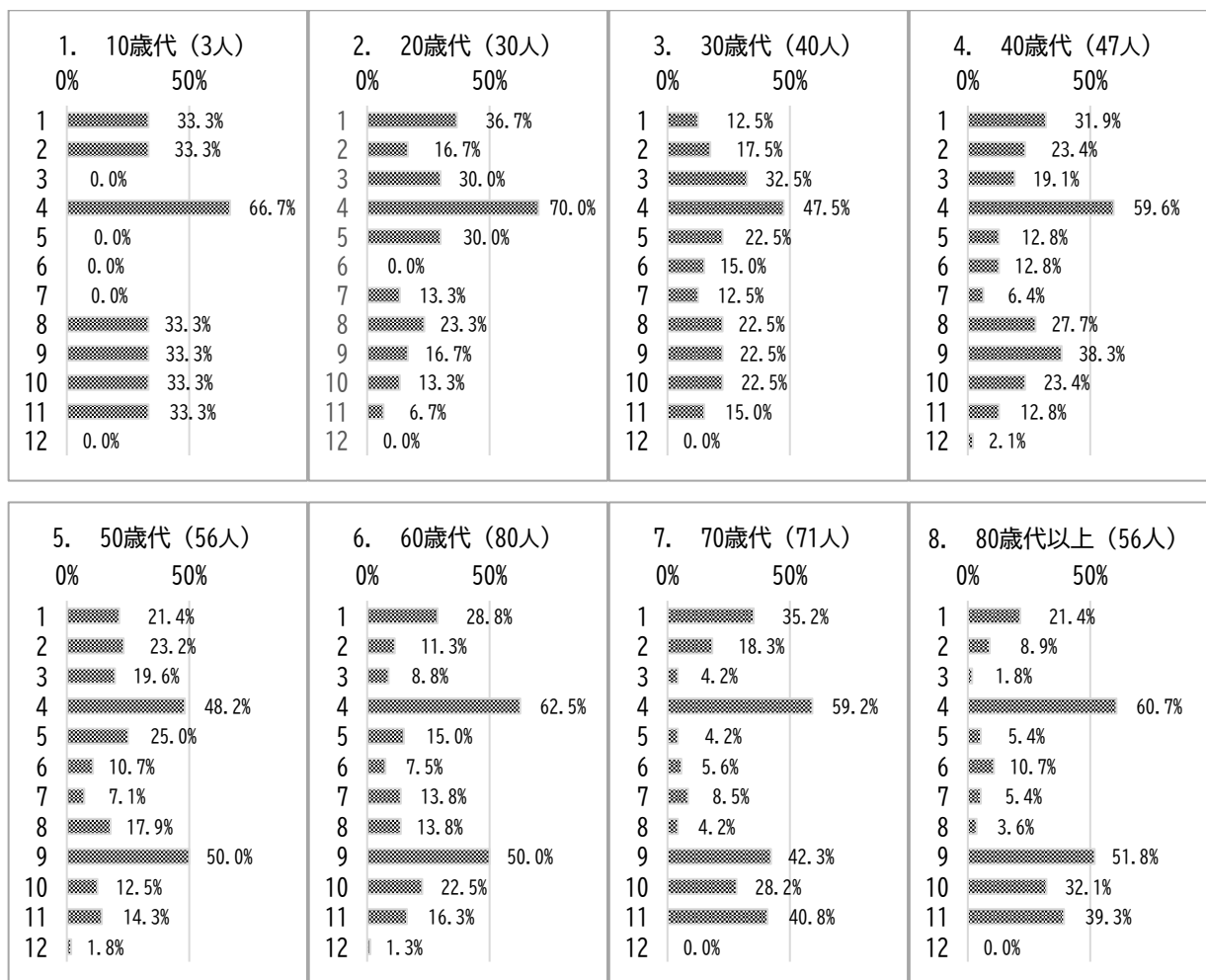
今後実現してみたい暮らし方について、年代別にみると、「50歳代」を除いたすべての年代で、「4. 買い物や通院に歩いて行くことが可能で車利用の少ない暮らし方」が最も高く、「20歳代」では70.0%の方が選択しています。

「50歳代」では、「9. バリアフリーや介護サービスが確保され、老後も自立して生活のできる暮らし方」が最も高く、50.0%となっており、他の年代においても、多くの方が選択しています。

次いで、「1. 自然環境に囲まれ、家庭菜園やガーデニングなどを楽しむ暮らし方」がすべての年代を通して比較的高い割合となっています。「11. ご近所や友人などで支え合い・助け合いのできる暮らし方」については、「70歳代」「80歳代以上」で高い割合となっています。

凡例

1. 自然環境に囲まれ、家庭菜園やガーデニングなどを楽しむ暮らし方
2. 自然エネルギーの活用など環境に配慮した暮らし方
3. 職場や学校と居住場所が近接した通勤・通学の利便性が高い暮らし方
4. 買い物や通院に歩いて行くことが可能で車利用の少ない暮らし方
5. 映画やアート、異文化交流など文化的刺激を身近に感じる暮らし方
6. 伝統やお祭りなど地域文化を大切にしたい暮らし方
7. 商店街などを暮らしに取り込むことのできる中心市街地での暮らし方
8. 趣味や仕事を自宅で楽しめる空間(アトリエなど)のある暮らし方
9. バリアフリーや介護サービスが確保され、老後も自立して生活のできる暮らし方
10. 家族と同居や近居など支え合い・助け合いのできる暮らし方
11. ご近所や友人などで支え合い・助け合いのできる暮らし方
12. その他()

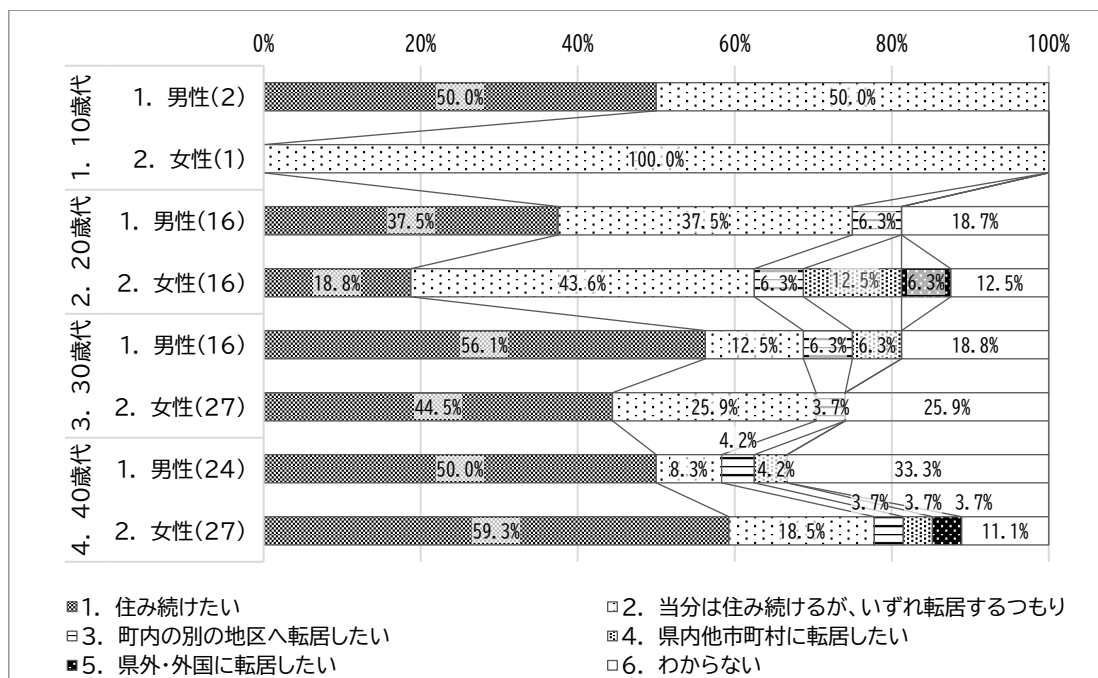


■若者世代×性別×居住意向

若者世代の性別別居住意向について、「住み続けたい」の「40 歳代」「女性」が最も高く、59.3%となっています。次いで、「30 歳代」「男性」が 56.1%、「10 歳代」「男性」、「40 歳代」「男性」が 50.0%となっています。

一方で、「3.町内の別の地区へ転居したい」「4.県内他市町村に転居したい」「5.県外・外国に転居したい」を合わせると「20 歳代」「女性」が最も高く、25.1%となっています。次いで、「30 歳代」「男性」が 12.6%、「40 歳代」「女性」が 11.1%となっています。

※10 歳代はサンプル数が少ないため参考程度



まとめ

■基本情報について

居住地区について、「1.石川地区」が47.0%と半数近くを占めています。年齢については60歳代以上の合計が55.6%（「6.60歳代」20.0%、「7.70歳代」18.7%、「8.80歳代以上」16.9%）と過半数を占めています。

勤め先/通学先については、「1.勤めていない、通学していない」が40.6%と半数近くを占めており、「2.石川町内」に通勤通学している割合は、33.0%にとどまっています。家族構成については、「3.二世帯」が45.8%と半数近くを占め、世帯人数は、「2人」と答えた方が最も多く、28.8%となっています。

■現在の住まいについて

居住形態について、「1.持ち家（一戸建て）」が89.1%と大半を占めており、建築時期については「1.昭和56年5月以前」が最も多く、37.8%となっています。

今後の建て替えやリフォーム・増築の予定については、「4.予定がない」が最も高く、75.2%となっています。一方で「3.過去10年以内に建て替え、リフォーム・増築を実施済み」12.0%、「2.リフォーム・増築の予定がある」5.9%、「1.建て替えの予定がある」2.6%と回答した人のうち58.8%は、「7.台所・トイレ・浴室等の水回り設備を使いやすくする」ことを目的として建て替え、リフォーム・増築行っています。

現在、住んでいる家の継承者の有無については、「1.子どもが住む」（33.0%）、「5.いない」（30.4%）、「4.候補はいるが未定」（29.4%）がそれぞれ約30%を占めている。「5.いない」と答えた人のうち、家の将来について「5.わからない」と回答した人が68.2%を占めており、次いで「4.解体したい」が14.3%、「2.売却したい」が13.4%となっています。

現在の住まいの満足度については、「②日当たり・風通し」が「満足」「まあ満足」の割合が高く74.5%となっています。一方で、「④防犯対策」や「⑧バリアフリー設備（手すり、段差解消）」、「⑨省エネ性能」では「非常に不満」「多少不満」の合計が50%前後と満足度が低くなっています。

現在の住まいの周辺の環境に対する満足度については、「⑩近所づきあいや地域との交流」（76.0%）、「⑧治安の良さ」（71.4%）は「満足」「まあ満足」を合わせると7割以上と高い満足度となっています。一方で、「⑤病院や福祉施設の利便性」や「①公共交通や道路環境の良さ」は「非常に不満」「多少不満」の合計がそれぞれ、60.6%、56.8%と満足度が低く、交通利便性に関する満足度が低くなっています。

住まいや周辺環境に対する不安について、「⑤地震、水害等発生時の避難」（68.4%）と「①住宅の耐震性能」（68.3%）について約7割の方が「非常に不安である」「多少不安である」と回答し、過半数の方が不安に感じています。

その他にも、空き家の管理不全に関することや、少子高齢化に不安を感じている方がいます。

■これからの住まいについて

居住意向について、「1.住み続けたい」が64.9%と半数以上を占めており、その理由として「2.住み慣れている」が74.0%と多くの方が回答しています。一方で、転居を検討されている方については、「2.当分は住み続けるが、いずれ転居するつもり」が13.2%、「3.町内の別の地区へ転居したい」が2.5%、「4.県内他市町村に転居したい」が2.3%、「5.県外・外国に転居したい」が0.9%となっており、合わせて18.9%の方が転居を検討しています。住み替える目的として、およそ半数にあたる48.8%の方が「10.日常の買物、医療などの利便性」を選択しています。他にも、「9.通勤・通学の利便性」(26.8%)、「2.災害に対する安全性」(19.5%)と周辺環境に関する項目で高くなっています。

転居を検討している方のうち、二地域居住(二拠点生活)について、「5.検討していない」が61.0%となっています。一方で、「3.してみたいと思う」(12.2%)、「1.検討している」(9.8%)、「2.検討しているが資金が不足している」(8.5%)の合計は30.5%となっています。

住み替える場合の住まいの形態について、「1.持ち家(一戸建て)」が最も高く、43.9%となっています。そのうち「2.中古住宅(リフォーム・リノベーションしたものを含む)」を検討しているが51.2%、「1.新築住宅」を検討しているが48.8%とほぼ同率となっています。

子育て家庭が住居や居住環境に求める点について、「1.住宅の広さ・間取り」(52.5%)、「2.住宅および近隣の防犯性」(49.5%)が約50%となっています。

町に期待する取り組みとしては、「2.老後に備えた住宅改修への補助」が48.0%と半数近い方が選択しています。今後実現してみたい暮らし方としては、「4.買い物や通院に歩いていくことが可能で車利用の少ない暮らし方」が最も高く、52.0%となっています。

第3章 令和3年度空家等の所有者に対するアンケート調査

3-1. 調査の概要

■調査目的

調査により把握している空き家のうち、所有者または管理者が町外に在住していると思われる方々を対象に、アンケート調査を実施しました。アンケートでは、空き家の現状や維持管理の状況とともに今後の利活用についてお聞きしたうえ、各設問の単純集計と併せ特徴が読み取れる主なものについて要約しました。

■アンケート調査対象者及び概要

調査対象	町外在住者
対象人数	186 名
調査方法	郵送で配布し、郵送回収
調査期間	令和3年1月～令和3年2月

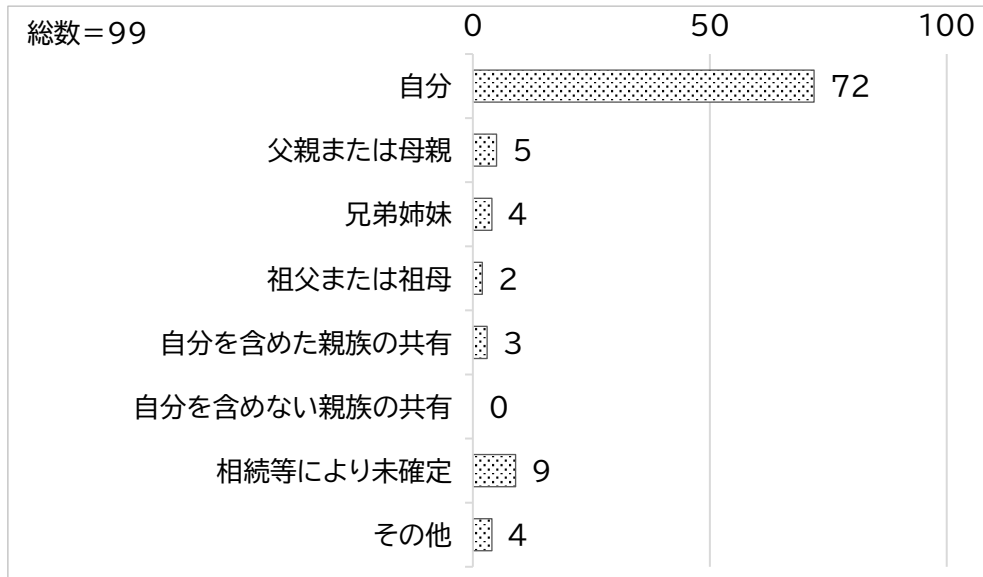
■回収結果

発送数	回収	回収率
186 通	99 通	53.2%

3-2. 調査結果

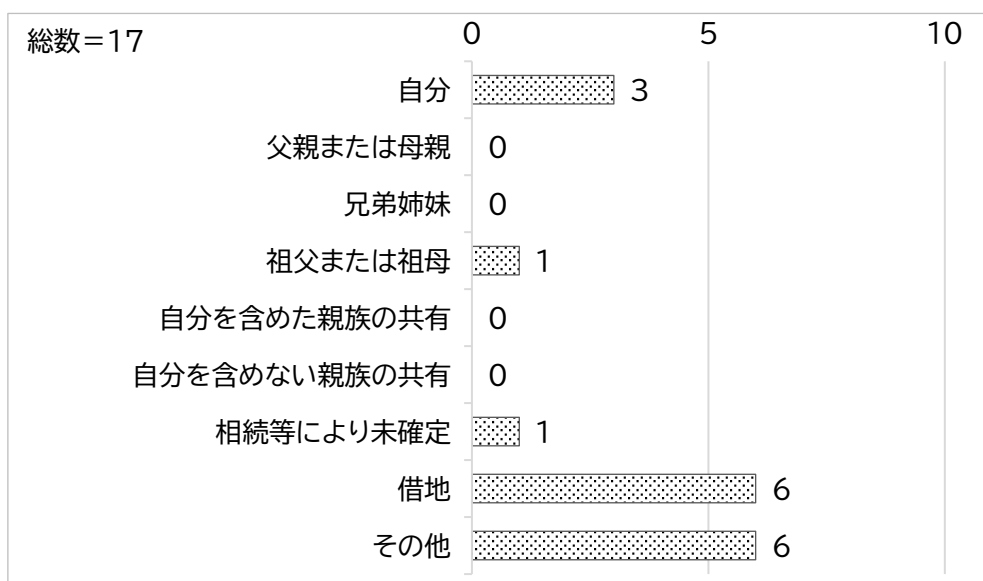
■問1. 空き家等の所有者

空き家等の所有者では、回答者本人が72名と7割以上を占める中、年齢別でみると60代と70代が所有者の半数近くを占めています。



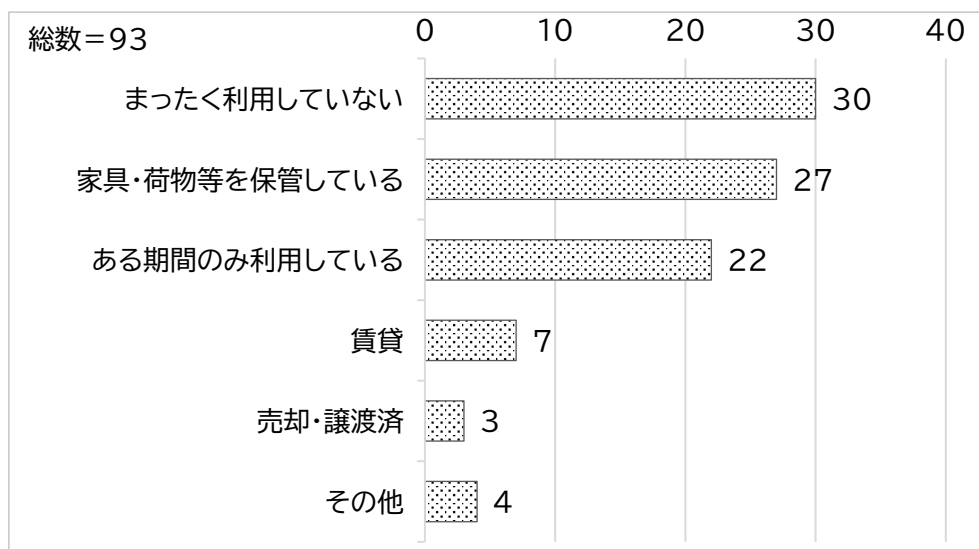
■問2. 土地の所有者(空き家と異なる場合)

空き家と異なる所有者を回答した人数は17名のみで、8割以上の方は、空き家等と合わせて底地となる敷地の所有者であることがわかります。



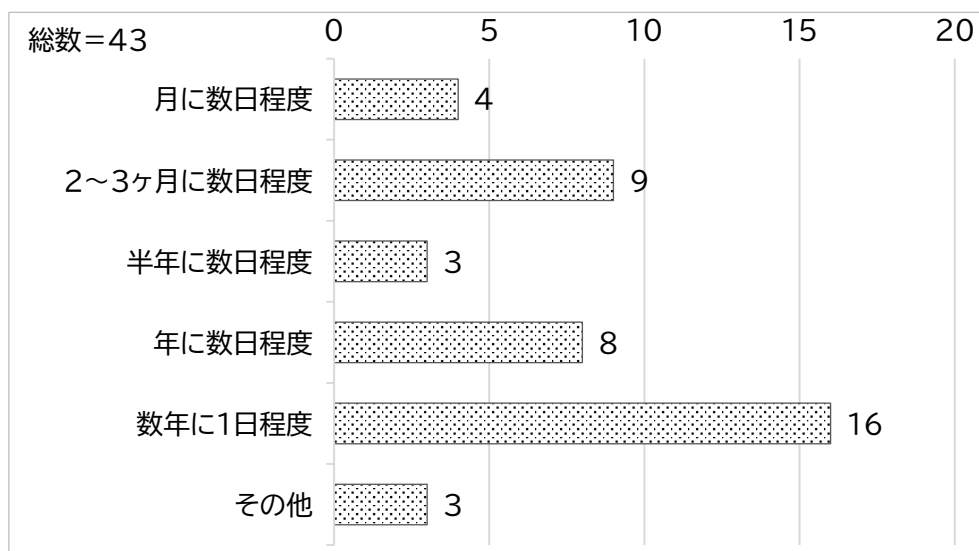
■問3. 現在の空き家等状況

半数を超える空き家等は、何等かの形で利用されている一方、まったく利用されていない空き家等が3割程度存在しています。



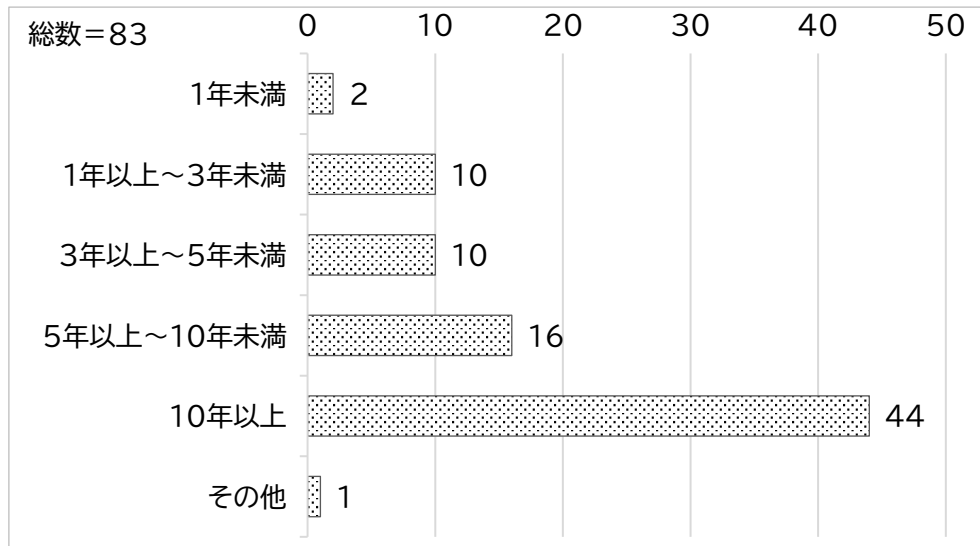
■問4. 空き家を利用している期間

空き家を利用している頻度では、半数以上の方が年に数日または1日程度を利用している状況です。



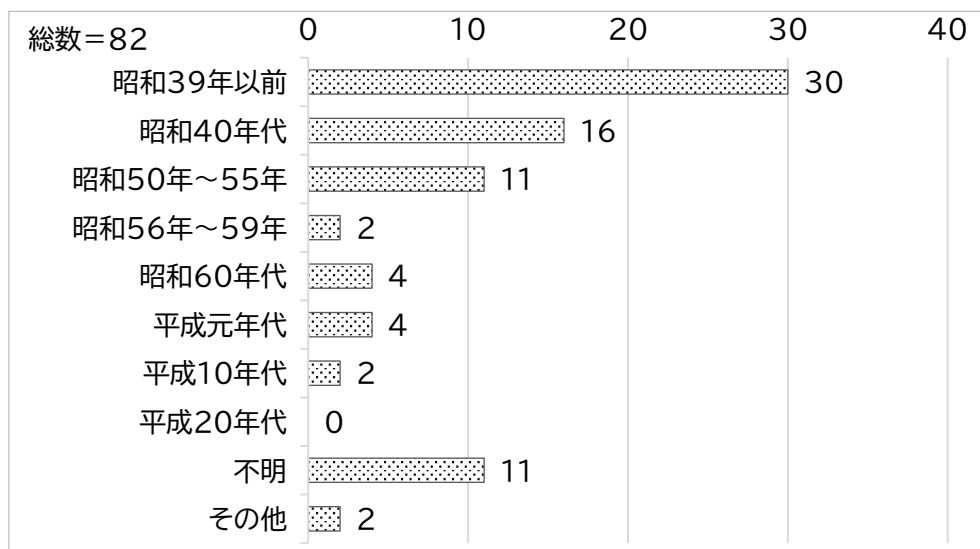
■問5. 空き家になってからの期間

空き家になってからの期間は、半数以上が10年を超えることから、空き家状態が長期間継続していることがわかります。



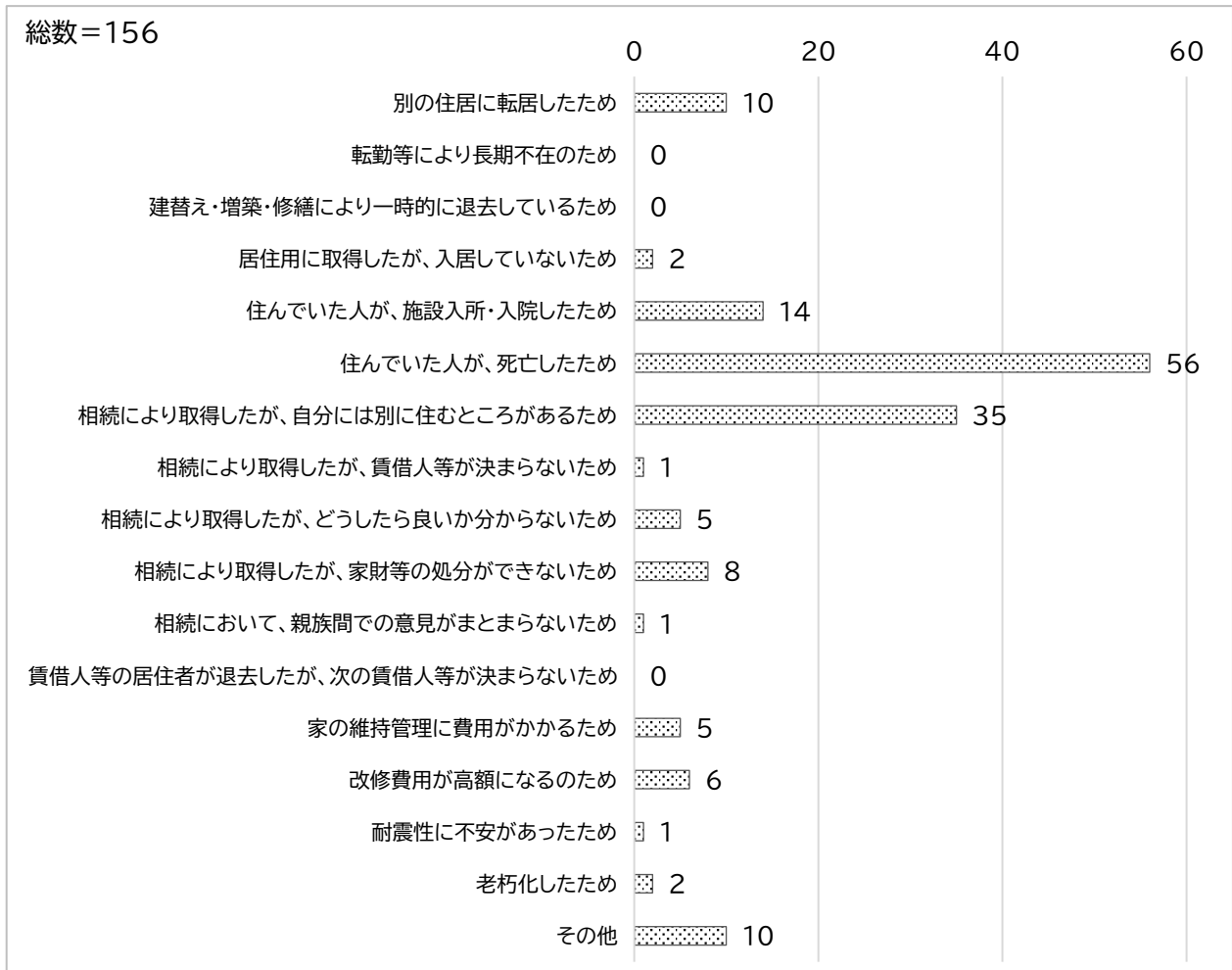
■問6. 建築時期(竣工時期)

空き家の70%程度が、昭和55(1980)年以前に建築されたもので、既に40年の経過による老朽化が進行しているほか耐震性に不安があることがわかります。



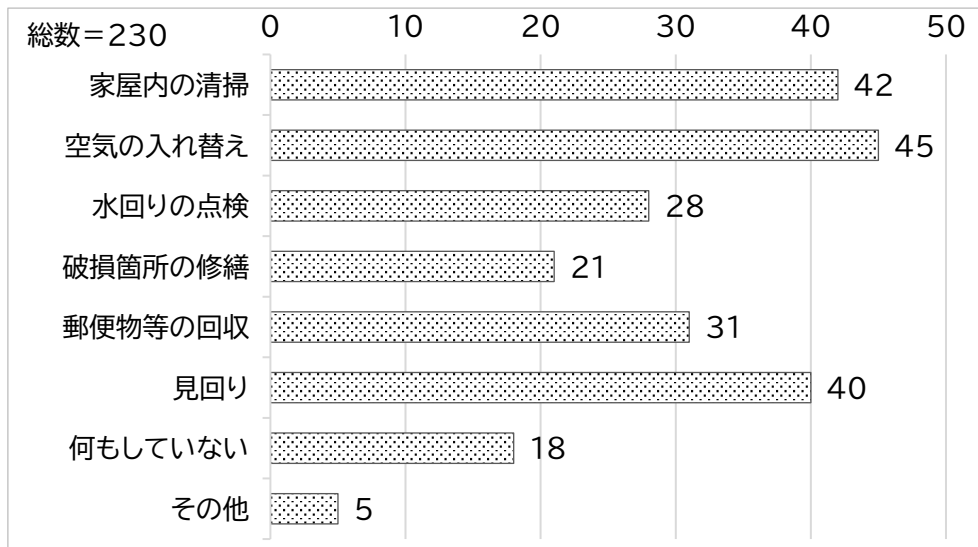
■問7. 空き家になったきっかけ

空き家になったきっかけは居住しての方の死亡によるものが最も多く、次いで相続したものの別に住居を有しているケースが多くなっており、今後の利活用や適正な維持管理が必要です。



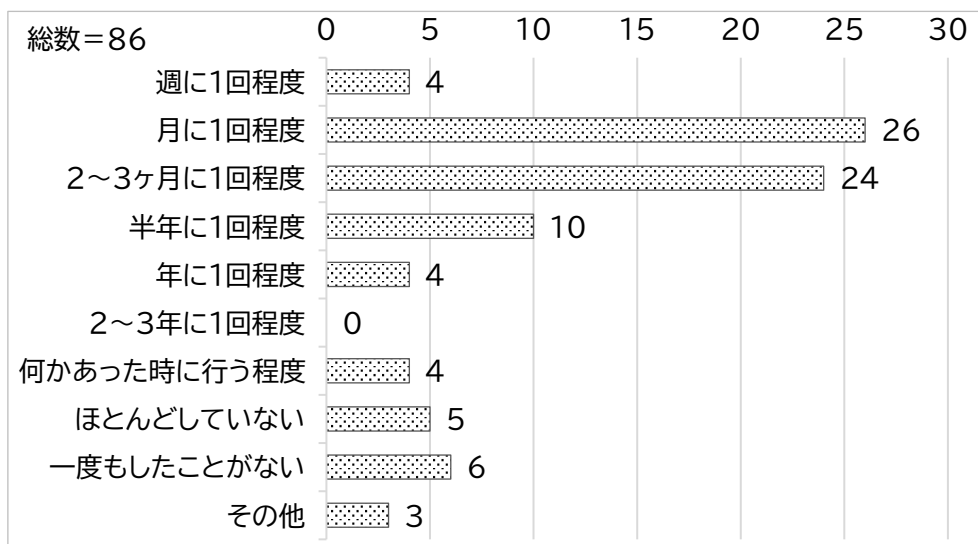
■問 8. 空き家の維持管理の内容

何の維持管理もしていない方が少数いるものの、大半の方々は家屋内清掃や空気の入れ替え、見回りなど、何らかの形で空き家等の維持管理を行っています。



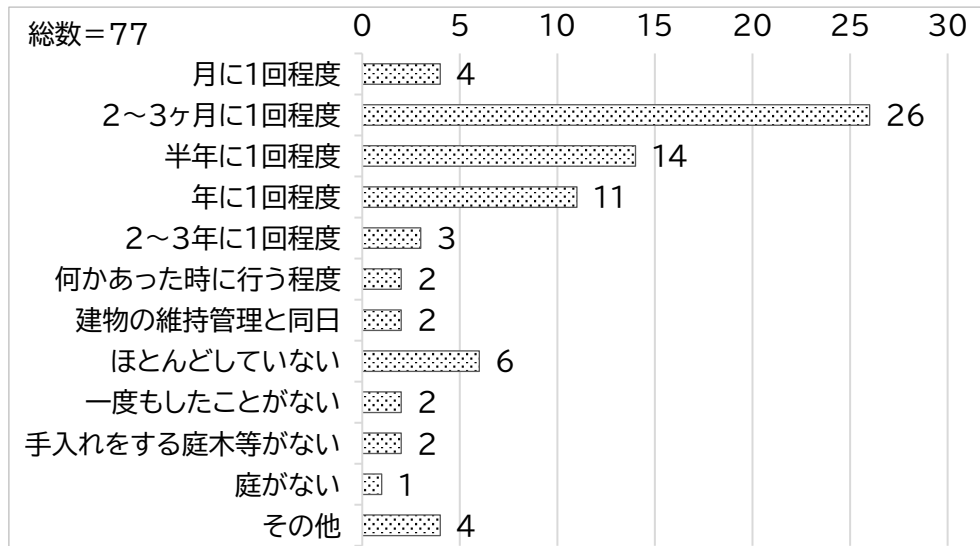
■問 9. 空き家の維持管理の割合

維持管理を毎週行う方は少数であるものの、多くの方は月に1回または2～3ヶ月に1回程度は空き家等の維持管理を行っています。



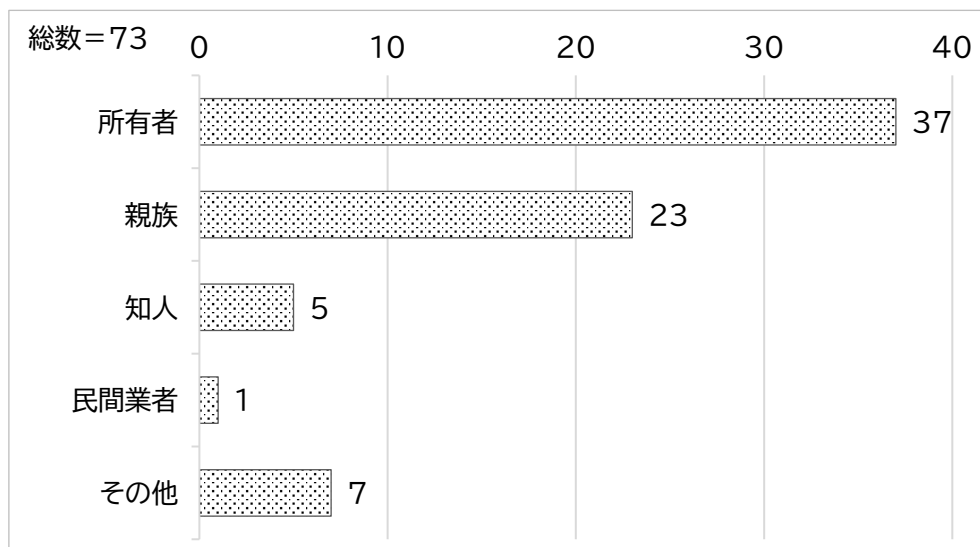
■問 10. 庭木・雑草の手入れの割合

半数以上の方は、半年に1回以上の庭木・雑草の手入れを行っていますが、1割程度の方はほとんど手入れを行っていません。



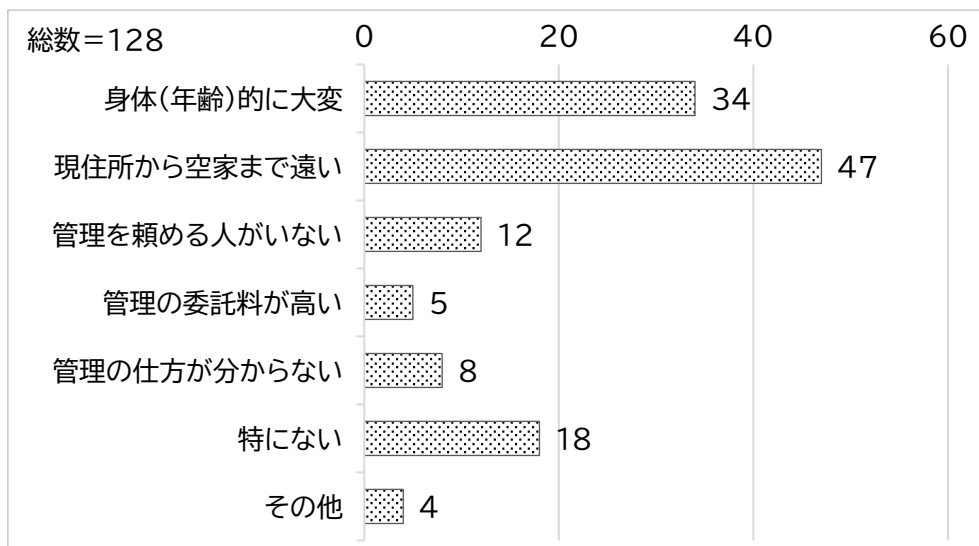
■問 11. 維持管理は誰が

大半の空き家では、所有者本人または親族の方が維持管理を行っています。



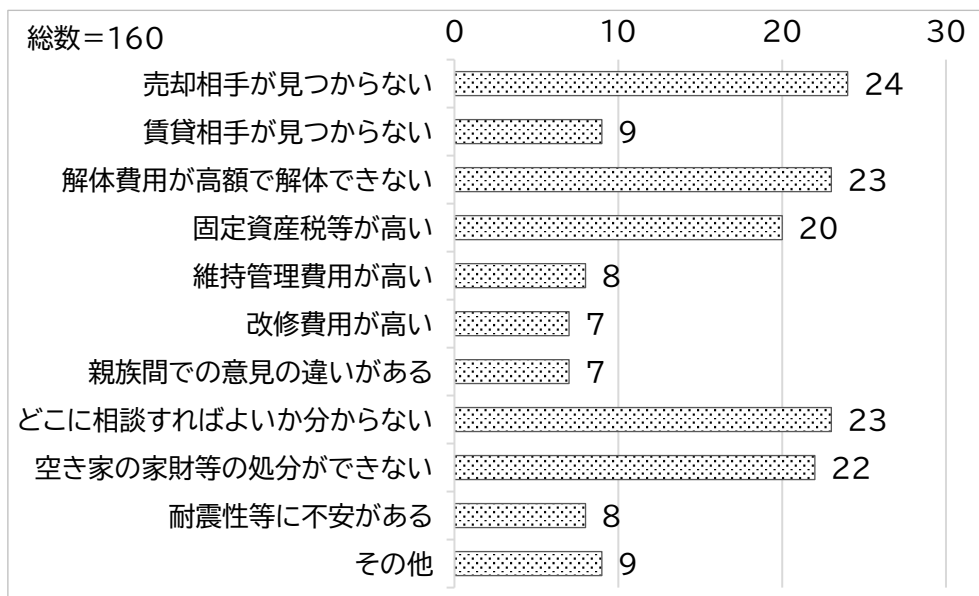
■問12. 空き家の維持管理についての困り事

空き家まで遠いが最も多く、次いで身体や年齢的に大変だとの理由が全体の約6割以上を占めることから、高齢者や遠隔居住者でも適正な維持管理が必要だと考えられます。



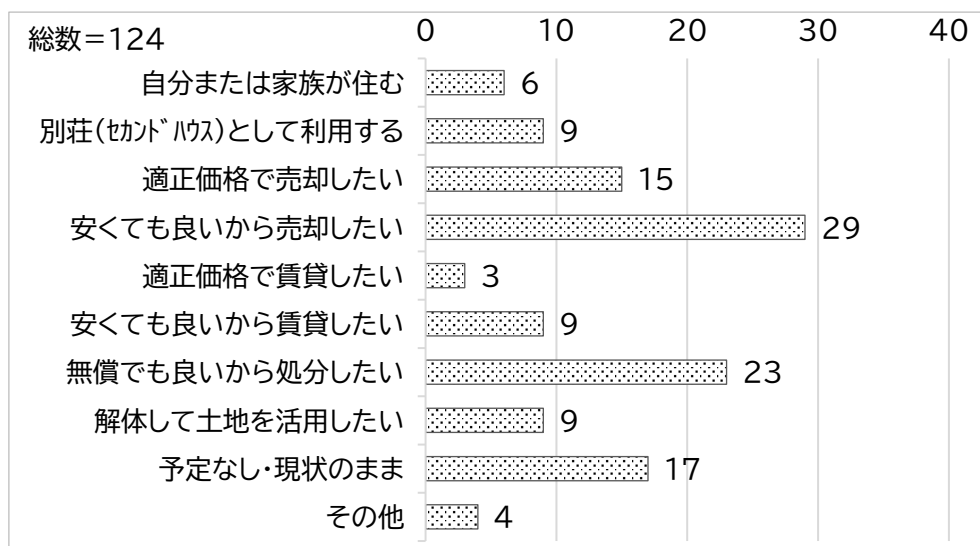
■問13. 空き家があることで、お困りの事

全体の4割弱が経費的に困っており、売却や賃貸相手が見つからないが2割程度となっています。



問 14. 今後の空き家の利活用について

今後、利用予定が2割弱である一方、売却・賃貸・処分を考えている方が6割を超えるなど、8割強の方が何らかの形で空き家を解消したいと考えています。

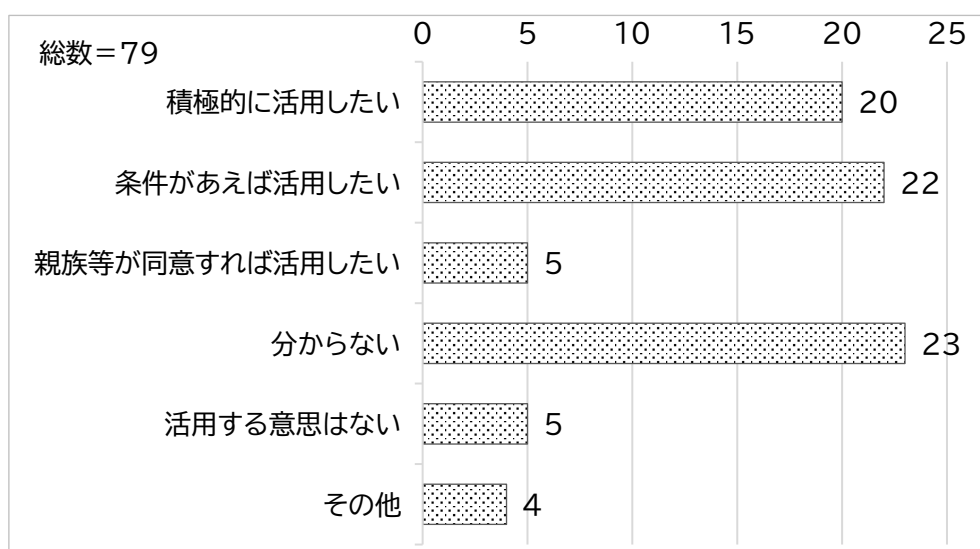


問 15. 空き家に関して、感じている事、ご意見

自由記述のため、掲載なし

問 16. 空き家バンクを開設した際の利活用について

全体の6割弱の方が空き家バンクを利活用したいと考えています。



第4章 空家等対策の推進に関する特別措置法

4-1. 第一章 総則(第一条—第八条)

(目的)

第一条 この法律は、適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進するため、空家等に関する施策に関し、国による基本指針の策定、市町村(特別区を含む。第十条第二項を除き、以下同じ。)による空家等対策計画の作成その他の空家等に関する施策を推進するために必要な事項を定めることにより、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地(立木その他の土地に定着する物を含む。第十四条第二項において同じ。)をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

2 この法律において「特定空家等」とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

(国の責務)

第三条 国は、空家等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 国は、地方公共団体その他の者が行う空家等に関する取組のために必要となる情報の収集及び提供その他の支援を行うよう努めなければならない。

3 国は、広報活動、啓発活動その他の活動を通じて、空家等の適切な管理及びその活用の促進に関し、国民の理解を深めるよう努めなければならない。

(地方公共団体の責務)

第四条 市町村は、第七条第一項に規定する空家等対策計画の作成及びこれに基づく空家等に関する対策の実施その他の空家等に関して必要な措置を適切に講ずるよう努めなければならない。

2 都道府県は、第七条第一項に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施その他空家等に関しこの法律に基づき市町村が講ずる措置について、当該市町村に対する情報の提供及び技術的な助言、市町村相互間の連絡調整その他必要な援助を行うよう努めなければならない。

(空家等の所有者等の責務)

第五条 空家等の所有者又は管理者(以下「所有者等」という。)は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する空家等に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(基本指針)

第六条 国土交通大臣及び総務大臣は、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 空家等に関する施策の実施に関する基本的な事項
- 二 次条第一項に規定する空家等対策計画に関する事項
- 三 所有者等による空家等の適切な管理について指針となるべき事項
- 四 その他空家に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更するときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。

4 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(空家等対策計画)

第七条 市町村は、その区域内で空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、基本指針に即して、空家等に関する対策についての計画(以下「空家等対策計画」という。)を定めることができる。

2 空家等対策計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の空家等に関する対策に関する基本的な方針
- 二 計画期間
- 三 空家等の調査に関する事項
- 四 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項
- 五 空家等及び除却した空家等に係る跡地(以下「空家等の跡地」という。)の活用の促進に関する事項
- 六 特定空家等に対する措置(第二十二条第一項の規定による助言若しくは指導、同条第二項の規定による勧告、同条第三項の規定による命令又は同条第九項から第十一項までの規定による代執行をいう。以下同じ。)その他の特定空家等への対処に関する事項
- 七 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項
- 八 空家等に関する対策の実施体制に関する事項
- 九 その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項

- 3 前項第五号に掲げる事項には、次に掲げる区域内の区域であって、当該区域内の空家等の数及びその分布の状況、その活用の状況その他の状況からみて当該区域における経済的社会的活動の促進のために当該区域内の空家等及び空家等の跡地の活用が必要となると認められる区域(以下「空家等活用促進区域」という。)並びに当該空家等活用促進区域における空家等及び空家等の跡地の活用の促進を図るための指針(以下「空家等活用促進指針」という。)に関する事項を定めることができる。
 - 一 中心市街地の活性化に関する法律(平成十年法律第九十二号)第二条に規定する中心市街地
 - 二 地域再生法(平成十七年法律第二十四号)第五条第四項第八号に規定する地域再生拠点
 - 三 地域再生法第五条第四項第十一号に規定する地域住宅団地再生区域
 - 四 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成二十年法律 第四十号)第二条第二項に規定する重点区域
 - 五 前各号に掲げるもののほか、市町村における経済的社会的活動の拠点としての機能を有する区域として国土交通省令・総務省令で定める区域
- 4 空家等活用促進指針には、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 空家等活用促進区域における空家等及び空家等の跡地の活用に関する基本的な事項
 - 二 空家等活用促進区域における経済的社会的活動の促進のために活用することが必要な空家等の種類及び当該空家等について誘導すべき用途(第十六条第一項及び第十八条において「誘導用途」という。)に関する事項
 - 三 前二号に掲げるもののほか、空家等活用促進区域における空家等及び空家等の跡地の活用を通じた経済的社会的活動の促進に関し必要な事項
- 5 空家等活用促進指針には、前項各号に掲げる事項のほか、特例適用建築物(空家等活用促進区域内の空家等に該当する建築物(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第一号に規定する建築物をいう。以下この項及び第九項において同じ。))又は空家等の跡地に新築する建築物をいう。次項及び第十項において同じ。))について第十七条第一項の規定により読み替えて適用する同法第四十三条第二項(第一号に係る部分に限る。次項において同じ。))の規定又は第十七条第二項の規定により読み替えて適用する同法第四十八条第一項から第十三項まで(これらの規定を同法第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む。第九項において同じ。))の規定のただし書の規定の適用を受けるための要件に関する事項を定めることができる。
- 6 前項の第十七条第一項の規定により読み替えて適用する建築基準法第四十三条第二項の規定の適用を受けるための要件(第九項及び第十七条第一項において「敷地特例適用要件」という。))は、特例適用建築物(その敷地が幅員一・八メートル以上四メートル未満の道(同法第四十三条第一項に規定する道路に該当するものを除く。))に二メートル以上接するものに限る。))について、避難及び通行の安全上支障がなく、かつ、空家等活用促進区域内における経済的社会的活動の促進及び市街地の環境の整備改善に資するものとして国土交通省令で定める基準を参酌して定めるものとする。
- 7 市町村は、第三項に規定する事項を定めるときは、あらかじめ、当該空家等活用促進区域内の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

- 8 市町村(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市を除く。)は、第三項に規定する事項を定める場合において、市街化調整区域(都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第七条第一項に規定する市街化調整区域をいう。第十八条第一項において同じ。)の区域を含む空家等活用促進区域を定めるときは、あらかじめ、当該空家等活用促進区域の区域及び空家等活用促進指針に定める事項について、都道府県知事と協議をしなければならない。
- 9 市町村は、空家等活用促進指針に敷地特例適用要件に関する事項又は第五項の第十七条第二項の規定により読み替えて適用する建築基準法第四十八条第一項から第十三項までの規定のただし書の規定の適用を受けるための要件(以下「用途特例適用要件」という。)に関する事項を記載するときは、あらかじめ、当該事項について、当該空家等活用促進区域内の建築物について建築基準法第四十三条第二項第一号の規定による認定又は同法第四十八条第一項から第十三項まで(これらの規定を同法第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む。第十七条第二項において同じ。)の規定のただし書の規定による許可の権限を有する特定行政庁(同法第二条第三十五号に規定する特定行政庁をいう。以下この項及び次項において同じ。)と協議をしなければならない。この場合において、用途特例適用要件に関する事項については、当該特定行政庁の同意を得なければならない。
- 10 前項の規定により用途特例適用要件に関する事項について協議を受けた特定行政庁は、特例適用建築物を用途特例適用要件に適合する用途に供することが空家等活用促進区域における経済的社会的活動の促進のためにやむを得ないものであると認めるときは、同項の同意をすることができる。
- 11 空家等対策計画(第三項に規定する事項が定められたものに限る。第十六条第一項及び第十八条第一項において同じ。)は、都市計画法第六条の二の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針及び同法第十八条の二の市町村の都市計画に関する基本的な方針との調和が保たれたものでなければならない。
- 12 市町村は、空家等対策計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 13 市町村は、都道府県知事に対し、空家等対策計画の作成及び実施に関し、情報の提供、技術的な助言その他必要な援助を求めることができる。
- 14 第七項から前項までの規定は、空家等対策計画の変更について準用する。

(協議会)

- 第八条 市町村は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会(以下この条において「協議会」という。)を組織することができる。
- 2 協議会は、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)のほか、地域住民、市町村の議会の議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者その他の市町村長が必要と認める者をもって構成する。
 - 3 前二項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

4-2. 第二章 空家等の調査(第九条—第十一条)

(立入調査等)

第九条 市町村長は、当該市町村の区域内にある空家等の所在及び当該空家等の所有者等を把握するための調査その他空家等に関しこの法律の施行のために必要な調査を行うことができる。

- 2 市町村長は、第二十二條第一項から第三項までの規定の施行に必要な限度において、空家等の所有者等に対し、当該空家等に関する事項に関し報告させ、又はその職員若しくはその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。
- 3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その五日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。
- 4 第二項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 5 第二項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(空家等の所有者等に関する情報の利用等)

第十条 市町村長は、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であつて氏名その他の空家等の所有者等に関するものについては、この法律の施行のために必要な限度において、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

- 2 都知事は、固定資産税の課税その他の事務で市町村が処理するものとされているもののうち特別区の存する区域においては都が処理するものとされているもののために利用する目的で都が保有する情報であつて、特別区の区域内にある空家等の所有者等に関するものについて、当該特別区の区長から提供を求められたときは、この法律の施行のために必要な限度において、速やかに当該情報の提供を行うものとする。
- 3 前項に定めるもののほか、市町村長は、この法律の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団体の長、空家等に工作物を設置している者その他の者に対して、空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。

(空家等に関するデータベースの整備等)

第十一条 市町村は、空家等(建築物を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するもの(周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう適切に管理されているものに限る。))を除く。以下この条、次条及び第十五条において同じ。)に関するデータベースの整備その他空家等に関する正確な情報を把握するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4-3. 第三章 空家等の適切な管理に係る措置(第十二条—第十四条)

(所有者等による空家等の適切な管理の促進)

第十二条 市町村は、所有者等による空家等の適切な管理を促進するため、これらの者に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

(適切な管理が行われていない空家等の所有者等に対する措置)

第十三条 市町村長は、空家等が適切な管理が行われていないことによりそのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれのある状態にあると認めるときは、当該状態にあると認められる空家等(以下「管理不全空家等」という。)の所有者等に対し、基本指針(第六条第二項第三号に掲げる事項に係る部分に限る。)に即し、当該管理不全空家等が特定空家等に該当することとなることを防止するために必要な措置をとるよう指導をすることができる。

- 2 市町村長は、前項の規定による指導をした場合において、なお当該管理不全空家等の状態が改善されず、そのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれが大きいと認めるときは、当該指導をした者に対し、修繕、立木竹の伐採その他の当該管理不全空家等が特定空家等に該当することとなることを防止するために必要な具体的な措置について勧告をすることができる。

(空家等の管理に関する民法の特例)

第十四条 市町村長は、空家等につき、その適切な管理のため特に必要があると認めるときは、家庭裁判所に対し、民法(明治二十九年法律第八十九号)第二十五条第一項の規定による命令又は同法第九百五十二条第一項の規定による相続財産の清算人の選任の請求をすることができる。

- 2 市町村長は、空家等(敷地を除く。)につき、その適切な管理のため特に必要があると認めるときは、地方裁判所に対し、民法第二百六十四条の八第一項の規定による命令の請求をすることができる。
- 3 市町村長は、管理不全空家等又は特定空家等につき、その適切な管理のため特に必要があると認めるときは、地方裁判所に対し、民法第二百六十四条の九第一項又は第二百六十四条の十四第一項の規定による命令の請求をすることができる。

4-4. 第四章 空家等の活用に係る措置(第十五条—第二十一条)

(空家等及び空家等の跡地の活用等)

第十五条 市町村は、空家等及び空家等の跡地(土地を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するものを除く。)に関する情報の提供その他これらの活用のために必要な対策を講ずるよう努めるものとする。

(空家等の活用に係る計画作成市町村の要請等)

第十六条 空家等対策計画作成した市町村(以下「計画作成市町村」という。)の長は、空家等活用促進区域内の空家等(第七条第四項第二号に規定する空家等の種類に該当するものに限る。以下この条において同じ。)について、当該空家等活用促進区域内の経済的社会的活動の促進のために必要があると認めるときは、当該空家等の所有者等に対し、当該空家等について空家等活用促進指針に定められた誘導用途に供するために必要な措置を講ずることを要請することができる。

2 計画作成市町村の長は、前項の規定による要請をした場合において、必要があると認めるときは、その要請を受けた空家等の所有者等に対し、当該空家等に関する権利の処分についてのあつせんその他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(建築基準法の特例)

第十七条 空家等対策計画(敷地特例適用要件に関する事項が定められたものに限る。)が第七条第十二項(同条第十四項において準用する場合を含む。)の規定により公表されたときは、当該公表の日以後は、同条第六項に規定する特例適用建築物に対する建築基準法第四十三条第二項第一号の規定の適用については、同号中「利用者」とあるのは「利用者」と、「適合するもので」とあるのは「適合するもの又は空家等対策の推進に関する特別措置法(平成二十六年法律第百二十七号)第七条第十二項(同条第十四項において準用する場合を含む。)の規定により公表された同条第一項に規定する空家等対策計画に定められた同条第六項に規定する敷地特例適用要件に適合する同項に規定する特例適用建築物で」とする。

2 空家等対策計画(用途特例適用要件に関する事項が定められたものに限る。)が第七条第十二項(同条第十四項において準用する場合を含む。)の規定により公表されたときは、当該公表の日以後は、同条第五項に規定する特例適用建築物に対する建築基準法第四十八条第一項から第十三項までの規定の適用については、同条第一項から第十一項まで及び第十三項の規定のただし書の規定中「特定行政庁が」とあるのは「特定行政庁が、」と、「認め、」とあるのは「認めて許可した場合」と、同条第一項ただし書中「公益上やむを得ない」とあるのは「空家等対策の推進に関する特別措置法(平成二十六年法律第百二十七号)第七条第十二項(同条第十四項において準用する場合を含む。)の規定により公表された同条第一項に規定する空家等対策計画に定められた同条第九項に規定する用途特例適用要件(以下この条において「特例適用要件」という。)に適合すると認めて許可した場合その他公益上やむを得ない」と、同条第二項から第十一項まで及び第十三項の規定のただし書の規定中「公益上やむを得ない」とあるのは「特例適用要件に適合すると認めて許可した場合その他公益上やむを得ない」と、同条第十二項ただし書中「特定行政庁が」とあるのは「特定行政庁が、特例適用要件に適合すると認めて許可した場合その他」とする。

(空家等の活用の促進についての配慮)

第十八条 都道府県知事は、第七条第十二項(同条第十四項において準用する場合を含む。)の規定により公表された空家等対策計画に記載された空家等活用促進区域(市街化調整区域に該当する区域に限る。)内の空家等に該当する建築物(都市計画法第四条第十項に規定する建築物をいう。以下この項において同じ。)について、当該建築物を誘導用途に供するため同法第四十二条第一項ただし書又は第四十三条第一項の許可(いずれも当該建築物の用途の変更に係るものに限る。)を求められたときは、第七条第八項の協議の結果を踏まえ、当該建築物の誘導用途としての活用の促進が図られるよう適切な配慮をするものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、国の行政機関の長又は都道府県知事は、同項に規定する空家等対策計画に記載された空家等活用促進区域内の空家等について、当該空家等を誘導用途に供するため農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)その他の法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該空家等の活用の促進が図られるよう適切な配慮をするものとする。

(地方住宅供給公社の業務の特例)

第十九条 地方住宅供給公社は、地方住宅供給公社法(昭和四十年法律第二百二十四号)第二十一条に規定する業務のほか、空家等活用促進区域内において、計画作成市町村からの委託に基づき、空家等の活用のために行う改修、当該改修後の空家等の賃貸その他の空家等の活用に関する業務を行うことができる。

- 2 前項の規定により地方住宅供給公社が同項に規定する業務を行う場合における地方住宅供給公社法第四十九条の規定の適用については、同条第三号中「第二十一条に規定する業務」とあるのは、「第二十一条に規定する業務及び空家等対策の推進に関する特別措置法(平成二十六年法律第二百二十七号)第十九条第一項に規定する業務」とする。

(独立行政法人都市再生機構の行う調査等業務)

第二十条 独立行政法人都市再生機構は、独立行政法人都市再生機構法(平成十五年法律第百号)第十一条第一項に規定する業務のほか、計画作成市町村からの委託に基づき、空家等活用促進区域内における空家等及び空家等の跡地の活用により地域における経済的社会的活動の促進を図るために必要な調査、調整及び技術の提供の業務を行うことができる。

(独立行政法人住宅金融支援機構の行う援助)

第二十一条 独立行政法人住宅金融支援機構は、独立行政法人住宅金融支援機構法(平成十七年法律第八十二号)第十三条第一項に規定する業務のほか、市町村又は第二十三条第一項に規定する空家等管理活用支援法人からの委託に基づき、空家等及び空家等の跡地の活用の促進に必要な資金の融通に関する情報の提供その他の援助を行うことができる。

4-5. 第五章 特定空家等に対する措置(第二十二条)

- 第二十二条 市町村長は、特定空家等の所有者等に対し、当該特定空家等に関し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置(そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態にない特定空家等については、建築物の除却を除く。次項において同じ。)をとるよう助言又は指導をすることができる。
- 2 市町村長は、前項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定空家等の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。
 - 3 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。
 - 4 市町村長は、前項の措置を命じようとする場合においては、あらかじめ、その措置を命じようとする者に対し、その命じようとする措置及びその事由並びに意見書の提出先及び提出期限を記載した通知書を交付して、その措置を命じようとする者又はその代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。
 - 5 前項の通知書の交付を受けた者は、その交付を受けた日から五日以内に、市町村長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。
 - 6 市町村長は、前項の規定による意見の聴取の請求があった場合においては、第三項の措置を命じようとする者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。
 - 7 市町村長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、第三項の規定によって命じようとする措置並びに意見の聴取の期日及び場所を、期日の三日前までに、前項に規定する者に通知するとともに、これを公告しなければならない。
 - 8 第六項に規定する者は、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。
 - 9 市町村長は、第三項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法(昭和二十三年法律第四十三号)の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。
 - 10 第三項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくてその措置を命ぜられるべき者(以下この項及び次項において「命令対象者」という。)を確認することができないとき(過失がなくて第一項の助言若しくは指導又は第二項の勧告が行われるべき者を確認することができないため第三項に定める手続により命令を行うことができないときを含む。)は、市町村長は、当該命令対象者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者(以下この項及び次項において「措置実施者」という。)にその措置を行わせることができる。この場合においては、市町村長は、その定めた期限内に命令対象者においてその措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは市町村長又は措置実施者がその措置を行い、当該措置に要した費用を徴収する旨を、あらかじめ公告しなければならない。

- 11 市町村長は、災害その他非常の場合において、特定空家等が保安上著しく危険な状態にある等当該特定空家等に関し緊急に除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとる必要があると認めるときで、第三項から第八項までの規定により当該措置をとることを命ぜるとまがないときは、これらの規定にかかわらず、当該特定空家等に係る命令対象者の負担において、その措置を自ら行い、又は措置実施者に行わせることができる。
- 12 前二項の規定により負担させる費用の徴収については、行政代執行法第五条及び第六条の規定を準用する。
- 13 市町村長は、第三項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他国土交通省令・総務省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。
- 14 前項の標識は、第三項の規定による命令に係る特定空家等に設置することができる。この場合においては、当該特定空家等の所有者等は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。
- 15 第三項の規定による命令については、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第三章(第十二条及び第十四条を除く。)の規定は、適用しない。
- 16 国土交通大臣及び総務大臣は、特定空家等に対する措置に関し、その適切な実施を図るために必要な指針を定めることができる。
- 17 前各項に定めるもののほか、特定空家等に対する措置に関し必要な事項は、国土交通省令・総務省令で定める。

4-6. 第六章 空家等管理活用支援法人(第二十三条―第二十八条)

(空家等管理活用支援法人の指定)

第二十三条 市町村長は、特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は空家等の管理若しくは活用を図る活動を行うことを目的とする会社であつて、次条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、空家等管理活用支援法人(以下「支援法人」という。)として指定することができる。

- 2 市町村長は、前項の規定による指定をしたときは、当該支援法人の名称又は商号、住所及び事務所又は営業所の所在地を公示しなければならない。
- 3 支援法人は、その名称若しくは商号、住所又は事務所若しくは営業所の所在地を変更するときは、あらかじめ、その旨を市町村長に届け出なければならない。
- 4 市町村長は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(支援法人の業務)

第二十四条 支援法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 空家等の所有者等その他空家等の管理又は活用を行おうとする者に対し、当該空家等の管理又は活用の方法に関する情報の提供又は相談その他の当該空家等の適切な管理又はその活用を図るために必要な援助を行うこと。
- 二 委託に基づき、定期的な空家等の状態の確認、空家等の活用のために行う改修その他の空家等の管理又は活用のため必要な事業又は事務を行うこと。
- 三 委託に基づき、空家等の所有者等の探索を行うこと。
- 四 空家等の管理又は活用に関する調査研究を行うこと。
- 五 空家等の管理又は活用に関する普及啓発を行うこと。
- 六 前各号に掲げるもののほか、空家等の管理又は活用を図るために必要な事業又は事務を行うこと。

(監督等)

第二十五条 市町村長は、前条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、支援法人に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

- 2 市町村長は、支援法人が前条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、支援法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
- 3 市町村長は、支援法人が前項の規定による命令に違反したときは、第二十三条第一項の規定による指定を取り消すことができる。
- 4 市町村長は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(情報の提供等)

第二十六条 国及び地方公共団体は、支援法人に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

- 2 市町村長は、支援法人からその業務の遂行のため空家等の所有者等を知る必要があるとして、空家等の所有者等に関する情報(以下この項及び次項において「所有者等関連情報」という。)の提供の求めがあったときは、当該空家等の所有者等の探索に必要な限度で、当該支援法人に対し、所有者等関連情報を提供するものとする。
- 3 前項の場合において、市町村長は、支援法人に対し所有者等関連情報を提供するときは、あらかじめ、当該所有者等関連情報を提供することについて本人(当該所有者等関連情報によって識別される特定の個人をいう。)の同意を得なければならない。
- 4 前項の同意は、その所在が判明している者に対して求めれば足りる。

(支援法人による空家等対策計画の作成等の提案)

第二十七条 支援法人は、その業務を行うために必要があると認めるときは、市町村に対し、国土交通省令・総務省令で定めるところにより、空家等対策計画の作成又は変更をすることを提案することができる。この場合においては、基本指針に即して、当該提案に係る空家等対策計画の素案を作成して、これを提示しなければならない。

- 2 前項の規定による提案を受けた市町村は、当該提案に基づき空家等対策計画の作成又は変更をするか否かについて、遅滞なく、当該提案をした支援法人に通知するものとする。この場合において、空家等対策計画の作成又は変更をしないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。

(市町村長への要請)

第二十八条 支援法人は、空家等、管理不全空家等又は特定空家等につき、その適切な管理のため特に必要があると認めるときは、市町村長に対し、第十四条各項の規定による請求をするよう要請することができる。

- 2 市町村長は、前項の規定による要請があった場合において、必要があると認めるときは、第十四条各項の規定による請求をするものとする。
- 3 市町村長は、第一項の規定による要請があった場合において、第十四条各項の規定による請求をする必要がないと判断したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該要請をした支援法人に通知するものとする。

4-7. 第七章 雑則(第二十九条)

第二十九条 国及び都道府県は、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、空家等に関する対策の実施に要する費用に対する補助、地方交付税制度の拡充その他の必要な財政上の措置を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項に定めるもののほか、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、必要な税制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

4-8. 第八章 罰則(第三十条)

第三十条 第二十二條第三項の規定による市町村長の命令に違反した者は、五十万円以下の過料に処する。

2 第九条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第九条第二項から第五項まで、第十四条及び第十六条の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

2 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

